

令和7年12月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月2日（火）

議事日程第3号

令和7年12月2日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番8	6番	高本勝次君	76
順番9	5番	阪本久代君	90
順番10	3番	岡本喜好君	101
順番11	8番	田中博晃君	116
順番12	9番	堀内和久君	125
順番13	1番	森下伸吾君	140

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	井上稔章君
総務部長	中岡勝則君	経済推進部長	三浦康広君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	犬伏秀樹君	危機管理監	大岡久子君
建設部長	石井隆博君	会計管理者兼	井和彦君
上下水道部長	堤健君	教育部長	岡一行君

消防長 永井智之君
選挙管理委員会事務局長 辻本昌亮君
財政課長 三嶋信史君

病院事務局長 池之内正行君
監査委員事務局長 岩坪恭子君
政策企画課長 辻本真吾君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹山 奨
議事調査係長 中井ユリ

議会事務局次長 森本和也
書記 諸田泰己

(午前9時30分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、1番 森下君、10番 垣内君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（田中博晃君）日程第2 一般質問を行います。

順番8、6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）はじめに、この12月議会から、この画面見てて、私も補聴器をつけて、これすごく助かったなど。傍聴に来られる方も難聴の方がおられたら、これ大分助かると思いますので、知り合いの方で、この画面あるから見ますということで声かけていただいて、できるだけ多く、たくさん傍聴来ていただけるように声かけてくださるように、はじめにお願いいたします。よろしく。

そうしたら、皆さん、改めておはようござ

います。トップバッターでございますので、落ち着いて一般質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

今回、四点あります、まずははじめに、1項目めは、小・中学校児童、生徒のインフルエンザワクチン予防接種補助制度についてでございます。

インフルエンザに感染すると、中耳炎や気管支炎、肺炎、脳症、心筋梗塞などの合併症を引き起こすことがあります、合併症の中でも肺炎と脳症は突然重症化しやすい病気として知られています。

とりわけインフルエンザ脳症は、悪化すると命に関わることもあると言われており、インフルエンザワクチンを接種すると、このような合併症を防げる確率が高まると言われています。

ちょっと余談一つ言いましたら、今朝テレビを見ていましたら、そのインフルエンザ脳症、子どもさん、5歳ぐらいだったかな、なった番組が朝一やっていました。

救急車を呼んで助かったということなんですけど、大人はならんとは限らんと言っていましたけど、本当にインフルエンザ脳症というのはすごい危険な、命に関わるすごい病気らしいです。そんなことも今朝テレビで見てきました。

「自治体におけるインフルエンザワクチン接種費用助成の実態」という研究報告書によ

りますと、2019年に全国1,741の市町村を対象に調査を実施したところ、99.5%の市区町村から回答があり、それによると、費用助成をしている市町村の数及び割合は、未就学児では792自治体で46%。小学生では745自治体で43%ということで、中学生では741自治体で43%ということで、高校生、妊婦の方もいざれか入れると助成率は49%ありました。

和歌山県下での実施自治体は、御坊市が1回につき1,000円を助成しています。日高町では13歳から18歳までは1回接種で1,000円、13歳未満は2回接種で1回1,000円ですので、2回接種で2,000円ということでなっています。

もう大阪府のほうを調べましたら、四つの自治体では、年齢の違いがありますが、だいたい1,000円から1,500円の助成をしているところです。全国的にも同額の助成をしているところが4割強あるということです。

インフルエンザワクチン接種の費用について橋本市内のクリニックを調べたところ、1回接種で3,000から3,500円かかるように、私は問合せしたら言っていました。今年も学級閉鎖が予想される中、子育て支援策として、また、重症化を防ぐ対策としても費用助成制度を実施していただきたいと思いますが、見解をお尋ねします。

2項目めは、朝の子どもの居場所問題についてであります。

保護者の出勤時間と子どもの登校時間に大きなずれが生じた場合の、子どもの朝の居場所確保についてお伺いします。

就学後に預け先が見つからず保護者の仕事との両立が困難になる、いわゆる小1の壁が問題になっています。こども家庭庁はこの問題で調査を行い、担当者は「自治体でニーズを把握し、必要な取組みを進めてほしい」と話しています。

大阪府豊中市では朝7時からの小学校見守

り事業を今年の4月から始めています。概ね7時30分以降に自宅を出る児童は保護者の付添いは不要とのことです。新1年生は7時30分以降であっても可能な限り保護者の付添いをお願いしたいということです。

茨城県笠間市では親の多様な働き方支援ということで始めています。笠間市では朝7時から7時45分頃まで児童を会議室で受け入れ、読書や自習をして過ごすことができ、利用料は無料です。

本市では朝の居場所についてどうなっていますか。現状のニーズをつかむことと、その対応についてお尋ねします。

三つ目の大きな項目は、橋本市新しい学校づくり推進計画（素案）へのパブリックコメントについてお尋ねします。

橋本市教育委員会学校再編推進室が学校再編計画についてパブリックコメント（市民意見募集）を10月31日締切りで実施しました。市民からの意見応募は何件ありましたか。学校の統廃合による再編計画に対して、賛成の立場、反対の立場、それぞれ何件ありましたか。また、その意見内容について詳しくお尋ねします。

そのパブリックコメントの意見を踏まえて、推進計画がどのように進められるのか、お伺いします。

四つ目の項目ですが、廃止・除却される市営住宅と旧高野口浄水場についてお尋ねします。

廃止計画なっている市営住宅があります。当該住宅に入居されている居住者は、引っ越し等の話合いでどのような状況になっていますか。

また、旧高野口浄水場が廃止となっていますが、大規模災害等で飲料水以外の災害対策で活用できないものか、お伺いします。

以上四点、大きな項目を質問させていただ

きます。ご答弁、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君の質問項目1、小・中学校児童、生徒のインフルエンザワクチン予防接種補助制度に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）おはようございます。よろしくお願ひいたします。

小・中学校児童、生徒のインフルエンザワクチン予防接種補助制度についてお答えします。

子どもへのインフルエンザ予防接種は、発症や重症化のリスクを低減させる効果が期待されているものの、ワクチンの接種によって社会全体の流行を阻止し得ることを積極的に肯定する研究データが十分に存在しないことから、平成6年の予防接種法改正により定期接種から任意接種に移行しています。

任意接種は国が接種を認めているものの予防接種法には定められていないワクチンによる予防接種であり、接種を希望した方が、ワクチン接種により得られる効果、また、副反応の可能性などを十分理解した上で実施するものです。

議員おただしのとおり、小・中学校児童生徒のインフルエンザワクチン予防接種に対し、他自治体においては独自に助成を実施している例も見られますが、本市においては、さきに述べました平成6年の予防接種法改正により定期接種から任意接種に移行した経緯、また、重症の副反応が万が一起きた場合、定期接種とされていないことから予防接種健康被害救済制度による補償が受けられないという課題を踏まえ、現時点では本市独自で任意接種である子どもへのインフルエンザ予防接種への助成制度を導入する予定はございません。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、一番最初にお尋ねします。過去2年間ですが、2023年度、2024年度でインフルエンザによる学級閉鎖はそれぞれ何回あったのか、お聞きします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）学級閉鎖につきましては、令和5年度で学級数で44、令和6年度で31あったように確認させていただいております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。毎年、携帯にいろいろ情報が流れています、学級閉鎖が起こっていますということで。

そうしたら、お聞きしたいんですが、学級閉鎖が起こった場合に、どういった課題となって、その当時、その対応をするためにどういったことが課題になっているのか、ちょっとお話しできたらお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）まず、なぜ学級閉鎖をするかということなんですかでも、やっぱり拡大を防いでいくということが一番の目的です。学校だけで判断するだけでなく、校医に相談の上、今の現状、そしてこれからどういうことが予想されるかということも鑑みて学級閉鎖を決めることとしています。

その際にやはり課題になるのは、どれだけの期間するかということなんですかでも、それが延びれば延びるほど、やっぱり学習に対する時間が制約されていくというところが予想されます。

ただ、インフルエンザになっていない子どもさんもおられますから、その子どもさんへの対応ということと、なっている子どもへの

対応と。それは、各学校によってどう対応するかというのは様々状況を見て対応するんですけども、そういうことも配慮しながら対応していかなければならぬ状況です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。

そうしたら、ちょっとお聞きします。2019年の全国の、これ答弁いただいたところで繰り返しますが、ぜひお答え願いたいんですが、2019年の全国の自治体の調査によって、小学生、中学生、どちらも43%の自治体でインフルエンザ予防接種制度を実施されています。

そこで、予防接種補助制度を実施している自治体がこれだけようになりますので、本市の場合は補助制度を実施していないという現状であります。実際に実施している自治体と本市のように実施していない自治体との大きな違いは、私どうも疑問を持っていますので、大きな違いはこれだということを明確に分かるように、市民の方が聞かれて分かるよう答えていただけませんか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

助成を実施している市町村の実施理由といったしましては、ちょっと確認をさせていただいているところ、接種費用の一部を負担することによって接種を希望する方が受けやすい体制を整備する、インフルエンザの発症、重症化並びに感染の拡大を予防するということが主な理由として挙げられてございます。

しかしながら、これ繰り返しの答弁にはなるんですけども、任意接種である子どもへのインフルエンザ予防接種への助成については、先ほど壇上のほうでお答えさせていただきましたとおり、国において平成6年度にインフルエンザワクチン予防接種により集団感染を防ぐ手段としての効果が十分でなかった

という経緯に基づいて予防接種法の対象から除外されているというそういう経緯、また、重症の副反応が万が一起きた場合の、定期接種とされていないことからの救済制度による補償が受けられないという課題、そういう課題を踏まえた上で本市として実施する予定はございませんというようなお答えをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）部長、今の答弁なんんですけど、実施しているところの自治体は、いろいろ後からの救済制度の問題はあるんですけど、そやけど、実施していないところと実施しているところの、今ご答弁いただいたのは全然大きな違いじゃないと思うんです。私はそれはちょっと違うんじゃないかと私は今聞いて思ったんですけど、ちょっと再度お答えありますか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）あと、助成しているその自治体に確認させていただきました際に、その接種率では、助成をしていることでどれぐらい接種されているのかというところについても確認をさせていただきましたところ、一番多いところ、確認している範囲でございますけれども、約30%、3割程度というふうに聞かせていただいてございます。

加えまして、国の厚生労働省のほうのインフルエンザに関係するQ&Aの中で、これは乳幼児においてのことなんですけれども、インフルエンザワクチンの有効性というのは20%から60%の発病予防効果という形で示されてございます。当該予防接種に対する助成を奨励して対象者全員が接種したとしても、先ほど来、学級閉鎖等々のご質問のところで議員触れられておられましたけれども、100%学級閉鎖がなくなるというわけでは、この中

で見ましてもちょっとと考えられないのかなというふうにも思います。

ワクチン接種による予防効果というのは一定あると思いますけれども、そのようなことも踏まえまして、全体的に、先ほどのお答えも併せて踏まえまして、市としては現状、現時点でのこの助成制度というのを進めるといいますか、行う、実施する予定というのはないというお答えになります。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）最初の答弁を見てみましら、予防接種健康被害救済制度の対象にならないと。これ定期接種でないために、任意接種のためにそのようになると。この被害救済制度の対象にならないからという、これも大きな理由なんですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）こちらの救済制度の分につきましては、他の任意ワクチン定期接種、そのところでも当てはまつてくる話なんですけれども、実際に定期接種化されておりましたら、こういう制度によってある一定の補償というのが受けられる、それが任意接種の場合であると、任意接種のほうでの補償制度というのもあるんですけども、定期接種のような十分な額によっては、率によっては半分に満たないような補償でしか受け入れないというようなところもあるというのが出てございますので、そこも課題の一つというふうに市としては考えてございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、部長おっしゃったんですけど、最初の答弁で、こういう救済制度、予防接種健康被害救済制度がないということを言われていました。だから、何か、今、部長は答弁されたんですけど、私もちよつと

調べてみたんですけど、任意接種でも補償ないのかと思ったら、今、部長おっしゃったんですけど、私調べましたら、予防接種助成制度を実施している自治体、幾つか問い合わせて聞きました。

そうしたら、どういうことをされているかというたら、実際に予防接種を受ける児童生徒数は4割なので、予防接種の予算については、予算のことなんんですけども、児童生徒数は実際に予防接種されている方は3割か4割ぐらいの方しか接種されていないということで、費用的にはそれは全児童数の計算したらすごいお金がかかるんですけども、予算としては組んでおりません。

令和7年度5月現在の生徒数で、本市でいいますと、1回接種で1,000円助成したと仮定しますと、小学生では2回接種せなあきませんので、4割の生徒で計算すると302万4,000円ということで、中学生では1回接種ですから、4割の生徒で仮定して予算を組むとしたら47万4,000円ということで、実際に合計してみましたら、349万8,000円の予算があれば実際に可能だということで、他の自治体もこういう予算を組んでいるんです。全児童が接種するという形でしていませんので。こんなことで349万8,000円ということになります。

予防接種はインフルエンザ感染とか学級閉鎖を少しでも防ぐことにもつながってきますので、保護者の負担を減らしたり、子育てがたくさんおられる家庭への支援にもなりますので、これぐらいの予算、これぐらいと言うたら失礼んですけど、349万8,000円、これ組めないことないと思うんですけど、その予算金額を考えて、いかがなものかをお伺いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）当市といたしましても、今、議員おっしゃっていただきましたような財政的な試算というのも一度して

みておるんですけども、だいたい議員のおっしゃられるような、私どもの試算では接種率7割というふうな仮定をして約800万円ぐらいでしたので、だいたい割り戻していったら議員が今おっしゃっていただいたような300万円台ぐらいの金額にはなるのかなというふうには思います。

ただ、金額そのものにつきまして、これぐらいの金額ならばというようなことも頂いたんですけども、当然これワクチンの助成に限らず、市が何か施策として補助する、助成するというようなことになってきましたら、当然、金額、財源というのが一つの問題といいますか検討しなければならない事項の一つにはなってくるんですけども、今回、議員がご提案いただいておりますこのインフルエンザのワクチンの予防接種に関する補助、助成制度につきましては、この金額というものもあるんですけども、それ以上にといいますか、先ほど来申しましたような効果であるとかそういうところを踏まえて、市としては助成ということについての実施というのは現時点では考えていないというところでございますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、部長、答弁いただいたんですが、全国4割強の自治体で実施されているのは、今、部長が答弁でおっしゃったことは、それはもう重々承知の上で実施されていると思うんですよ。そんなこと抜きで実施していると思いません。だから、今の答弁はちょっと当たらないと私は思います。

それでは、続けてちょっと質問いいですか。

そうしたらお聞きします。先ほどちょっと言いかけましたが、答弁では、定期接種でないために予防接種健康被害救済制度による補

償が受けられないということになっておりますが、さっき部長も少し触れましたが、任意接種の場合はそんなら補償がないのかというたら、きっちり二つあります、任意接種による健康被害への救済制度というのあります。

言いますと、橋本市が行政措置として実施する予防接種によって健康被害が生じた場合、独立行政法人医薬品副作用被害救済制度というのがあります。だいたい2分の1、予防接種健康被害救済制度よりは2分の1ぐらいですけど、補償は、金額は少なくなる。

もう一つ、独立行政法人医薬品副作用被害救済制度という、それに加えて、全国市長会予防接種事故賠償補償保険というのが行政措置災害補償保険の対象となって、これもあるということで、補償制度が二つあるんです。

ということで、御坊市ではこれを利用しております。調べましたら、兵庫県姫路市もこの補償制度を利用して実施しているということです。全国どこでも、4割強のところはこういった救済制度、賠償を補償する保険を使って実施しているということです。

だから、補償が心配やということではなくて、全国どこでもこういう救済制度があるから、任意接種の場合でも、救済制度、こういった二つの補助制度がありますので、実施しているところが実際であります。

そんなことで、本市でも予防接種補助制度を実施していただきたいというのが、もう強く願っているんですが、見解をお尋ねします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）先ほど来と同じような答弁という形になってしまふんですけども、今、議員がおっしゃられましたような任意接種に係る補償制度があるということにつきましては先ほども私が少し触れさせていただいたと思うんですけども、その部

分についても認識というのはしてございます。

ただ、補償の割合であったりとか、そういう問題があるよというのが課題の一つですという形で述べさせていただいているところでございます。あくまで今申しましたように課題の一つというところでありますと、やはりもともとの国の感染拡大防止云々というところのデータ的なものが、もともとが定期接種でしたけれども、そのようないろんな経緯があって任意接種に移行しているという、その効果という部分についての部分というのを本市としてもとらまえて、あと、助成制度を設けている自治体とかを確認させていただいても先ほど申しましたように接種率というのは3割程度で、実際に、乳幼児ですけれども2割から6割の発症であるというそういうデータ、そういうところの効果・効能の部分というのも確認させていただいた上で、今、本市の方向性といいますか、というところで判断というんですか、させていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたらお聞きしたいんですが、橋本市の小学生、中学生、子どもたちにインフルエンザ予防接種によってそういう事故があったことは過去にあるんですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）過去に事故はありました。もう大分前の話になるので詳しいことは、私のもう記憶の範囲での答弁になりますのでお許しいただきたいんですけども、昭和58年か59年頃だったと思います。1人のお子さんが亡くなるという、そういう事故があったのを記憶しております。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）どこの自治体でもたくさんやっている、かなりやっているところはあるんですが、そういった事故を心配してこういう救済制度も任意接種でもあるということで提供されているんですが、何というんか、万が一にそういうことがあるいうことを、教育長もおっしゃられたように、過去にそういうのがあったということで、実際にはそういうところ、事故というのは起こり得ない状況に今はあると思います。

だから、補償制度のことで実施するのは難しいとかということではなくて、せっかくこういう任意接種でも二つの補償制度があるわけですから、ぜひとも実施していただきたいし、今、部長がいろいろ答弁されたことも含めて、そういったことも踏まえて4割強が実施しているんでしょう。だから、やっぱりこれ何とかしてあげなあかんというような思いで実施しているところはやっていると思うんです。

もうそういう意味で、なかなか当市では、今、部長おっしゃったとおりで、いろいろ幾つか言いましたけど、そのことを理由で途中でやめている自治体はあるんでしょうか。だから、やっぱりこれ何とか子どもたちのために何とか実施したらなあかんと思って実施している、続けていると思うんです。

だから、その辺ではちょっと真剣に考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）実際に今、事故の事例というようなところでも、議員、今、ご確認いただきながら、実際にあったというようなご報告も教育長からもあったんですけども、答弁としては、もう先ほどからと同じような形になるんですけども、効果あるいは費用対効果、接種率云々とかそういうところで、果たしてこの助成でどこまで費用対

効果があって、どこまで感染の予防があって、重症化をどこまで防ぐのがあるのかという国なり何なりというところのデータとかを基にして、それを踏まえながら助成制度として、やはり財源も当然必要となってまいりますので、市としてはそういうのをトータル的に考えた上での現時点での判断でございます。

あと、市として任意接種そのものも否定しているわけでは全然ございませんので、先ほど来の補償、議員もおっしゃっていただいているような任意接種における補償制度であるとか、そういう効果とかというのを総合的に判断していただいて、ご家庭の中で、実際お子さまがそれをご理解して判断するというのはなかなか難しいと思いますので、保護者がそういうのを踏まえた中でご判断して任意接種をされる、そういうところについて本市として全然、先ほども申しましたみたいに、それ自体を否定しているわけでもございませんので、あくまで助成制度という観点から考えたときに、繰り返しですけれども、今まで申し上げてきた内容を基にして、現時点では市としては考えていないと。

今後また国がいろいろとそういうデータを集めてきた中で、予防接種法の中での何かしらの動きがあったときには、その時点では市としても当然検討はしていく形になりますけれども、あくまで現時点では、先ほど来お答えさせていただいておりますようなことでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）部長の答弁は繰り返しになっておるんですが、やっぱりこれ検討して、やっぱり検討の課題に入れていただいて、助成制度を実施できるような方向で協議を進めていただけるように、ぜひともちょっとこ

れ、くれぐれもお願いしたいと思いますんですが、部長も答弁でそうおっしゃいましたけども、これはやっぱり全国でそんなケースで、部長が答弁されたことは全部それを承知の上でやっているんです。答弁されたこと全部、重々承知の上で続けてやっているんですね。

だから、やっぱり本市でも、やっぱり和歌山県の中でまだ実際にしているところは二つしか自治体はありませんけど、やっぱり先陣を切って、やっぱり橋本市でやっぱりぜひとも実施いただけるように、くれぐれも検討の課題に入れてくれてくださいようにお願いしてこの質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、朝の子どもの居場所問題に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）朝の子どもの居場所問題についてお答えします。

市内の全14小学校を対象として、児童の早朝登校の実態について聞き取り調査を行いました。その結果、保護者の就労等の関係により早朝から児童を受け入れてほしいという具体的な相談が確認された学校は1校のみであり、その他の学校では特段の相談は上がっていない状況です。

また、要望としては上がっていないものの、保護者の就労等の都合で通常の開門前の時間帯に登校する児童は、各校とも数名程度にとどまっています。

このことから教育委員会としては、小学校における朝の受入れに対する需要は現在のところ限局的であると判断しており、朝の受入れ事業を新規に実施することは考えておりません。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、答弁ありましたんですが、各校とも数名程度おられるということ。私、直接聞いた学校の名前は申し上げませんが、始まる前に門が閉まっているもので、その前で四、五人の子どもさんがうろうろしていたということを聞きました、ある学校で。

だからやっぱり、放置しておくのがいいのかどうかという、私、気になりますので、やっぱり親が早く出勤するから学校へ行かせているんと思うんですけど、やっぱりこれ放つとけないという課題でも私はありますので、それで、こども家庭庁が初めて昨年度実施したわけなんです。

委託してこの調査したんですが、その中でこういう質問がありまして、子どもが1人で過ごす時間があるんですが、不安であるという回答が28.3%あったと。また、学校がある日の朝、始業前に自宅以外の居場所があれば利用しますかと言うたら、それが42%あったんです。だから、今現状、子どもを早く行かせる親もおられるんですが、やっぱりあつたら助かるなという声が実態なんです。

そういう意味で、結局、自分のおじいさんおばあさんに見てもらったり近所の知り合いに見てもらったりと、登校するまで、そういうところがほとんど多いと思うんです。そういうお子さんがおられたら。だから、それであれば助かるなという声が実際にあるのではないかと私は思います、調査したわけじゃないんですが。こども家庭庁が調査したら、そういうふうな回答があるということです。

そういう意味で、保護者のニーズをつかむという意味では、私個人的にはアンケートを取ったりするのも方法ではないかと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

確かに子育て支援としてサービスがあることには越したことはないというところは私たちも一定の思いはあるんですけども、各校からの実態調査からも、今ではやっぱりニーズが少なく、現段階では導入の前向きな検討はやっぱりしておりません。

共働きの世帯とか就業時間の早い業種のサービスへお勤めの方もいらっしゃいますので、こども園のときに早朝保育をご利用されていた方でありますたらそういうニーズもあるところは、僅かであるんですけども、そういった方のために就学時健康診断、入学前に開門時間のほうを各学校のほうで説明させてもらっております、そういう形でご理解を頂いているところでございますので、アンケートにつきましても、そこまでは至らないかなというふうに現在は感じております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、部長おっしゃった答弁なんですが、入学前の保護者との会話でそういう話があると思うんですが、だから、そのときに保護者に、お子さんが新1年生、特に新1年生へ行かれるときに、子どもが学校へ行かれる前に親は何時頃出勤されているんですか、心配ないですか、子どもよりも早く出勤するんですかとか、そういう状況を聞いてあげるというのも一つ、そういう子どもがおられるんだないことも分かりますし、実際聞いてみたら、担任の先生が放つとけないから早く行っているということもあるのではないかと聞きましたので、その辺では、そのまま放置していいのかなと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）なかなか放置というのが言葉としてはきついところがあるんですけども、確かに子育て支援としてはそういう

う観点あるかもしれないんですけど、なかなか教育施策として、保護者の就労時間は何時ですかとまでお聞きして受入れを早くというところまでは、やはり学校としても限界がありますので、こういったところでは、できるだけ保護者に学校の開門時間とかそういったところをご理解いただいて、ご調整いただくというふうにお願いしたいところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、現状、早く何人か子どもも、さっさと答弁ありました、各校数名程度といって、そういう数名程度でも学校へ早く来ておられる、門が閉まっている、その現状、どうしたらいいんでしょうか。ちょっとそれはそのまま見過ごしていくんですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）今ご提案いただいていることについては、子どもの立場に立って考えのか親の立場に立って考えるのかによって、これは施策は変わってくると思うんです。今言っていたいしているのは、親の立場に立っての施策をどうにかということでご提案いただいている。

私たちは子どもにとてはどうかということを考える必要があると思っています。ですから、できるだけ子どもというのはしっかりとおうちで健康な状態を持って学校へ来ていたい、それでしっかりと勉強していただきたいと、そんなふうに思っています。朝早く来ることによってそれが阻害されるようなことはあってはいけないかなと、そんなふうに思います。

もし何かの対応をすることであるならば、親にとての面から施策というのを考えていかなければならぬかなと思っています。私たちは子どもにとてはどうかとい

立場で物を想えていきたいと思いますので、なかなか教育委員会としてこうしていくということは、今、部長、先ほどから答弁しているとおり現時点では想えていませんが、ただ、現状、子どもが来ているということに対してはやっぱり放つておくことはできないという、それはあります。

ですから、二つ、対応というのは私の経験で言うと、してきています。一つは、やっぱり来ている状況はあるのでやっぱり見ていかなあかんということです。これはあります。

けれども、私たち教員として勤めているときについてはやっぱり勤務時間というのもありますから、そこもきっちり分かっていただきたいというような啓発というのもしてきました。その中で、私の勤務していたときにもやっぱりそういう子どもはおられたので、そういったお願いをすることによって少し子どもが来る時間が遅くなっているのはありました。

けれども、やっぱりどうしてもというところはあるご家庭もあるかなと思うので、違う視点からの取組みというのは必要なのかなと、そんなふうに思っているところです。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。ぜひ検討いただいて、どうすればいいかという方向をまた示していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

これはこれで終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、橋本市新しい学校づくり推進計画（素案）へのパブリックコメントに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）橋本市新しい学校づくり推進計画（素案）へのパブリックコメントについてお答えします。

パブリックコメントについては、橋本市パブリックコメント手続要綱に基づき、10月8日から10月31日までを意見の募集期間として実施しました。結果としては、53名の方から82件のご意見を頂いており、市の考え方も含め、市ホームページなどで公表しているところです。

橋本市新しい学校づくり推進計画については、学校教育でめざす子ども像と重点目標、重点目標の実現に向けた学校施設機能の整備、学校再編計画、学校跡地の活用方針などで構成しています。そのため、頂いたご意見も多岐にわたっていることから、新しい学校づくり及び学校運営全般に関すること、学校の再編統合及び留意事項に関すること、スクールバスを含めた通学に関すること、学校跡地の利活用に関すること、その他のご意見に分類をしています。

ご意見の内容について、一例ではあります
が、一つ目の新しい学校づくり及び学校運営全般に関することでは、計画の目的や策定に
係る経過、七つの重点目標、学校の運営など
です。

二つ目の学校の再編統合及び留意事項に関する
ことでは、再編統合への賛否、学校規模、
再編統合における留意事項などであり、三つ
目の通学に関する事では、スクールバスの
運行、通学路の安全面、自転車通学などです。

四つ目の学校跡地の利活用に関する事では、
決定までのプロセスや個別の学校への思
い、具体的な提案などであり、五つ目のその
他では、高野口中学校の建て替えなどについ
てとなっています。

全体を通して、様々な角度から貴重なご意
見を頂いたと考えています。

学校の再編統合に関するご意見では、再編
への賛否に関して明確な意思表示をされてい
るもので、賛成の立場が4件、反対の立場が

16件となっています。

次に、パブリックコメントを踏まえた推進
計画の進め方については、意見に対する本市
の考え方をお示ししていますが、これに包含
される学校再編計画については、子どもたち
にとってより良い教育環境、学習環境の構築
を第一に考えております。今後も丁寧に説明
していきたいと考えています。

また、学校再編における留意事項など、こ
れから具体的に再編統合を進めていく上での
対応については、パブリックコメントのご意
見からも、改めてその必要性、重要性を再認
識したところです。今後、保護者、地域住民、
教育関係者等と丁寧に話し合いながら、再編
統合に向けた準備を段階的に進めたいと考
えています。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問
ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、学校再編
計画、統合計画についてちょっとお聞きしま
す。

どっちかいうとパブリックコメントの中で
賛成の立場、反対の立場ということで、全体
を通して慎重に進めるべきではないかなとい
うことで、それぞれその三点について、三つ
の意見について、一つずつちょっと、特徴的
なことがありましたらおっしゃっていただけ
たらと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、賛成の立場からなんですが、ま
ず、少人数の運営の人間関係の固定化を回避
したり、多様な学び方や集団活動の確保がで
きるということであったり、9年間の学びに
つながること、1学年2学級以上が望ましい
という学級規模に対して賛同するご意見があ
りました。

それから反対の立場なんですけども、これは説明会・意見交換会でもあったんですけども、地域から学校がなくなりますとその地域が廃れる、若い世帯が入ってこなくなるという意見がやはり多かったように思います。

また、小学校は徒歩通学の歩ける距離に残すべきというご意見であったり、少人数だから子どもの学びが損なわれる、その教育学的な根拠はないということもあり、あと一つは住民への説明不足というのもご指摘があつて反対の意見がありました。

それから、慎重なというところなんですけども、いろいろある中で、1学年2学級にすることで七つの重点目標が達成できるのか、あるいは、めざす子ども像がなぜ再編につながるのか分からず、子どもたちのよりよい環境の中身をもっと考える必要があるとかいう様々なご意見を頂いて、慎重派のご意見というのも多数あった次第でございます。

一例としては以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今ご答弁いただいたように、賛成、反対、もっと時間をかけて慎重に決めるべきというご意見があつたんですが、そういったパブリックコメント、反対の意見も多かったということですね、かなり、数としては。

そういったご意見を頂きながら、学校再編計画そのものは全然、そんなにパブリックコメントに全然影響しなかったというのがどうも、なかなか、変更しなかったという言い方があれかも分からんけど、その辺がどうもこのパブリックコメントの結果を踏まえて、どうも納得できないところがあるんですが、いかがですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

パブリックコメントは推進計画全体に頂い

たんですけども、大半といいますか中心のところは学校再編に関することでした。

確かに、今、市内の小学校で、小規模の学校が一人ひとりの子どもに教員の目が届きやすいとか活躍する場面をつくりやすいとかという、そういう一部メリットはありますけども、一方で、多様な価値観に触れることに限界がありますので、子ども同士で意見を交わしたり協調性を育んだり、理解を深める授業というのは難しいという現状もあります。

授業スタイルも近年変わってきておりまして、何を学ぶのかではなくて、どのように学ぶのかというのも重視されています。従来の一定の一斉スタイルの授業から、子ども同士でグループ学習や学び合い、それから探求学習などいろんな学習形態による授業改善というのが進められています。

ですので、学校再編という手法で一定の規模を備えることで、子どもたちの主体性を育んだり対話的な学び等によって学びの質の向上が図れる学校にしたいという思いがありましたので、学校再編につきましては素案のとおり計画にさせてもらったという次第でございます。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたらお聞きしたいんですけど、パブリックコメントは一体何のために取ったのか疑問があるんですが、それはこの再編計画の中に影響しないということで、あらかじめ重々承知の上でやつたんでしょうか、お聞きします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）いや、確かにご意見としましては、賛成、反対、慎重とたくさんの方の意見は頂いたんですけども、私たち教育委員会は2期方針の策定のときから、これまで約2年半にかけて、子どもの学習環境に重きを置いてずっと議論してきました。

今回、パブリックコメントで学校の、地域のことでもまちづくりに関することで、反対の意見はあったんですけども、やはり焦点は子どもたちのこれから、将来の子どもたちのことを思っての学習環境を整えるべきだということで、素案をこのまま、教育委員会の2期方針の学校再編の方針を市の政策として位置づけたものでございます。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたらお聞きしたいんですが、パブリックコメントをご覧になって、そこで政策調整会議というのはなさったのかどうか、お聞きします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）政策調整会議、行いました。行っております。そちらで政策として、教育委員会の方針が市の計画として位置づけられた次第です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それはいつやったんですか。パブリックコメントの結果が出てから、それを踏まえて政策調整会議をされたんですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

さようございます。パブリックコメントの受付終了後、いつというのは11月19日に実施いたしました。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、パブリックコメントの後、政策調整会議をされて、どんな意見が出たんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）学校再編につきましては、今まで教育委員会が方針に掲げておりましたとおりであったんですけども、再編後のいわゆる特色ある学校づくり、そういう

たところをきっちりと保護者の方とかにお示しできるようにという形で命があった次第でございます。

その後は、予算的なこともあったんですけども、そういったところも議論して、これからもっと慎重に再議論していくということになっております。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）パブリックコメントで反対が16人、賛成が4件ほどあったということで、反対がこんだけあったことについて議論はあったんですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）その旨の説明もいたしました。議論といいますか、結論としては、再編経過における統廃合の対象校であったりスケジュール計画は素案のとおりということで提案は通った次第です。

また、個々のスクールバスなどの詳細については別途協議するということになっておりますが、具体的にどんな協議ができるのかというところを教育委員会で示すような形で指示があって、今後整理していく次第でございます。そういった形で議論は行いました。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、政策調整会議ではもともと教育委員会が進めようとしているこの計画そのものが予定どおり進行したらいい、反対がこんだけあっても予定どおりの計画を進行したらいいということに、結論的にそういうふうに話がまとまったんですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）推進計画の中の学校再編計画につきましては、そのように通りました。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）どうも何か市民の意見がこの調整会議で議論十分されていないよう私感じます。だから、何かもうスケジュールどおりがどんどん進んでいるというイメージを私受けておりますので、何かその辺ではちょっとどうも納得できないなと思います。

これ議論してもあれですから、一応その状況で、やっぱり本当に、地域の声が政策調整会議で本当に熱っぽく議論してほしいなと。反対16件もあったのに何か不思議だなとすごく私は思います。取りあえず、改めてちょっとよく検討していただくようにお願いして、この質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目4、廃止・除却される市営住宅と旧高野口浄水場に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君）廃止・除却される市営住宅と旧高野口浄水場についてお答えします。

まず、廃止計画になっている市営住宅居住者の引っ越しなどの話合いの状況についてですが、現在、橋本市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の用途廃止を段階的に進めており、対象となる入居者の方々と順次、移転に関する話合いを行っています。

このうち木造住宅については、令和4年度で対象82世帯全ての入居者の移転が完了し、令和8年度中には全ての除却が完了する見込みです。また、非木造住宅の用途廃止についても、令和4年度に177世帯を対象に説明や意向調査を実施し、令和5年度から個別に移転先の相談や移転補償費の支援など、可能な限り入居者の意向に沿えるよう話合いを行っています。

なお、令和7年10月末時点で3分の1の移転が完了しており、令和29年度の移転完了に

向け、計画どおり用途廃止に向けた話合いができていると認識しています。

次に、旧高野口浄水場についてですが、水の安心で安定的な供給を目的に橋本市浄水場に一元化し、令和2年11月に機能廃止しています。

この施設は令和8年度で解体に係る設計を行い、その翌年度以降で建物を除却する予定ですが、取水井そのものは残置する計画です。

現在、取水井の水は浄水処理を行っていないため飲料水としての利用はできませんが、有事の際には水中ポンプなどを設置すれば生活用水として利用可能と考えます。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）話合いを進めていただいて、住んでおられる住民の皆さん分かりましたということで納得されるまで、ちょっと時間かけてでも繰り返し粘り強く対応していただくように。

高齢者が多いので、私が聞いている中では、もう年いってから引っ越しもしたくないと思っている方が相当数おられるみたいです。だから、本当に誠意を持って、時間かけて納得される形で引っ越し等をされるように進めていただけるようにお願いしたいと思います。

高野口の浄水場の件についてなんですが、橋本本管とつないでいるわけですから、もう既に使ってはないんですが、生活用水、洗濯とか風呂場とかそういうことに使える水になりますので、それでもやっぱり水質が、やっぱりどうでもええというわけではないと思いますので、生活用水に使うにも水質というのはやっぱり限度があると思うんですけど、その点は確認されているんですか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）壇上でも答弁

いたしましたけども、今、既にもう機能停止しております。井戸だけが残っているような状態ですので、そこの水質というのを確認はしておりません。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、いざ災害が起こったときに使えるか使えないか、水質検査してからするんですか。それじゃ何ぼ何でも間に合いませんよ。定期的に水質検査とかなあかんちやいますか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）飲料水として利用するのは基本的に橋本市浄水場の水を考えておりまして、高野口の今ある井戸に関しては、利用はできるとは申しましたけども、まず地震となったら今ある水がなくなるかもしれません。よく地震が起こったら井戸が枯れるということがございます。

水害におきましても、場所的なものもありますので、かつて水が浸かったときに、あの井戸の中にもいわゆる濁水が入って、当分の間そこから取水できへんだということがございますので、やはり井戸の水を使うというのは相当問題があるというふうに考えておりますので、基本的には、我々は飲料水として利用するのは橋本市浄水場の水であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）何かお答えになつてないと思うんですけど、本当にかなり、今の現状はあるわけですから、水はね。井戸水がやっぱり生かされるようにするための準備というのをされる必要があると思いますので、せつかくある水を、あんまり十分當てにしてないような言い方をされるんですが、やっぱりこれを、貴重な水をやっぱり使えるように、検査するのはそんな手間かかるんでしょう

か。だから、やっぱり定期的に、たとえ1年に1回でもやっぱり検査しておく必要があると私は思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）令和2年に皆さまのご理解を得て料金改定をしております。その中でもやはり経費を削減するためにいわゆる水源の一元化というのも図っておりますので、ここでまだ高野口の浄水場の井戸の水を使えるか使えへんかというのを判断するための水質試験をするというのは割と無駄になるんぢやうんかなというふうに思うところもありますので、現在のところ、うちの会計では考えておりません。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）何かえらい、あってもなかつてもええような、そんな感じの言い方に聞こえるんですけど。

そうでしょう。全然當てにしてないような扱い方のご答弁だと思います。これきっと、やっぱり安心して、いざというときにも使えるような水質検査を十分考えてください。

これで終わります。

○議長（田中博晃君）6番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）改めまして、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。今

回は3項目です。

まず、第1項目め、デマンドタクシーをドアからドアへ。

橋本市のデマンドタクシーはバス停方式です。しかし、高齢者にとって、自宅からバス停までが遠い、自宅から利用できるコースに目的地がないなどの理由で、利用を考えないことがあると思います。高齢者が買物や通院に自由に行ける環境をつくることは、住み続けることができる橋本市をつくることにもつながると思います。

そこで、バス停方式からドアからドアへ近づけることを求めます。

二つ目です。国民健康保険税の引下げを。

橋本市の国民健康保険税は毎年値上げをしています。令和7年度は県から提示される標準保険料率より高くなっています。県下の自治体の保険税をモデルケースで比べると、県下で一番高いというのが幾つもあります。

物価高騰の中でこれ以上高くなることは、さらに生活を圧迫します。令和8年度は引き下げるべきではありませんか。

三つ目です。訪問介護事業所に援助を。

訪問介護基本報酬の引下げが橋本市内の事業所にどのような影響を及ぼしているのか、訪問とアンケートで調査をしました。高木議員と2人で、橋本市のホームページにある市内の訪問介護相当サービスを行っている25か所の事業所を全て訪問いたしました。突然の訪問でありましたけれども、親切に対応していただくことができました。本当にありがとうございました。

その中で、訪問介護基本報酬の減額が収入を減少させる一方で最低賃金の向上や処遇改善加算の支払い等により事業所の経営が厳しい、最低賃金の支払いをするには事業所は赤字になるなど、事業所の規模にかかわらず経営の悪化が深刻であることがよく分かりました。

た。

また、新規職員の採用困難が起こっているということも分かりました。何か所かの事業所には表にヘルパー募集のポスターも貼っていました。新規職員の募集をしても応募がないというのが実態だということです。

訪問介護をする人がいなくなつて訪問介護ができなくなるという声さえありました。今は25か所事業所があるんですけども、訪問介護を担う事業所がなくなると困るのは市民です。市としての援助を求める。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君の質問項目1、デマンドタクシーをドアからドアへに対する答弁を求める。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）デマンドタクシーをドアからドアへについてお答えします。

高齢者の方々が買物や通院をしやすい環境を整えることは、住み続けられる橋本市を実現する上で非常に重要であり、市としても優先的に取り組むべき課題と認識しています。

現在運行しているデマンドタクシーは、ご指摘のとおり、自宅からバス停までの距離が遠いといったご意見を頂戴しています。しかしながら、全ての家庭を対象にドア・ツー・ドアで運行する方式に変更することにつきましては運行コストや人的資源の確保などの課題があり、現時点での導入予定はございません。

一方で、高齢者を含む多くの市民の皆さまが利便性の高い移動手段を利用できるよう改善を進めていくことは市の重要な責務であると考えていますので、自治会や地域の実情に合わせたバス停の設置場所の見直しなど、高齢者がより気軽に利用できるよう、現状で可能な改善に取り組んでまいります。

今後も市民の皆さまの声をしっかりと受け止めながら、住民目線に立った交通政策の実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）確かに「広報はしもと」12月号で来年1月からの改正点が載っていました。広報によりますと、今回の見直しでバス停の新設というところが10か所あります。自治会からの要望や地域の実情に合わせたバス停の見直しで、使いやすいものになるということはいいことだと思います。

ただ、紀の川市でもデマンド乗り合い交通が今年の1月8日から始まっています。橋本市と同じバス停方式ですけれども、バス停はごみの集積所と同じ場所という考え方で、まだ全域はやっていないんですけれども、紀の川市の川の北側、東西エリアでバス停が約330か所あります。また、川の南のエリアは来年以降始まるということではあります。

橋本市は今、デマンドでいえば全市域10コースで、バス停の数を正確じゃないんですけれど数えたら約160か所、紀の川市と橋本市と、何というか、地形も違うしいろいろ条件は違うとは思うんですけれども、やっぱりバス停の数で大きな差があります。

バス停の間隔が狭いほど結局自宅に近くなるというか、ドアからドアへに近くなるということになると思います。橋本市の場合、バス停の間隔、だいたい高齢者の方がバス停まで歩くのは、どのぐらいの距離だったら歩けるというふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）現状で、高齢者の方が歩ける距離数というのも人によってやはり大分差異があると思っております。何

メートルまでなら歩けるというような指針というのを持っていますが、その辺りは住民の皆さまからの声を重視した上で、バス停の位置等というのをしっかり検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）あと、確かに歩く距離、一人ひとり違うと思うんですけども、ただやっぱり、例えば距離だけじゃなくて、デマンドタクシーを使って自分の行きたいところに行こうと思ったときに、そのコースの中に目的地があればいいんですけども、バスとか電車とか、また、コミュニティバスとかと乗り継いで使っていかなければならないときに、どうしても時間がかかる。

ゆっくり余裕があるときでないと、行きも帰りもデマンドタクシーを使って行くというのはかなりしんどいと思うんです。それが結局、免許の返納をしないというか、車をいつまでも運転しないと生活ができないということに今つながっていると思うんです。

そのことも考えたときに、やっぱり少しでも普通に自分で移動できるようにしようと思ったら、結局、自分で移動できなくなったときは橋本市から離れることを考えるきっかけにもつながっていくと思うんです。いろんな方の話を聞いていても。だから、自分でやっぱりいろんなところに行ける条件をつくるということは、橋本市の人口を減らさない、維持するためにもすごく大事なことだと思うんです。

そのときにやっぱり、いろんなケースはあるけれども、バス停まで本当にしんどいという方については、何というかな、ちょっといろいろややこしいことを言っていますけど、もう一つ事前に資料をもらったところ、今年、2025年4月から10月までの7か月間にデマンドタクシーを利用した方は742日で1,534人、

全部のコースで合わせて。1日平均2人弱なんです。

突然使う方もあるけれども、結構しょっちゅう同じコースを使っている方もあると思います。そういう人には事前に登録、どこに家があるかということを登録してもらって、今のバス停よりも家に近いところに迎えに来てもらえるようにするとかということをすれば、何というかな、ドアからドアへに一歩でも近づくのではないかと思うんですけども、そういうことはできないでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）議員がおっしゃいましたように、目的地に行くための移動手段になるので、自分が行きたい目的地がそのルート上にないということであれば選択がなかなか難しいというのは十分認識ができるところであります。

しかしながら、現状、コミュニティバスの利用者につきましても年々増加しているというところもございます。現在、各停留所の利用状況をしっかりと把握した上で、必要に応じて位置の調整をすることで利便性の向上は図っていきたいというふうには考えています。

新たな制度をつくっていきますと、また市民全体の皆さんに対して混乱を招くことになりますし、現状、利用者も少しずつではありますか伸びているというところがあれば、今の現状でバス停の位置等ができるだけ皆さんを利用しやすい場所に移動する、もしくは新たなバス停を作る、こういうようなやり方で利便性をしっかりと向上、まずはさせていきたいと、このように考えております。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）最終的にはドアからドアへというのを私は目標にはしているんですけども、取りあえずはバス停までの距離をどんどん短くしていくというか利用しやすい

ようにしていくということを重点的にやってもらいたいなと思っているんです。

今、いろいろ、利用している方、また、地域からの要望とかに応じて、どんどん変更は可能であるというご答弁だったと思うんです。だから、そのことももっと、何というか、大々的にアピールしてもらえたならと思うんです。そうしたらもっと、ここがこうなったら使えるのになという声がたくさん出てくるのではないかなと思いますので、その辺よろしくお願いします。

それと、最終的には乗り継ぎしなくても、例えば通院とか買物とかができるような形になるというのがやっぱり一番の理想だと思うんです。今、コミュニティバスとかデマンドタクシーも、何回も何回もいろいろ良いようにということで改善はしているんだけれども、結局、例えば紀見ヶ丘であるとか城山台とか三石台というところは、前はコミュニティバスがもっと便利に通っていたのに、今は民間バスとの関係で通れなくなつて非常に使いにくいものになっている、そういう現状もありますので、すぐには解決しないとは思いますけれども、その辺での解決策といいますか、そういうのも考えていくいただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）まずは地域の公共交通を維持するために民間等が行っておる公共交通機関をなくさないというところが非常に大事だと思います。その上で民間が補完できないような箇所、こちらをコミュニティバスとかデマンド交通で対応しているというのが現状ですので、当然、市民の皆さんがより利用しやすい環境というのは今後もつくっていかなければいけないとは思っています。

そういう点で市民の皆さんからもご意見を頂戴して、できるだけ遠くまで歩かなくて

いいように、利便性が高まるように、こういったところはしっかり努力してまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）私、民間のバスなり、またタクシーなりがなくなってしまっていいとは決して思っていません。だけども、それが、特にバスとの競合ということが常に言われていて、そのことがかなりいろいろ制約になっているというふうには思います。

その辺で、どういう形にすればいいのかということはまだ分からぬけれども、やっぱり、とにかく住んでいる人が住み続けられる、そういうことをめざしたいということは共通している認識だと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

1番を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、国民健康保険税の引下げに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）国民健康保険税の引下げをについてお答えします。

現在、本市では和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、令和12年度の県下統一の保険税率導入に向け、令和2年度から計画的に毎年税率を改定しているところです。

改定にあたっては、令和5年度までは急激な値上げとならないよう国民健康保険事業基金の活用による激変緩和措置を講じ、当該基金が枯渇した令和6年度からは、県が市町村ごとに収支の均衡を考慮の上算出する標準保険税率を基準とした税率を定めることにより、基金に頼らない国保の財政運営に取り組んでいます。

議員おただしの国民健康保険税の引下げについてですが、国保財政の安定化のため、平

成30年度より国保の運営主体がこれまでの市町村単位から都道府県単位に変更されましたが、少子高齢化や社会保険の加入対象の拡大による被保険者数の減少や医療の高度化に伴う一人当たりの医療費の増加など、国保の状況は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、令和8年度の本市の国民健康保険税率につきましては、引き続き県が示す標準保険税率を基準に定めていきたいと考えています。

市として、今後も全国市長会とも連携しながら、国に対し国保加入者へのさらなる軽減措置の充実や財政支援の要望を継続していくなど、国保財政の安定化に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）令和7年度は、いろいろなモデルケースでいってもというか、とにかく橋本市はかなり国保税が高くなっています。そのことでずっと調べていったら、令和6年度の保険税率を決めるときの提案理由には、「令和6年度に標準保険税率とすることを目標に税率の見直しを行ってきました。しかし、収支が上がり基金残高もほぼゼロとなるので、令和6年度は税率を県から提示された標準保険料率を基に、医療分、支援分、介護分の所得割のみ0.1%余り増額とする」と。で、「基金を確保することとしたい」というふうに、令和6年度はプラス0.1%ということになっています。

次に、令和7年度の保険税率の提案のときには、令和6年度については0.1%余り増額としたけれども、国保特別会計は赤字収支となる見込みですと。それで、令和7年度を令和6年度と同様に0.1%の増額では赤字収支が継続する可能性が高いということで、0.3%の

増額にして国保特別会計の赤字収支の解消に努めたいというのが提案理由で、令和7年度は0.3%の上乗せになりました。

それが結局ものすごく高い国保税につながっていると思うんですけれども、ただ、令和6年度の決算を見てみると、結局2億円の黒字だったんです、令和6年度が。令和7年度も赤字になるからといって0.3%上乗せをしたんだけれども結局は、結局はというか、決算だから最終的には2億円の黒字になった、さらに令和5年度も1億円の黒字だったと。

これが決算の結果なんですけど、やっぱり見込みがそもそも間違っていたのではないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）今おっしゃつていただいた各年度での税率の設定のところに関するおただしだと思うんですけれども、まず、もう一度、今、議員もおっしゃつていただいたんですけれども、令和6年度と令和7年度の経緯というか、改めてご説明させていただきたいと思うんですが、まず、令和6年度の標準保険税率を基準として国保税率を提案させていただいた、そのときにありますように、先ほどもおっしゃつていただきましたように、また、壇上でもお答えさせていただいたように、基金が令和5年度で枯渇した、ゼロになったということもあります、まずはもう最終決算を打ったときに赤字となることを避ける必要がございましたから、試算にあたりましては、その段階で試算するのに不確定要素であります国とか県からの補助金・交付金でありますとか税収、そういういわゆる歳入の部分については厳しく見積もるとともに、標準保険税率のままでは令和6年度の決算が赤字になる可能性があるということを踏まえまして、当時、標準保険税率の各所得割率について0.1%を増額させていただ

いたという経緯がございます。

また、令和5年度の決算についてなんですかけれども、約1億円の黒字でしたというふうに議員、今おっしゃつておられましたように、歳入歳出差引き約1億円の黒字ということになってございますけれども、この中には令和4年度からの繰越金でありますとか、先ほど申しましたような基金、その当時残っておりました残額を全て取り崩しておる、そういう額などが含まれております、これらがなければ、含めなければ約1億4,000万円の赤字という形になっておりました。

そして、7年度の税率をご提案させていたく際に、今申し上げました、当時きっちりと決算出ておりましたのが令和5年度でございますので、そういう令和5年度の決算の状況でありますとか、また、令和6年度と同様、その段階でも基金というのは引き続き枯渇している状況であったことなどから、令和6年度と同様の考え方を基に検討した結果、令和6年度については0.1%、当時増額させていただいておりましたが、赤字の決算になる見込みというのが出ましたので、そういうことも含めまして、令和7年度については標準保険税率の各所得割について0.3%増額させていただいたというところでございます。

なお、令和6年度の決算について2億円の黒字だったというところでございますけれども、こちらにつきましても先ほどのような前年度からの繰越金など、そういう部分を除いた分につきましては、単年度において、こちらについては黒字として約6,000万円ほどの黒字という形になっているというのが現在の国保の状況でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）最終的に赤字になる赤字になると言いながら結局は赤字にならずに、

赤字にならないということはいいことやと思うんですけども、結局は要するに国保の加入者の保険税率を上げることによって国保の加入者の負担を増やしているということにながっていると思うんです。

基金を確かに入れて激変緩和してきたけれども、それでも毎年毎年国保税は上がってきているわけです。その中で、しかも物価高はずっと続いていますし、市民の生活というのは大変苦しいものにはなって、また、国民健康保険に加入している方というのは主に非正規雇用とか年金生活者で、決して生活に余裕がある方ではない。どちらかというと所得の少ない方が多いというのが現状です。

そういう中で、収納率を見たらそんなに下がってはない。みんな、だから加入している方は、高くなっているけれども一生懸命これは納めなあかんということで納めてきているというのが現状だと思うんです。でも、それでも、毎年毎年の値上げ、どこまで耐えられるかということがあると思うんです。

結局は国保税が高いと生活を直接圧迫することにつながってくるし、もうこれ以上の値上げというか負担というのは、もう大変限界まで来ているのではないかと思うんですけど、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、今、議員おっしゃっていただきましたように、国保加入者の皆さんにおかれましては、収納率という形でかなり負担のある中で納めていただいているということにつきましては非常に感謝いたしております。ありがとうございます。

その中で、先ほどのおただしに対するお答えになるんですけども、国民健康保険というのは被用者保険などに属さない全ての方が加入する国民皆保険制度の最後のとりでとしての役割というのを果たしております。

国民健康保険は構造的に、これも議員おっしゃっておられましたように、無職や非正規雇用、また、年金生活者などの高齢者の割合というのが高く、低所得者の世帯というのが多くなってございます。医療費につきましても、医療の高度化や加入者の高齢化に伴いまして、他の被用者保険よりも一人当たりの医療費というのが高くなっています。

社会保険への適用拡大等により国保加入者というのも減少していることから、国保の財政状況というのは厳しいものとなっており、本市におきましては、先ほどご質問いただいたお答えさせていただいているような経緯の中で、令和6年度と7年度におきまして標準保険税率に上乗せした税率でご負担をお願いしているというところでございます。

市民の皆さんには、物価高騰による生活への負担感が増す中でご負担をおかけしているというのは重々承知してございますけれども、先ほど来申し上げましたような厳しい財政状況の中で、引き続き国保の安定した運営に取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、引き続きのご理解ご協力よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今もおっしゃったように、何というか、最後のとりでというのが国民健康保険ですよね。75歳になったら後期高齢者になるので74歳までの方ですけれども、最終的に国民健康保険に加入せずに後期高齢者医療に移るという方もいらっしゃることはいらっしゃると思うんですけども、国民健康保険に一旦は加入するという方のほうが多いと思うんです。通らずに後期高齢者医療に行くという方よりも。

なおかつ、被用者保険だったば雇用主が半分負担とかということもありますけど、こ

の国民健康保険ではだんだんだんだん国の負担割合も減っていって、かなり加入者の方の保険税が高くなる仕組みになっていますので、余計にしんどい。だけども、結局は市民の中の多くの方が一度は国民健康保険には加入されるというものだというふうに認識しているんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）おっしゃられておりますように、そのまま何かしらのところから後期高齢者医療にという方もいらっしゃれば、国保に加入していただいて、そこから後期高齢者になって、そちらのほうにという方、いろいろあろうかと思います。そこは認識してございます。

そういう方々、一度は国保に入っていたら、その中の今の国保の財政状況の中でのご負担という形になってくるのかなと思いますけれども、こちらにつきましては先ほどのお答えと同じになるんすけれども、国保の今のそういう、国のそういう状況とかいろいろございますけれども、そういう定められた制度の中で安定した国保、皆さまの最後のとりでとしての役割を果たしていくための財政運営というのを続けていくといいますか、確保していくために努めていきたいというところで考えてございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）よく国保税を下げてほしいというふうに要求しましたら、それは、まあ言うたら、その中でしかできないという答弁しか今まででは頂いたことはないんですけども、でも、国民健康保険というのは加入者だけの問題ではないと思うんです。

先ほど最初のご答弁でも、国に対しても全国市長会とも連携しながら、いろいろな要望は継続していきますという、そういうご答弁

もありました。やっぱり国に対する働きかけというのはすごく大事だとは思います。

でも、その一方で今現在の国民健康保険に加入している人の生活を守っていくとともにすごく大事だと思うんです。最低といいますか、少なくとも令和8年度というのは、このむちゃくちゃ高い令和7年度からさらに上げるということのないようにしていただきたいなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

国保の税率の決定にあたりましては、先ほどご説明したのと繰り返しになるんですけれども、県の示してきます標準保険税率でありますとか県へ支払う国保事業費の納付金、あと、それらを基にした国保の特別会計の財政状況、そういうものを踏まえて決定していく形になります。

そのため、今おただしいただいておりますような点につきましては、現時点で来年度の税率を具体的にこうなるでしょうとかこういうふうにというのを申し上げるというのはちょっと正直大変難しいところではあるんですけども、先ほど申し上げましたような、そういう標準保険税率でありますとか納付金、あと、本議会の補正予算でご提案させていただいております基金への積立て、あと、令和7年度の決算見込みなど様々な要件を踏まえながら、思いといたしましては、できる限り標準保険税率もしくはもうそれに近い税率という形で設定していきたいというふうに思ってございますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）私としましては、先ほ

どちらも言っていますけど、国民健康保険に加入している人だけの、加入者だけの問題ではないと思うので、それこそ一般財財源からの繰入れも含めて検討していただきたいなとは思っているんですけども、少なくとも、少なくとも令和7年度よりも値上げをしないようにということを要望して終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、訪問介護事業所に援助をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）訪問介護事業所に援助をについてお答えします。

慢性的な人材不足が続く介護業界では、2040年までに全国で約57万人の人材を確保する必要があると見込まれており、本市においても人材不足を含む様々な相談が事業所から寄せられています。

その中でも訪問介護事業所においては、利用者の居宅を通常1人のヘルパーが訪問し、直接利用者の体に触れる身体介護や調理や清掃を行う生活援助を行っていることから、ヘルパーにかかる身体的・精神的な負担は複数の介護職員によってサービスが行われる介護施設と比べても相当重いものとなっており、訪問介護事業所の人材不足をより一層深刻なものとしていると考えます。

このような状況を踏まえ、本市では介護人材確保の取組みとして、若年層やその親世代に介護の魅力を知ってもらうため、昨年度より20歳の集いでの介護事業所に関するチラシの配布を行っています。また、今年度は、産業振興課にて作成を進めている「はしもとで働く人紹介BOOK」に介護事業所の掲載を行う予定をしています。

訪問介護事業所を所管する和歌山県では、訪問介護事業所の人材不足の解決を目的に、

令和8年度事業として、経験の浅いヘルパーにベテランのヘルパーが同行して指導を行う場合や2人体制での訪問が必要な場合に対する費用の一部を補助する予算を計上予定と聞いていますので、当該事業の利用勧奨について周知を行っていきます。

介護が必要となったとき、市民が適切に介護サービスを利用するためには、訪問介護事業所をはじめ介護事業所がサービス提供体制を確保することが必要不可欠ですので、今後も引き続き介護人材の確保に関する支援を実施したいと考えます。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）人材不足ということは共通認識であるというふうに思います。訪問介護の場合、身体的・精神的な負担が大きい、そのことが人材不足を深刻なものにしていると考えますというご答弁でした。

でも、その解決策というか、できることでいろいろ市としてもやられているみたいだけれども、そもそも介護人材を確保するのが難しいのはどうしてだとお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）介護の仕事というと給与面などの待遇等でどうしてもネガティブなイメージというのが先行しがちでありますので、若い世代をはじめとした求職者から選んでもらえないという現状があるのでないかなというふうに考えます。

ただ一方で、一度介護業界で勤められていた方、一旦他業種に離れることがあっても、また介護の仕事に戻ってこられるという話も耳にしたりもします。それだけの魅力を持った仕事であるというふうにも思いますので、先ほどお答えさせていただきましたように、若い世代への情報発信をはじめ、引き続き取

り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）待遇面でネガティブというふうにおっしゃいました。確かに仕事の割に報酬が少ないといいますか、そのこともすごく大きな原因だと私は思います。

訪問介護の基本報酬の引下げによって余計にこれが、何というか、事業所の経営も圧迫していますし、また、訪問介護については移動が多い。その移動の分というの全然報酬には反映されないんですよね。大きいとこやつたらガソリン代とか車の補償とかあるかもしれないけど、小さな事業所だったらもう自分で行って、その分は、まあ言うたら自前で行かなあかんとかという、そういういろいろネガティブといいますか、本当に、何かボランティアみたいなところがあるというか、そういうとこもやっぱりどうしても人材不足になるんだと思うんです。

また、訪問介護だけじゃなくて、いろんな事業でもそれは同じことだと思うんです。障がい者のところでもそうだろうし、また、総合支援事業のところでもきっと共通する面があるのではないかと思うんですけども、そういう中でやっぱりいろいろな形で、今までも訪問介護の事業所だけじゃなくいろんなところに、国からのお金が入ったときにガソリン代の補助であるとか一律いくらとかという援助とかはされてきているとは思うんですけども、また、そういうふうな形であっても何らかの、今この訪問介護事業所の経営の苦しさを鑑みたときに、何らかの形の援助をするということはできないんでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）補助なり助成という形での援助というようなおただしだと

思うんですけども、今、おただしの中でもおっしゃっていただきましたように、訪問介護事業所、今回このような形でのご提案、ご質問を頂いておるんですけども、その事業所だけではなしに、介護業界であるとか児童あるいは障がい、様々な事業所、同じような状況にあられると思います。

一定のところにだけというのはなかなか補助とか助成というのは難しいと思いますし、まずそういうピンポイントでのというのは難しいかな、困難かなというふうに思いますし、じゃ全体をというふうになりましたら、当然財源的な問題というのも出てまいります。

以前、国のはうのコロナ対策であるとか物価高騰とか、そういったことに伴う交付金があった際に、そういう助成金というふうな形でさせていただいた、助成させていただいたこともございますので、そういうような形で、国なりというところでそういう措置がある際には、市全体のことも考えながらになってまいりますけれども、検討のほうはしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）人材不足のことと、それと事業所を回って言われたのは、あとはいいろいろ、橋本市はいろんなことを、いろんな情報を教えてくれて、すごく助かっていますという声とともに、情報はもらえるんだけれども、いろんな加算を取るための事務作業がしんどくて、とてもそこに割く人材がいないというふうな声もありました。

それも、事務担当というか事務作業に割く人材がないというのは、訪問介護の事業所だけの問題ではないと思うんです。それはもういろんなところにも共通した課題だと思うんですけども、そういう事務に対する援助といいますか、そういうものは考えられませんで

しょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）介護保険制度、度重なる制度改正によって事務処理というのも大変複雑化しており、各サービス事業所、特に小規模な事業所にとって負担というふうになっているというふうには思います。

今おただしいただいておりますように、その加算の種類にもよるんですけども、国や県におきましてはオンラインなどによる無料相談というのも実施されております。それぞれの事業所ごとに状況であるとか人員体制などが異なりますので、事務手続きで分からぬことがありますので、事務手続きで分からぬことがある場合につきましては、本市においても個別に担当まで問い合わせていただければ対応のほうはさせていただきたいというふうに思います。

また、介護事業所の事務負担を軽減することを目的として電子申請による各種届出というのも可能となっております。このことで書類の印刷であるとか郵送、持参などの手間もかからなくなってくるというのもございますので、その点については事業所にとっても業務の効率化につながっているのではないかというふうにも考えてございます。

いずれにいたしましても、事業所運営について不明な点がございましたら、まず一度、担当のほうにご相談いただければ、県の指定の事業所でしたら、市として答える範囲にはなってくるんですけども、お答えさせていただくとともに、必要に応じて県をはじめ必要な場所につないでいくというのもさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今ちょっとちらっと、県の事業所というか、いろいろ仕組み的にや

やこしいことがあるみたいなんですけれども、やっぱり、何というか、訪問介護を利用しているのも市民だし訪問介護の事業所がなくなつて困るのも市民です。そこで、県だとか市だとかといふいろいろ枠はあるかとは思うんですけども、やっぱり、何というか、市民のためにどうすればいいのかという辺で判断してもらいたいなと思いますし、やっぱりいろいろな情報を流すというのは大事なことだと思いますので、いろんな手段を使って、訪問介護の事業所に対しても情報を流してもらいたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）議員、今おっしゃっていただいているのは本当にそのとおりだと思います。情報発信というのにも努めてまいりますし、県の事業所、先ほどの答えと重複はするんですけども、県の指定監督権限のあるような事業所からの相談でありましても、まずは本市のほうで、もしご相談があればその辺りについてはきっちり聞かせていただいて、つないでいく場合はつないでいく、うちで解決できる部分については解決するという形で取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）あと、いろいろなところで、いろんな機会を捉えて国への要望といいますか、そういうのも積極的に、しているとは思いますけれども、やっぱり訪問介護の基本報酬の引下げというのでかなり苦しんでいるところも多いわけですし、一応、介護報酬の見直しは3年ごと、でも、ちょっと早まるみたいなことも言われていますけれども、そのことに対しても国への要望書というか、そういう形でもしてもらいたい。もう既にや

っておられるんでしょうか。やっていたら、さらに強力にやってもらいたいなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）まず県の市長会から近畿市長会に上げて、全国市長会へ上げていくというパターンがありますので、それはもうずっと言っていることです。診療報酬も下がったままで、もう市民病院でももうにっちもさっちもいかんように、稼げば稼ぐほど経費が上がって、仕事をすればするほど赤字が増えるような、そういう状況にもなっていますし、介護報酬もやっぱり国の社会保障費を抑えるというところもあってなかなか難しい部分もあるし、先ほど出ました国保も、もう少し国がお金を入れてくれたらという思いもあるんです。

今までの制度疲労が完全に起こってきているのに、今、国が考えていることというのは1割を2割にしたり2割を3割にしたり、そうやって抑えていくこうとしているというところにそもそも問題があるのかなというふうに思っていまして、それはもう市長会としても共通の課題になっておりまして、厚生部会みたいなところがあるので、そこから国の厚生労働大臣であるとか財務大臣であるとかというところへは働きかけはしていただいていましたし、私らも、私も国保へ入っていましたので、むちやくちや高いのを払うてましたけど、それはよく分かっているんですけど、ただ、保険財政を赤字にしたらあかんというのもあったり、本当に災害が起きたときに、たくさんのが出たとき、医療機関にかかったときのお金というのも必ず必要になってくるので、そういう面も含めて、やっぱり現在の社会保障制度自体を国のはうで頑張っていただくということも大事でしょうし、国政政党にもやっぱりその辺の趣旨をもっと国会のほう

うで言っていただくということも大事かなというふうに思います。

働きかけはしていきますので、皆さんも意見書を上げるなり、そういう形も取っていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番10、3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）皆さん、こんにちは。午前中最終、よろしくお願ひいたします。

先日、「すこやか橋本まなびの日」で市民の皆さん多数ご来庁いただきまして、ありがとうございます。また、議員各位につきましてもご協力、準備から撤収までどうもありがとうございました。広報広聴委員長として御札を申し上げます。

その中で市民の声ということで、希望の木で毎年やらせていただいているんですけども、その中で学校再編に関するところは、何か、本当に全部平仮名で「がっこうはなくさないでほしい」という、かわいい字で書いてある意見とかが3件4件ありました。これは多分、高学年じゃなくて低学年の子なんだろうなというようなご意見でした。

逆に一方、早く新しい学校に行きたいんだという声、もしかしたらあるのかなと思ったんですけども、そういう声はなかったのが現状でございます。

また、保護者の方だと思われるんですけども、小規模校として、やっぱりその有効性とか、何だろうな、小っちゃい学校のほうがいいという子に対しては、「どこに行ったらいいんでしょう」みたいな声も少しあったような気がします。

それは置いておいて、ほんでまたほかに、

ああ、なるほどなというのが、結構、夜の街が暗い、街灯が欲しいというような声が非常に多かったです。これは自治会のほうが街灯とか防犯灯とかつけるようになっているんですけども、高齢者の方は夏が暑いので夜中歩く、もしくは秋口歩く。こういうときに歩くときに夜道が暗いので危ないと。学生も夜帰るとき通学路が暗いというような声が、これが結構複数ございました。

私も今、子どもが中学校に通って、送り迎えしているんですけども、学ランって黒いんですね。だから、6時ぐらいに迎えに行くと本当に、路側帯を歩いていて、歩道がないので、ファミリーマートから上に上がっていくところ、古佐田丘中学校とか橋本高校の子とかが行動が下りてくるんですけども、あんまり見えなくて、思わず近くをすっと通ってしまうようなことがあって危ないなというようなことがあったので、そういうところも含めて、市民の声というのはどんどん大事にしているかなくちゃいけないなと思う次第でございます。

また、昨日は一般質問があって、ああ、なるほどなと思って、昨日、実は僕、子どもを学童に迎えに行ったら、すみません、昨日行けなかっただんですけど、どうではりましたかと、すごい関心高かったんですよね。16番議員の質問だったと思うんですけども、学校の学童に行けない問題という話で。

正直、自分の通っている学校の学童に行けないということ自体がもうナンセンスというか、「えっ、こんなことから議員が議場で言わないと駄目なのか」というようなことから、妻に聞くとマンモグラフィーの話とかもありました。「私も男性の先生でした」と。心電図もそうだったそうなんです。

びっくりしたのが、何か待っているときに、女の先生もいはるんで、技師の方もおられた

ので、「あ、私は女の先生かな」と思ってぱっと入って、個室に入った瞬間、男の人が出てきて、心の準備できてなかったみたいなこともございました。

だから、やっぱり社会的配慮の話だとか皆さんのが社会通念上当たり前だと思っているようなことはやっぱりできるだけ実現していただきたいなというのがありますので、ぜひ市長を支える皆さん、部局の方につきましては、そういう声を反映していただきたいと思います。

さて、では、通告に従い、一般質問をさせていただきます。私につきましては二点でございます。

1項目め、外国人との共生社会に向けて。

さきの参議院議員選挙において、外国人との共生をいかに進めていくのかが日本で大きな政策の争点の一つとなりました。

少子高齢化、人口減少の顕著な現代日本において、外国人の活動や存在は様々な恩恵をもたらし、重要度が増しています。観光客により国内の経済は活性化し、外国人材は農業や製造業、サービス業など経済や産業の発展に必要な労働力を確保する手段として重要な役割を担っています。

国の政策では、現在の技能実習制度、これは開発途上国の実習生を5年間受け入れて本国に技術を持って帰ってもらうという、国際貢献という位置づけでございます。これと特定技能外国人制度があり、2027年からは、これからは技能実習じゃなくて、国際貢献という立場ではなくて育成労制度、これは国内の労働者不足を外国人で賄い、それに伴い永住権を付与していくという制度へ移行することとなっています。このことから、ますます外国人が増加することが見込まれます。

また、和歌山県では「県民の友」本年10月号でも1面に「働く人から『選ばれる』県に

なる」ということでキャッチコピーで掲載されて、現在、2024年10月時点で5,711人の外国人の方が就業していることが紹介されました。引き続き外国人労働者受入れ推進の方針を広報しております。これは15年間で約6倍の増加という数字でございます。

一方で、新聞や報道、SNS等では、外国人増加に伴い、プラスの面だけではなくマイナスの面も度々報道されるようになり、さきの衆議院議員選挙、参議院議員選挙では、過度な外国人受入れを懸念する政策を掲げる政党が躍進いたしました。

私もいろいろ勉強させていただきました。懸念の論点を制度面から見ると、法務省の管轄では、技能実習生の失踪、外国人による土地購入、水源の購入、経営管理ビザ要件が緩い、帰化及び永住要件、また、5番目に入出国管理というような論点がございました。

また、警察署管轄では、治安の悪化、不法移民、不法滞在、不法就労、国際免許の外免切替え。厚生労働省の管轄では、国民健康保険や高額療養費制度の利用、医療保険制度の利用の実態、外国人への生活保護費の支給。文部科学省管轄では、日本語教育、文化、習慣、制度への理解、私学助成や留学生への奨学金の支給、先端技術の情報流出。

これまで様々な報道により改善された面もございますが、今までになかった問題も様々起こっております。

また、住民目線で見ると、オーバーツーリズムによる交通やごみ散乱など地域住民の生活への影響、自治会への加入の問題、農作物や家畜の窃盗、強盗や殺人等の犯罪、記憶に新しいところでは北海道ニセコ町の森林を伐採して外国人のまちが違法に開発されたり、川口市のクルド人問題、アレルギー対応給食に端を発したハラル給食の提供、また、宮城県知事選挙前にはイスラム墓地の建設推進の

可否が選挙の争点と一時なりました。

日本国内の在留外国人は、令和6年度時点で中長期在留者331万人と特別永住者27万人の約359万人で、人口比率にして2.9%。これに加えて、訪日外国人が年間3,700万人近く訪れております。

2025年1月の調査では、政令指定都市行政区を含む1,892市区町村のうち外国人住民の比率が1割を超えた行政区は27市区町村に上り、北海道占冠村では36.6%、赤井川村では35.3%、大阪市生野区では23.3%の住民が外国人住民になっているそうです。

私たちの橋本市は現時点で外国人の方が約600人を超える程度であり、人口の約1%。全国平均に比して約3分の1の低い水準で推移しております。全国平均レベルになれば市内に約1,800人の方が、10%を超える約6,000人の方が橋本市で生活していくことになります。本市においては最近は毎年100人を超える人数で増加しており、企業誘致の政策を進める上で今後も増加していくことが見込まれるのではないかでしょうか。

日本で暮らす外国人、ほとんどの方は善良な市民として生活していますが、少子高齢化の進む地域において、宗教、文化、習慣の違う人と同じ地域で生活していくことに不安を感じる人も少なくありません。行政としてその対応を誤れば、日本人にとっても外国人にとっても不幸な結果を生むことになります。

先週のSNSで見ましたけれども、ある地方自治体のある小学校では、来年新入学の1年生の実に5割が外国籍の子どもでありますというような投稿もございました。70人中の約35名が外国人の子どもとして入学していく。外国籍の子どもだったというようなことでございます。

本市も教育無償化、医療の無償化、私もその世代でございますが、大変ありがたい政策

なのですが、これは将来の日本の未来を担う日本人の子どもたちを育てる投資という意味においては国民・市民の理解を得ていると思うんですけども、これから外国人の子どもがどんどん増えてきて日本人よりも多くなってしまったときに、日本人の税金を使って外国人の子どもを育てていく、こんな構図になる可能性もございます。

執行部の皆さまは、近い将来そのような現状を見据えて政策を立案していますでしょうか。橋本市の長期総合計画には外国人の増加に関する記述はございません。今後、さきに述べた観点から様々な影響が出てくることがあるのではないかでしょうか。

9月の一般質問では国民健康保険税の納付率について伺いました。国民健康保険税では、橋本市は全国の納付率64%に比して納付率は高いものの、日本国籍の住民の納付率と比べて未納付率は高い事実が明らかになりました。

橋本市の現状では外国人の絶対数が少なく、額面も少ないですが、国民の社会保障率は約46%近くとなり市民生活が苦しい中、日本人よりも納税率の低い外国人の方が増加していくことは、地域住民にとって不公平感を助長するとともに、地域に溶け込んで生活を送っている外国人の方へ偏見・差別を助長することにもなりかねません。また、市内においては様々な不安や相談が寄せられることがあります。

そこで、行政として、これから外国人との共生社会に向けて考えていかなければならぬ課題について質問いたします。

一つ目、橋本市の外国人の国籍別在住数と世帯数。

二点目、橋本市の外国人の出生件数。

三点目、橋本市における技能実習生の数は、どの国から何人受け入れていますか。また、過去に所在不明となった実習生はいますか。

四点目、過去に転出届を出さず転出し、入国管理局からの通知により住民登録を抹消した件数は累計何人でしょうか。

五点目、外国人世帯の住民税未納付件数、未納付額及び未納付率は。

六点目、外国人世帯の自治会への加入数は。

七点目、住民税非課税世帯に対して行われる給付について。入国1年未満の外国人は制度上、住民税非課税世帯として区分されると思います。橋本市において住民税非課税世帯の給付金が支給される場合、支給対象となっていますか。

最後に8項目めとして、橋本市の外国人との共生に向けた取組みを伺います。

大きな2項目めとして、図書館に政治に関する情報提供を。

昨年10月は衆議院議員選挙が行われ、今年は参議院議員選挙が行われました。市は懸垂幕やのぼりを掲げ、投票への啓発活動をする一方、公の施設である図書館には投票する上で必要な情報を市民に提供するものがございません。昨今は新たな政党ができ、投票に必要な情報である各政党の理念や政策を正確に伝えることが公の施設として必要ではないでしょうか。

各政党はその所属議員の著作や政党機関紙など様々な方法で政策を公表しています。当然、特定の政党のみを配架することは厳に慎むべきとは考えますが、配架しないということは国民の知る権利を阻害することになります。

現在、図書館法には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に政党機関紙に関する規定はございませんが、日本図書館協会が1989年1月に公表している「公立図書館の任務と目標」には言及があり、その第2章の市町村図書館の42項に「図書館は全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状

況に応じて専門紙を備える」とあります。つまり、政党機関紙というものは全国紙、地方紙と並列の関係で配架すべきものとされております。

にもかかわらず、本市図書館において配架されていないのはなぜでしょうか。配架されていない理由と今後配架する予定があるのか伺います。

次に、本市図書館において、現職国會議員の著作や特定政党の発刊した書籍が蔵書としてあります。本市図書館はどのような基準で政治家及び政治的な書籍を収集しているのか伺います。

以上2項目、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）3番　岡本君の質問項目1、外国人との共生社会に向けてに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）外国人との共生社会に向けてについてお答えします。

一点目の現状について、まず一つ目の、橋本市の外国人の国籍別在住数と世帯数ですが、令和7年10月末現在で、ベトナム国籍が219人206世帯、ミャンマー国籍が115人115世帯、韓国国籍が76人65世帯、ネパール国籍が62人52世帯、中国国籍が59人50世帯、インドネシア国籍が41人41世帯、フィリピン国籍が26人25世帯、アメリカ国籍が22人21世帯、タイ国籍が13人13世帯、バングラデシュ国籍が10人8世帯、インド国籍が9人8世帯、台湾国籍が8人8世帯、ブラジル国籍が6人5世帯、カナダ国籍が5人5世帯、スリランカ国籍が5人2世帯、イギリス国籍が4人4世帯、オーストラリア国籍が3人3世帯、フランス国籍が3人3世帯、ジンバブエ国籍が3人1世帯、ナイジェリア国籍が2人2世帯、モルドバ国籍が2人1世帯、あと、ブルガリア、ド

イツ、ホンジュラス、ハンガリー、ペルー、ロシア、スペイン、スイス、シンガポール、ウクライナ国籍が1人1世帯となっています。

二つ目の、橋本市の外国人の出生件数ですが、令和元年度出生数335人、令和2年度出生数347人に対して、外国人の出生はありません。令和3年度出生数341人のうち外国人は1人、令和4年度出生数292人で外国人は0人、令和5年度286人のうち外国人は1人、令和6年度278人のうち外国人は1人、令和7年度は10月までの出生数が142人で、外国人の出生はありません。

三つ目の、橋本市における技能実習生の国籍別の人数ですが、10月末現在で、ベトナム国籍108人、ミャンマー国籍63人、インドネシア国籍19人、中国国籍9人、タイ国籍6人です。

また、所在不明となった実習生についてですが、出入国在留管理庁からの通知により職権削除を行った技能実習生は過去5年間で12人です。

四つ目の、出入国在留管理庁からの通知により住民登録を抹消した件数ですが、令和元年から令和7年10月までで累計55件です。また、そのうち令和7年10月末時点での市税滞納件数は6件、滞納額は7万4,700円です。

五つ目の、外国人世帯の住民税未納付件数、未納付額及び未納付率ですが、令和7年5月末時点における令和6年度課税市・県民税の外国人の未納付件数は9件、未納額は46万9,900円、未納付率は1.96%です。

六つ目の、外国人世帯の自治会加入数ですが、本市では区・自治会に加入している世帯数については把握していますが、外国人世帯に限定した加入世帯数については現時点では把握していません。

七つ目の、住民税非課税世帯に対して行われる給付についてですが、物価高騰への支援

など、これまで行われた住民税非課税世帯への給付金については、国の制度に基づき実施しています。

1月2日以降に国外から転入し前年の所得がなく、税法上の課税となる者がいない外国人世帯は本市では支給対象として取り扱い、支給要件を満たす世帯は支給世帯としています。

八つ目の、橋本市の外国人との共生に向けた取組みですが、現在、市では、外国人向けにホームページを通じた行政サービスや生活に関する情報発信、防災メールの多言語対応に加え、やさしい日本語を活用した日本語教室の実施やごみに関する啓発活動などを行い、受入れ環境の整備や生活支援に取り組んでいるところです。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

この際、3番 岡本君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

岡本君、再質問をお願いします。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）午後からよろしくお願ひいたします。

では、再質問のほうをさせていただきます。

今後の外国人の推移として、増加数や増加率をどのように推計しておられますでしょうか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

本市における令和6年から令和7年にかけ

ての外国人は4月1日時点で137名の増加となっており、増加率は26%となっております。

将来の推計につきましては、在留資格の動向、雇用産業構造、受入れ環境、教育・生活支援の整備状況など多くの要因が影響するため具体的な推計を行うことは難しい状況ですが、本市における外国人の増加要因の一つであります企業誘致が継続していることを踏まえ、今後も増加傾向が続くものと考えられます。国や県の統計や公表資料を基に、今後の推移を注視してまいります。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

その中で技能実習生が200人ぐらい含まれるということで、制度的にいうと5年間しかいられないという制度ですので、恐らく増えていくということはあるんだろうけれども、その今、橋本市に住んでいる方がずっと継続的に5年10年住み続けるというよりは、そのうち3分の1の方は少なくとも5年以内に帰国されて、新たな人が入ってくるというような特性があるんだろうかと思います。

だから、外国から来られる人が入れ替わるということなので、また新しく日本の文化になじんでいかないといけないという特性があるので、その部分はしっかりと今後を見据えて、これから取組みをしていただきたいなというふうに思います。

では、こういう方たちが入ってくるに伴って、外国人の移住・定住についての施策等、実施の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

現状、外国人の移住・定住を目的とした施策は実施しておりません。しかしながら、日本人と同じく移住・定住に関する相談には対

応しております、橋本市を選択して定住を希望される方々に対しても、自治会への加入や地域との関わり、ごみ出しについてなど生活に関する必要な情報提供や案内を行い、生活環境の形成を支援しているところです。

また、移住コンシェルジュを介して日本人の配偶者として日本へ移住してきた方もこの10年間で6世帯いらっしゃいます。本市の移住施策にも協力的で、移住相談会でのトークゲストや移住サイトへの掲載などにも協力いただいております。

移住相談の際には在留に関する基本情報の提供や日常生活の支援を行っており、これにより外国人住民が安心して生活できる環境の整備を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。
比較的、日本が好きで来るみたいな方はそういう感じのかなと思うんですけども、一方、うちから「来てください」というよりは、どっちかというと「ここのまち、いいよ」みたいな話で、ある市とかだと、言ったら、そこに住み始めた人が自分の国の人をどんどんどんどん呼び込んでしまって、結局その国の地域の人がコミュニティをつくって、結果として摩擦が起きてしまうとか、そういう事例もあるので、積極的にというか、いろんな切り口でやっぱり国内に入ってくる方がいるということは分かった上でそういう政策というのを組み立てていっていただきたいなというふうには思います。

では、実際、橋本市のほうで外国籍の方が妊娠されたようなことも報告いただきましたけれども、外国籍の方が妊娠された場合は、母子手帳の発行等は日本人と同様になされるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）外国籍の方から妊娠の届出があった場合は、母子手帳の交付というのを行っております。交付にあたりましては、母国語に対応した言語の母子手帳を交付できるように、現在、英語、中国語、タイ語、ベトナム語、ネパール語の5か国語の母子手帳を用意しておりますけれども、今後様々な外国籍の方が増加する可能性があることから、来年度からは母子手帳についている2次元コードを読み取ることで、今申しました現在の5か国語に、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、インドネシア語を加えた10か国語に対応できる母子手帳を購入し、対応する予定をしております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

様々な方が今も、橋本市でも31か国の方が住まわれているということで、ほとんど今は独身ですかね、人数と世帯数が同じなので独身世帯の方が来られているということなんですけども、状況によっては家族を帯同したりこっちで結婚するというような形もあると思いますので、その方たちがストレスなく生活できるような体制というのは、行政としてはしっかり整備していくべきなんだろうとは思います。

ちなみに、次に、外国籍の方が出産の際、これは出産一時金というのは受け取れますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）国民健康保険におきましては、外国籍の方についても支給要件を満たしていれば出産一時金というのを受け取っていただけます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

支給要件、私も確認させていただいたら、在留資格を取得して、住民票を取って、国民健康保険に加入した上で出産するという、三つぐらいの条件をクリアした方が出産一時金を受け取れるということでございました。

外国籍の子どもは、今、橋本市でやっていますけれども、医療費もしくは給食費等の無償化の対象でしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず医療費についてでございますけれども、健康保険に加入している方は無償化の対象というふうになります。

次に、給食費についてですけれども、こちらは令和7年度のみとなりますけれども、国の臨時交付金を活用し、外国籍の子どもも含め、保育所、こども園などに在籍する市内在住の子どもの給食費は無償となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）小・中学校におきましても、県の公立学校給食費無償化補助事業を活用しまして、市立の小・中学校に在籍する外国籍の児童生徒を含め、給食費は無償となってございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）同じ子どもということですので、市民という意味においては無償であるべきなんだろうかなというふうには思います。

ただ一方で、これから考えられる想定としては、宗教上の理由等により食材の制限があるような方がおられる可能性があります。このような要望があったときに、橋本市内のこども園や幼稚園、これはこれからどのように対応していかれる、もしくは、今はどのように対応されていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）このような要望があった場合にはアレルギー食の対応と同様に、園と保護者でご相談いただきながら個別に対応していくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）同じ質問なりますけれども、小学校、中学校ではいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

宗教上、文化の理由による給食の対応を実施するためには、対応できる専用の調理室、調理機械、調理器具や専用の食材を安定的に調達する必要があります。また、食材の除去対応につきましては多岐にわたりますので、食物アレルギー対応を実施している中では、大量調理を行う給食センター方式では非常に難しいと考えます。

現行の給食センターでの個別対応はいたしかねますので、ご家庭からのお弁当持参を認める対応を考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

現行の児童数を見ると、恐らくそれで妥当性があるのかなとは思うんですけども、今後、場合によっては、これから外国籍の子どもが増えてくる、もしくは、今はベトナムの方が多いというんですけども、聞くところによると、ベトナムの方は結構もう韓国とかシンガポールとか、より給料が高いところにみんな流れちゃって、最近はインドネシアの方が結構日本に来るんですよというような情報もあります。

そうなった場合に、イスラム圏ということもありますので、日本の子どもが少なくなつ

ている中でそういう子たちが増えてくるというようなときに、割合的な話になるんですけども、こういう子どもたちが1割、2割、3割、4割と増えてきたときに、果たして今の答弁のままでやっているのかというのは今後研究していくべきなんだろうと思いますので、今は今のこの対応でいいのかなとは思うんですけども、そこは調査研究していただければなというふうに思います。

次に、小・中学校における外国人児童生徒に対する学習支援の取組について伺います。支援対象人数と支援教員の確保の状況について教えてください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

12月1日現在、支援を必要とする児童生徒は市内に5校に8名が在籍しております。県からの加配教員1名の巡回による日本語指導と併せて、市では5名の非常勤職員を配置して学習支援にあたってございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

恐らくこれ学習支援が要るということは、多分日本で生まれて育ってきたというよりは、多分引っ越しして日本語がちょっと難しいかなというような環境から入学されたのかなというふうには思います。

私も実はここに来る、橋本市に来る前は堺市に住んでおりまして、実際にお母さんが外国の方でお父さんは日本人の方なんですけども、そこでお子さん3人かな、生まれて育てられている方がおったんですけども、お子さんは日本語ペラペラだしお母さんも日本語ペラペラなんですけども、何が困るというと、学校からプリントがどんどん配られてくるんです。それが日本語で書いているんだけど、平仮名だと読めるんだけども、漢字で書いと

るもんで分からないので、うちの妻に「これ何で書いてるんかな」とか「これどういうことかな」という、何か参加の出欠とかそんなも含めて結構、お子さんの学習支援も要るんだけども、その保護者の方のフォローというのも結構実は重要な役割がございますので、そういうところも必要であれば手を差し伸べていくというような支援も必要なではないかなというふうに思います。

次ですけれども、2027年に育成就労制度というものが施行されるんですけども、この要件というのは、数年間働いて、ある一定数、日本語の技能というか日本語をどれだけしゃべれるかという技能検定があるんですけども、1から4までかな、あるんですけども、ある一定数を得ると永住要件を満たしてご家族も帯同というか呼び寄せることができるみたいな制度でございます。

これについては受け入れの上限がないんです、制度上。企業の従業員数に対してどれぐらいという割合だけなので、実質何万人までですよとかいうのはございません。

今、単身で来られている人が独身なのか単身なのかというのはちょっと分からないので、こればかりは分からぬんですけども、独身だとそのまま日本でお相手を見つけて結婚して子どもが生まれるということは、出生してから3年ぐらいで保育園、こども園に行く、7年後には小学校に上がっていくという想定できるんですけども、ご家族を呼び寄せるということができる制度なので、そのときに、いや、実は母国に子どもが2人いるんです、3人いるんですみたいな話になると、いきなり、制度が始まって、じゃ、永住権を獲得しました、呼び寄せれますとなった瞬間に、一気にどかんと子どもが増えるということも実は想定されます。

ちなみにベトナムでは、200人ぐらいの方が

おられるんですけども、合計特殊出生率を調べると1.91ですから、200の方が一律、もし最大限で考えて、単身で来られていて本国にご家族がおられた、永住権を獲得した瞬間に、「じゃ、日本でもう住もうよ」と言って呼び寄せると、200の方の1.91ですから380人ぐらい子どもが一気に増えるというような想定になります。これは最大限ですけど。

ただ、これベトナムだけの話ですから、外国の方は600人いるし、これからも増えていくだろうということに対して、これから、今、学校再編計画をやっていますけれども、この育成労制度移行によって子どもたちの数という意味での教育環境、これに及ぼす影響というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

外国人のお子さまが公立の義務教育の学校へ就学を希望される場合は、子どもの権利条約を踏まえまして日本人の児童生徒と同一の教育を受ける機会を無償で保障することになります。

これは日本人生徒と同様に受け入れますので、そうなれば日本語教育の支援も増加します。日本語指導のための特別の教育課程を拡充することや翻訳アプリや通訳機の活用、日本の子どもたちに対しても互いの文化や価値観を尊重し合う、そういう教育カリキュラムの組み込みが求められます。教育環境ではこういった影響はあると考えています。

ただ、この就労支援制度には、在留期間など一定条件を満たせば家族を日本に呼び込むことが可能となりまして、永住権の取得も見込まれますが、それなりの期間も要されるることは確かです。本市がこれから学校再編計画を進めていく中でも少子化傾向は続くと考えますので、受け入れ規模的には、この先、市全体としましては大きな影響はないと考えてお

ります。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）では、ちょっと話を変えて、税金の納付率等に行きます。

6月では国民健康保険を聞かせていただきましたけれども、現在の国民健康保険及び住民税の納付率について、9月議会では日本人よりも少し納付率が低かったんですけども、今現在どのような対策を取っているかをお聞かせください。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、議員より6月議会におきまして、本市の令和6年度課税分における日本国籍及び外国籍の市民の滞納者世帯の比率についてご質問を頂きました。その際、今、日本国籍の滞納者世帯の割合というのが約6.6%、外国籍の世帯の同割合は約10.6%というふうにお答えさせていただきました。

その後、滞納整理を進める中で、現時点では日本国籍の同割合は約4.9%、外国籍の同割合は約5.8%と、滞納のほう解消が進んでございます。

外国籍の方が国民健康保険の加入手続きに保険年金課の窓口に来られた際、担当は日本の国保制度になじみのない外国人の方にご理解いただけますように、できるだけ簡単な言葉で分かりやすく表現しながら、国保制度及び国保税の納付義務についてご説明させていただいております。

その際用いるパンフレットにつきましては、現在、外国語版のパンフレットとして県が作成しております英語、中国語、韓国語の3か国語のパンフレットを用いているんですけども、今後、他の言語を用いる外国籍の方が増えることが予想される中、国におきましては入国者数の多い国、中国やベトナム、韓国、

フィリピン、インドネシアなど、そういったところについての多言語リーフレットというのを現在作成される見込みというふうになってございます。

当該リーフレットが作成された際はそのリーフレットも用いながら、引き続き外国籍の方に対する制度、国保税の納付義務に関する説明を丁寧に行うことで、制度への理解、滞納の解消というところで努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

こういう税の納付については、日本人と外国の方が違うというのは何かというと、まず伝わっているか伝わっていないかという、制度を理解できているかできていないかという話と、あとは、支払うつもりがあるけど支払えない方と、あと支払うつもりがない方という、だいたい三つあると思うんですけど、日本人の方というのはこの下二つに集約されるというか、制度が分からぬ、言葉が分からぬという話ではないと思うので、外国の方との差が出てくるのはそこなのかなと思います。

これを言葉でしっかりと、パンフレットをそれぞれ整備されるということですので、その部分が解消されると日本人と同等レベルの納付率が見込まれるんじゃないかなというふうには私思っております。

今、市民税で、外国籍の方の普通徴収の部分だけを見ますと、外国人の方というのは91.92%で、市全体でいうと97.56%、日本人、外国人を含めると2.5%ぐらいが未納なのに対して、外国籍の方だけを抜き出すと8.1%ぐらいかな、ということで3倍ぐらい、普通徴収に限ってですけども、未納付率が高いという現状になるわけです。

こここの部分がどういう理由によるものかと

いうものをしっかりと説明していかないと、やっぱり普通、日本人として税金を納めているその納付率が高いのに対して、「の人たち納付率低いよね」というのはあまりよろしい環境ではないので、やっぱりそこの徴収、徴税という部分をしっかりと力を入れていただきたいなというふうに思います。

ここがやっぱり均等であれば、しっかりと責任を果たしてもらっているし義務も果たしてもらっているので、日本で、橋本市でみんなで仲よく暮らしましょうよと、そういうような理解にもつながると思いますので、ぜひ徴税のほうはやっていただきたいと思います。

とは言いながら、全国的な平均に比べると極めて高い数字を橋本市は実はたたき出していて、実はこれびっくりしました。これは税務課の職員が本当に努力して、納付の通知とか徴税の業務をやっていただいているんだなということが非常に分かりましたので、そこは感謝を申し上げます。

ぜひそういうところも市長は、人事評価とかの一端にもしてあげてください。日の当たるところというか目立つとこばかりじゃなくて、こういうところもしっかりと見てあげてほしいなというふうには思います。よろしくお願ひいたします。

さて、続いて、今まで日本人から外国人、外国人から日本人に対する人権侵害等の相談というのはございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）現時点におきまして、本市人権男女共同推進室にそういう相談があったということはございません。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）相談が実際あるということは結構深刻になってくるということですので、今のところはそういうこともないということなので、本当に共生できているのかな

というふうに思います。引き続きその辺、啓発活動も含めてやっていただきたいと思います。

次です。よくインターネットで問題になるのが、地域住民と外国籍住民とのトラブルの事例として、ごみの分別の報道があるんですけれども、本市におけるごみ出しに関する苦情相談件数は、外国人の関わる苦情相談件数はどれぐらいありますでしょうか。

また、どのような啓発活動をしていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）令和6年度のごみ出しに関する相談の中で、トラブルとしては認知は18件ございました。その中で6件が外国人の方による不適正排出となっています。

啓発に関してなんですが、現在7か国語の字幕が選択できる動画ですとか英語の吹き替え動画を作成して、ユーチューブに投稿しております。また、今、ミャンマー語についても準備中です。

また、ステーション掲示用の分別イラスト入りのラミネート表示を作成して、お渡ししているところです。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番(岡本喜好君)ありがとうございます。

うちの地域で先日あったのが、こういう不適正排出というのがあって、「いや、もしかしたらね」みたいな話があったんだけども、地域住民の方がずっと監視をして見ていると、実は認知症の方が間違って毎日毎日出していたみたいなことがあって、逆に、「もしかしたら」と言われた人たちにとっては心外な結果やったという事案がございました。

こういうことがないようにも、やっぱり行政のほうから「ごみ出しというのはきっちりしてくださいよ」「ルールを守ってくださいね」とやっていただくのが、住民から何か、

もしかしたら間違った目で見られるようなことにつながらないように努力してもらうことがすごい必要なので、ちょっと質問させていただきました。こういうトラブルの相談がないように、引き続き市として取り組んでください。

次、自治会の入会について、市としてどのような啓発活動をしていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）現時点、現状では外国人世帯に対する啓発は実施できていないのが現状でございます。

先ほどの答弁のやり取りでもありましたように、今後は外国人世帯の方に対しても地域活動に参加しやすい環境づくりが重要であると、このように考えておりますので、やさしい日本語表記ですか外国語による表記、加入促進のチラシの作成などをすることで、しっかり広報活動とか情報の提供の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番(岡本喜好君)ありがとうございます。

橋本市も東京で橋本会ってつくるぐらいですから、当然、海外の人も橋本市に住んだら、その国人で集まろう、コミュニティつくろうというのは当然の動きなんです。それだけで終わってしまうと、自分たちだけがとなっちゃうので、やっぱり地域になじんでもらう、入ってもらうというのがすごく大事なことになってくるので、その辺は市についても同じく啓発活動、地域の住民とともに一体化してもらうという意味では啓発していただきたいと思います。

次に、外国人の方が農地を取得しようとする場合、国籍の確認を把握できますでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答

えします。

現在におきましては、国籍の確認把握は可能となっております。令和5年9月以降になるんですが、それ以降で外国人が農地を取得する際には申請書に国籍を記載する必要があります。

本市での令和5年9月から令和7年11月までの外国人の方の農地取得の実績は2件となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）災害時の外国語の支援に対しては、多言語対応、どのようなものがございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

さきの9月議会の6番議員のご質問の際にもお答え申し上げましたが、災害発生情報や避難情報などの防災情報を提供し、緊急時に適切な行動を取れるように、令和6年6月1日より防災はしもとメールを多言語化しています。現在対応している言語につきましては、英語、韓国語、中国語、これは2種類になります。ベトナム語、ミャンマー語の5言語6種類となっています。

また、各避難所におきまして、日本語での会話でのコミュニケーションが難しい方のために、絵の選択により意思疎通が図れるようコミュニケーションボードというものを配備しております。

今後の取組みといたしまして、外国の方を雇用している企業、また、外国人の方が通う学校などに防災はしもとメールの登録を促すなどを行いまして、外国人の方が災害時に慌てず行動できるよう啓発に努めてまいります。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）次ですけれども、住民

税非課税世帯の給付についてお伺いします。

本来、住民税非課税世帯の給付というのは、低所得の生活困窮者に対して行われることが目的だと考えております。しかしながら、答弁にあったように、住民税の課税の起算日の条件を満たさなかった外国人の方が制度上の話で受け取るということは、本来の給付の目的に即しているのかというふうに疑問に思うんですけども、その点について見解をお伺いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）住民税非課税世帯に対する給付金の給付につきましては、課税状況など国が定める支給要件に基づいて行っているところでございます。

住民税課税の基準日より後に国外から転入した外国人であっても、税法上の課税とならない方で支給要件を満たす本市の住民登録者であれば、給付金の支給対象としております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）制度上はそうなんでしょうけど、やっぱり同じ日本人として考えるときに、課税対象でないだけで非課税世帯の条件かどうかと言ったら違うわけですよね。今、毎年100人、120人来るという中で、物価高騰の質問とかもありましたけども、非課税世帯に対して、はい、5万円渡します、10万円渡しますというような政策のときに、確かに令和7年に配るんだったら令和6年の非課税かどうかとやると、概ね2年分の、住民であつたらもらえちゃうわけですよね。

となると、対象が100人ずつ増えているとなつたら、200人近い方が、移住された方が、外国から来た方が10万円もらえるとかなると、2,000万円のお金になるわけです。そうなつたときに、本来、必要なところに届けるお金であれば私らも納得するんですけども、ただ起

算日の関係でもらうんですという、本当にその人って配るべき対象なのかとなったときに、どうだろうというところに対して支給していくというのは、もう少し厳密であってもいいのかなというところがありますので、今後研究していただきたいなと思います。

最後に、橋本市にあるムスリム墓地の現況について教えてください。

運営者とか設立、埋葬のキャパシティー、墓地で今既に埋葬されている方、また、保健衛生上の処置等についてお伺いいたします。

また、今後、拡張や新規墓地の開設の申請があった場合の対応についてお伺いいたします。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）現在の運営者につきましては宗教法人大阪イスラミックセンターでして、設立は令和5年8月1日となっております。埋葬のキャパシティーと埋葬数なんですが、法人からの報告では約415体程度のキャパシティーを持っておりまして、埋葬数は218体となっています。令和7年10月末現在です。

保健衛生上の処置ですけども、令和7年10月に当該墓地の近くの河川の水質検査を行いまして、全ての項目、14項目ございましたが、基準値内という結果を頂いています。

今後の申請があった場合の対応ということなんですが、当該土地の周辺というのは概ね市の土地ということで、市が売却しない限りは拡張の申請はないものと認識しております。また、新規での申請があった場合につきましては、法令の遵守と、そのときの社会の動向等を注視しながら検討したいというふうに考えてています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございました。結構これ市の内外からいろんなお問合せ

を頂く件であったので、質問させていただきました。

全般を通すと橋本市の今の環境というのは、本当に、納税もしていただけるし地域住民との共生もしていただいているというような私は認識であります。今のこの環境ならばもう少し受け入れても大丈夫かなという、キャパシティーの部分ですけれども、これが一旦崩れ出ると、なし崩しに崩れていっている市町村というのも正直見受けられます。

こうなったときに今から手を打っては手後れになるというパターンがあるので、しっかりそういう規律というか、調和の取れた社会というのはやっぱり規律があってルールがあるわけですね。だから、そういうものをしっかりと守っていただけるような、橋本市って結構、規律厳しいよとなると、逆にそういうぬるい環境の人らは寄ってこないという、そういう状況になりますので、引き続きこういう、規律をしっかりと持っていただけるような外国人を受け入れるような風土を維持してもらいたいと思います。

1項目めを終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、図書館に政治に関する情報提供に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）図書館に政治に関する情報提供についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、公共の図書館で政党機関紙を置くことについて法的な規定はありませんが、図書館サービスの充実を目的として公益社団法人日本図書館協会が策定した「公立図書館の任務と目標」の中には、次の旨の記載があります。「図書館サービスの基本は、住民の求める資料や情報を提供することであるとされ、図書館資料は、図書館の責任

において選択され、収集される。その中で、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門誌を備える」と記載されています。

現在、橋本市仁昌堂図書館において政党機関紙が置かれていらないのは事実ですが、政党機関紙を図書館に置いてほしい旨の市民等からの要望については、確認できる範囲ではありませんでした。

また、議員ご指摘のとおり、特定の政党のみの配架や購読料がその政党の政治活動に結びつくような場合は、公費で運営する公立図書館としてはふさわしくないと考えています。

このことを踏まえ、各政党から無償の機関紙の配架要望については、新聞と同様に自由閲覧できることも含めて、図書館サービスについて意見を聞く橋本市図書館協議会において、政党機関紙の自由閲覧についても意見を伺った上で判断を行いたいと考えています。

なお、選挙時の選挙公報については、今後は公の施設の一つとして置いていくことにいたします。

最後に、どのような基準で政治家及び政治的な書籍を収集しているのかとのおただしについてですが、橋本市仁昌堂図書館では、資料の収集方針を定め、図書館職員の選書を中心に収集をしています。また、図書館サービスの基本には、住民の求める資料や情報を提供することであるとされていることを踏まえ、利用者からのリクエストサービスも取り入れています。

このリクエストサービスは、橋本市仁昌堂図書館や和歌山県立図書館に所蔵のない資料で、通常の流通経路で購入できる資料であり、有害図書等に指定されていない資料を利用者の申込みにより収集するものです。

議員ご指摘の書籍収集については、選書、リクエストサービス、寄贈等が想定されます

が、その記録が不明なものがあり、経緯を特定することは難しいと考えています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番(岡本喜好君)ありがとうございます。

市民の方もしくは国民として、国政選挙があったり地方議会選挙があったりするんですけども、よく啓発活動で「選挙に行きましょう」と言うんですけども、それを、誰に入れると判断する基準となる情報が、じゃ、どこに載っているんだとなると、今までイン터ネットだとかやっていたんですけども、最近はフェイク動画というのがすごくはやつてきて、どれが本当か信じられないというような情報がまた氾濫するような時代になりました。

公の施設としては、選挙のときは選挙公報というものがあるんですけども、通常の政治活動のときに、どの政党がどういうことを考えているんだと言うたときに、じゃ、どこで調べるんだと言ったら、当然、図書館になるんですけども、調べに行くとないみたいな話になるわけです。そういうところから今回の質問とさせていきました。

やっぱり公の施設として公の政党が考えていることというのはやっぱり情報提供としては準備しておくべきなんだろうというのがありますし、実際、図書館協会からもそのような通達がありました。

今回、僕も調べて実は分かったとこもあるんですけども、やっぱり聞いたときに、「えっ、何ですか、それ」というような反応になるわけです。やっぱり行政の職員なので、やっぱり法令とか規則とか通達というのをしっかり見て、自分の仕事を理解した上でやってくれたらいいんですけども、何かそういう考えじゃなくて、何かもう「引き受けたのでやつ

てます。今までどおりやっています」みたいな感じで、何か自分の仕事の根拠というのがちょっと薄いような場面がちょっと見受けられたというか、そういう感じがありましたので、公務員なので、根拠にしつかり基づいた行政運営をやっていただきたいなと思います。

ちなみに、選挙に関しては選挙公報というのがあるんですけれども、今、何部ぐらい配付していますでしょうか。

○議長（田中博晃君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（辻本昌亮君）ご質問にお答えします。

本年7月の参議院議員通常選挙におきましては、選挙公報、新聞折り込みと直接郵送、それと主立った公共施設、中央公民館でありますとか各地区公民館、文化センター等、もちろん庁舎、保健福祉センターもそうですが、そのような公共施設に備え置く等の対応を取っております。

その中で、新聞折り込みにつきましては1万2,200部、それと直接郵送につきましては104部発送いたしております。それと、先ほど議員も少し触れられましたが、ホームページ上のデータでの閲覧ということもできるようしております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番　岡本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後1時39分　休憩）

（午後1時40分　再開）

○副議長（南出昌彦君）再開いたします。

順番11、8番　田中君。

〔8番（田中博晃君）登壇〕

○8番（田中博晃君）皆さん、こんにちは。

何か久しぶりに一般質問したら、と思った

けど、中1回空いただけなので久しぶりでもないのかもしれませんけれども、今回も通告に従い、一般質問を行います。

今回は1項目だけです。まず、本題に移る前に今回の質問の趣旨だけ一言話しておきますと、まず前提として、指定管理先が悪いという話ではありません。施設の貸出しというのは広い意味で契約に当たります。契約ということは、契約するためには規則であったり規約であったりというのを明文化したり提示したりというのが必要なんですが、現在それができていないのではないかというふうな気がしております。

これは過去からも教育委員会に対しては問合せしているの積み残しでもあります。特に今回は産業文化会館に特化した質問ではあるんですけども、貸館という観点でいえば市内に様々な施設がありますので、その辺りも当てはまると思っていただいて結構です。

それでは、本文のほうに移ります。

本市には産業文化会館や県立橋本体育馆、公民館や保健福祉センター会議室など、市民や団体がその活動のために利用できる施設が多数存在する。それらの施設利用の予約に対する平等性について、本市担当課や指定管理先はどのような規則や規定の下に行っているのか、それらは利用者の平等性を担保しているのかについて問います。

一つ目、ネットによる予約申請と現地での予約申請の優位性について。

二つ目、橋本市立産業文化会館設置及び管理条例施行規則（以下、施行規則）第4条第1項「利用については利用許可申請を受理した順序による。2以上の利用許可申請が同時に提出されたときは、抽せんによってその順序を定める」と定義されている。「同時」の根拠及び質問項目1との関連性は。

三つ目、質問項目1から、ネット申請と現

地申請が同時と認められた場合、抽せんはいつ、どこで行われるのか。また、それらを示した規則や規定はどこに存在するのか。

四つ目、施行規則第2条から、12か月と1日前から施設予約が可能と解することができる。12か月前に予約したい者がネットでの予約申請や現地での予約申請において、「1日前から予約されており、12か月前では予約できない」と認識するにはどのような手段があるのか。

五つ目、12か月と1日前に2日間利用で予約申請した者が予約をキャンセルし、改めて1日予約として再申請した場合の取扱いは。もし抽せんで外れた者や既に契約申請があつたために施設利用を諦めた者に優先予約権はあるのか。

六つ目、上記1から5の質問内容を以前から改正を求めているにもかかわらず、行ってこなかつたことに対する合理的かつ具体的な説明を求める。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（南出昌彦君） それでは、8番 田中君の質問、施設利用の予約に対する平等性に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君） 施設利用の予約に対する平等性についてお答えします。

一点目の、ネットによる予約申請と現地での予約申請の優位性についてですが、ネット予約申請の優位性は、インターネット環境と端末があれば時間帯と場所を選ばず利用申請の手続きができることや待ち時間等がほぼ発生しないことにあります。

一方、現地での予約申請の優位性は、会場スペースの下見や確認ができることのほか、インターネットやデジタルに不慣れな方でも担当者に直接質問等ができ、手続きがしやす

いことがメリットと考えております。

二点目の、橋本市立産業文化会館設置及び管理条例施行規則第4条第1項に規定される利用許可申請書が同時に提出されたときの「同時」の根拠についてですが、一点目でもお答えさせていただいたように、ネットによる予約申請と現地での予約申請にはそれぞれの優位性と利便性があることから、当該施設でも採用しています。

実情として、同時かどうかの判断ですが、現地での予約申請を受付する際に、担当者がネットでの予約状況と重複していないか、同時に利用申請がないことをその場で確認し対応しています。

次に、三点目の、ネット申請と現地申請が同時と認められた場合の抽せんの実施については、規則や規定で定められておらず、指定管理者が教育委員会と協議の上で策定した橋本市産業文化会館貸館マニュアルにおいて記しています。

内容として、「大ホールの抽せんは、使用日の1年前以降の申出がバッティングした場合、午前9時の時点で窓口で行う」としております。

四点目の、施行規則第2条から、12か月と1日前から施設予約が可能と解することができる、12か月前に予約したい者がネットでの予約申請や現地での予約申請において、「1日前から予約されており、12か月前では予約できない」と認識するにはどのような手段があるかについてですが、ウェブサイトやパンフレットからはその認識をすることはできないのが現状です。そのため、このような事態が発生した場合は、担当者により口頭で説明をし、対応しているところです。

五点目の、12か月と1日前に2日間利用で予約申請した者が予約をキャンセルし、改めて1日予約として再申請した場合の取扱いに

については、再申請をお受けします。

次に、もし抽せんで外れた方や既に予約申請があつたために施設利用を諦めた方への優先予約権についてですが、その優先予約権はありません。

最後に、六点目のご質問についてですが、現行制度により利用者間の平等性が保たれていますと考えておりました。しかしながら、今回の質問内容において、利用申請が同時に重複した場合の抽せん方法など具体的な取扱いについては、市民に見える形でお示しをしています。今後は利用者の方に分かりやすく市ウェブサイト等でお知らせすることを考えます。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君、再質問ありますか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

今回の質問は、先ほど壇上でも言いましたけれども、要は規則とか規約というのを思い込みで運用してゐんぢやうんかなというのが私の感想です。だからこそ1年以上前から担当課に対しては指摘もしてきました。

ただ、異動とかもあつたので、引継ぎとかもできてないんかと思って今年の9月に改めて相談した。けど、今までノー・リアクションやと。何でやねんというところなんです。

今回の質問なんやけど、規則なので条例みたいに議会議決は必要ないんです。要は、担当課がやろうと思ったらすぐに修正できるということはやはり考えておいていただきたいと思います。

こうして質問しても答えを返してこないということに対しては、今回は教育委員会に対して、ほんまに強い憤りを感じています。やっぱり質問したら、私も答え返さなあかん、市民からの要望で訴えているから、その辺り

は、今は教育委員会ですけれども、もしかしたらほかもあるかもしれない、そこだけは皆さん理解していただきたいと思います。

先に6番から再質問を行います。答弁内容そのものが、実はそういう問題がありますよというのを私が訴えてきた内容をなぞつただけなんですね。そやから、改めて9月に、こういう問題があるから修正してはどうや、考えたらどうやというところについて、改めてなんやけど、今までにどんな対応をしてきたかを問います。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

ご質問についてですが、各種団体からの利用申請の予約受付につきましては議員から9月に「改正したほうがよい」とご提案は頂いておりましたが、橋本市立産業文化会館設置及び管理条例とその条例施行規則、それから、これらに基づき具体的な事務処理や対応等を定めた貸館マニュアルにより、公平性を保つた予約受付はできていると捉えていたため、施行規則を改正するには至りませんでした。

しかしながら、利用申請の予約が重なった場合の抽せん方法等について、その根拠となる、利用者に明確に分かるものがないとご指摘を受けていました。対応としましては、指定管理者に聞き取りを行いまして、今後どうしていくのかは検討しましたが、ウェブサイト等への掲載はできておりらず、利用者にはご不便をおかけしたところでございます。

一連につきましては、こちら側としましては、失礼申し上げます。

以上です。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）何でしょう、今答弁いただいたけれども、公平性を保つた予約受付はできていると捉えていたというようなことを言われていましたけど、それって思ってい

ただけで思い込みであって、調査したんかなというのが正直な感想です。調査しないやろうというのが私の思いです。

そのときにも、後でまた聞くんですけれども、12か月と1日前、私勝手に366日ルールと言うてますけれども、その辺りの問題についても指摘してきたと思います。

また、使用料等については、指定管理になった場合、指定管理者の意向で後払いにも変更できるかと思います。その辺りも教育委員会がちゃんと理解しているのかというのが私は正直分かりません。

利用申請が重なったときの抽せん方法等についても、根拠になる、要は利用者が明確に分かるものがないと指摘を受けてきましたみたいなことも言うてくれたけど、もう一回確認するんですけども、今後どうしていくのかを検討はしましたみたいに言われていましたけど、何をどない検討したんかと改めて聞いていいですか。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

検討した内容なんですけれども、1年後に大ホールを利用したい方が予約申請に来られたときに、別の申請者がその前日に2日連続で予約を入れている場合、先に押さえられていることを後から来られた方には分かりませんので、これらに対してどう他の利用者に対してお知らせをしていくかということを検討しました。

ネットに上げている条例や施行規則の条文ではこれを市民の方に理解してもらうのは難しいであろうということもありまして、分かりやすい表記方法を考えていきましょうということを内部では協議していたところでございます。

以上です。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）3か月4か月かかる検討したけども、まだやってないということですね、はっきり言うて。まだ表記できませんもんね。その辺りを言ってるんです。

冒頭に言いました。貸館というのは広義、広い意味では契約です。その契約という部分は理解しておいていただきたいと思います。

ここから先、ちょっと1から3まで合体した質問になるんですけども、答弁のほうで、ネットも来館も、電話もあるかもしれないけれども、9時の段階で申請がかぶったときはこれは同時とみなすと。多少時間のタイムラグはあるかもしれないけど、そこは理解しました。

やっぱりさっきも言ったとおり、別途マニュアルがあるんやったらそのマニュアルも申請者に対して、利用者に対してお示ししていかんことには、誰もが見れる状態にしつかなかんことには。そんな環境に今ないですね。簡単に言うたら、そういうことを、市民、利用者が見えないマニュアルを持っていたときに、後々変な対応をしたら民事訴訟される可能性もあるということは理解いただきたいです。契約に係る部分については市が主導権、イニシアチブを握らないとあかんと私は思っています。

それ以外にも、これ11月17日やったと思うんやけれども、過去の実績と来年度の目標を教えてほしいという連絡もしています。最初にちょっと財政課に電話して、やったら、それ担当課やでということで担当課のほうにも連絡しました。実績は届きました。でも、目標は届きません。今回12月議会で指定管理があるから、そのとき出てくるんかもしれへんねやけども、出せないと出せないと報告すべきです。

今回の議会はまたもうすぐその資料提供あるとは思うんですけども、令和5年12月の

公の指定管理者の指定の関係資料、この中の抜粋で、指定管理者の更新についての資料を確認したら、プレゼンテーション形式で指定管理者より事業計画等について説明があったというふうに記されています。

令和5年や令和6年は年間約3万8,000人が産業文化会館を利用しています。今年の9月議会なんですけれども、新たに土地を買うて駐車場を広げるという案件が議決されています。ということは、今まで駐車場が狭いからもしかしたら産業文化会館を利用してこなかった団体が、今後利用してきたいんやということで利用者がかぶる可能性がある。

というか、利用率もっと上げていかんと、あのときも約5,000万円弱の買物をしたということになっていますから、その部分を考えても利用者をどんどん増やしていかなあかんというふうに思います。そやからこそ、抽せんがかぶるかもしれないこそ明文化、見える化が必要なんです。

答弁では、ネット申請と現地申請が同時と認められた場合に抽せんの実施は規定や規則で定めておらず的な先ほど答弁されましたけど、これ実際、施行規則に載ってると思うんやけど、ちょっと整合性取れやんのちやうんかなと思うんですけども、いかがですか。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

施行規則の第4条に「産業文化会館の利用の許可は、利用許可申請を受理した順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、抽せんによってその順序を定める」という、ここは明記があるんですけども、この抽せんをするということと順序というのを決めるというのを書いてあるんですけど、例えればいつとかどのようにというのが明記されて

いないというのがあって、そういったところは貸館マニュアルのほうに実はうたってありますて、公開対象とはしていませんということで、先ほどそのような形で申し上げました。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）公開対象としていなかったら申請者は分からんのですよ。というのが問題やとずっと言うてるという、そこは理解してほしい。

答弁の中で、また聞きますけれども、大ホールの抽せんは使用日の1年前以降、申出がバッティングした場合、午前9時の時点で窓口で行うと、これ答弁いただきました。それはどこに明記されているんですか。これもないと思うんです。いかがですか。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

この部分につきましても業務用の貸館マニュアルの中に記されているものとなります。公開はできておりません。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）かぶった方は行けないですよね、そこに。ネット申請の方おるかもしれないへん、現地へ来られた、現地へ来られた方は抽せんできますわ、そこでおるから。でも、ネットの方って分からんんですよね。その辺りが今の、これ産業文化会館だけなのかどうかちょっと分からないですけれども、問題になっています。

となった場合に、ネット申請で家から申請して借りられたと思っていた方が当日来れなかつた場合、今のそのマニュアルの中で9時に抽せんするとなっていたら、もうネット申請は要らんのちやうんかなということにもなりかねんですよね。そこへ来て抽せんする、でも、その方は抽せんに行けない。その場合は、抽せんに参加せえへんかったから、ネット申請の方はその権利を放棄することになる

んですか。いかがですか。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）放棄という形にはなりならないんですけども、ネットの予約システムでは、現状、1年後の空き状況を確認できますので、1年後の会場使用を予定している申請者の方に便利なツールとしてネットシステムは必要としています。

ただ、ネットも開館時刻の午前9時からのログインとなりますので、窓口に来られた方が手続きをしている間にネット予約と重複した場合は、担当者が確認して連絡を取りまして、その調整に入ることになります。現実このようなケースは、指定管理者に確認したところ、まだないんですけども、申請者同士の話し合い、いわゆる譲り合いにもし折り合いがつかなかつた場合は抽せんとなります。

しかし、すぐにネットから予約した方は来れない場合もありますので、もし一方の方の申請者の了承が得られれば、抽せんの時間そのものをずらすことであつたり、あるいは職員による代理抽せんということがあつたとしても、一方的に放棄していただくというようなことは考えておりません。その場の話し合いによりまして調整したいと考えております。

以上です。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）現実的に無理よ、そこで電話して。相手の方が来られてて。相手の方が譲ってくれたら後日抽せんできるというだけであつて。だから、これって利用者目線に立つてないというんですか、申請された方がどういうことを考えてるやろ。ネットの場合は日付が変わった12時から一旦はエントリーできる、電話する方、現地へ行く方は朝9時からということを全て考えたら、今の制度というのが、やり方が間違えているというふ

うに私は思います。

ただ、今のやり方を間違えている、これは運用規則で変えられることやと思うんです。条例そのものは今まで十分やと思っています。今は説明の中でまた調整とか譲り合うとかというのが入ってきたんやけど、これも規則とかどこにも載ってないですよね。こういうところも明文化されてないんですけど、そのとおりで合っていますか。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）明記されていないということに関してはそのようでございます。簡単に言えば早い者勝ちで予約を取るような形の規則になっているんですけども、現実としましては毎年利用される例えば団体、発表会であつたりリサイタルであつたりいろんな形での定期的な恒例イベントもありまして、窓口の担当者にしましてはそういったところも予期できますので、もしかぶつた場合は、できるだけ産業文化会館を利用している、使用いただきたいというのもありますので、状況によって、日を変えることはできませんか、この日はどうですかということは、あらかじめ相談いただいている場合にはさせてもらつてはいる、現実としてあります。

そういう形で調整ということで申し上げたんですけども、明記としては、そのようなことは、規則に関してはしていないのが現実でございます。

以上です。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）言っていることも分かるし、やってくれていることも理解はできるんやけれども、一番最初に言った貸館イコール契約、広い意味では、契約なんです。契約というのは規則、規定で明文化、提示せなあかんのに、載っていない運用をするということは法律的にどうなんというの私は疑問に

思います。

これほんまに、やっぱり、仮にそういう職員が間に入って施設を譲ったけれども、後から規則を見てみたら抽せんと書いてあるやんと言われたらどうすんねんというのがあるんよ。この問題は明文化、可視化されていないことが原因であると。

これちょっと法律の部分になるんやけども、もし万が一、じゃ、訴訟を提起された場合って、私は可能性ゼロではないと思うし、駐車場の話もしたとおり、これから利用率がどんどん上がっていったら、今までよりもっともっと産業文化会館が活性化すればするほど重なる可能性はあるんですけども、まだ訴訟の提起がされてないから可能性の話を聞くのもおかしいんやけど、法律という観点で総務部長的にはどのような見解をお持ちでしょうか。

○副議長（南出昌彦君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）今、議員おただしの貸館の申請に関して、そこに疑義が生じている件について、こちらの説明が何かの明文化されたものに基づかないということであれば、説明の理由としては弱いというか、何に基づいたというものがないので、そこはトラブルを避ける意味でも今後、答弁の中にもありましたけど、表示、明文化していくということを捉えているということです。

今の現状であれば、そこを争点とされた場合はこちらとしての言い分がなかなかないで、弱いという立場にはなるかと思います。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ということをずっと訴えてきています。そこは教育部長はもう理解してくれていると思うんですけども、だからこそ変えられるところは早くする、明文化するところは早くするというのをやっていかないと、今、今日もう予約があるかもしれない

い。その辺りは理解しておいていただきたい。

次の質問なんですかけども、さっき勝手に366日ルールと言うた12か月と1日前から予約できる部分なんですかけども、答弁の中でやったら、ウェブとかパンフレットからはそれを認識することができないのが現状と。それというのはバッティングのことなんですかけども、バッティングが発生した場合は、「担当者により口頭で説明をし、対応している」と。口頭で説明する、当日現地で説明するということです。

これってもう時既に遅しなんちやうんと。前日の日から使っている団体がもう今日押さえているから、今日来られた団体、もう空いてないので帰ってくださいということですね。という説明をするということになるかと思うんですけども、でも、それ借りに来た団体の方は、もしかしたら仕事を休んで来られたかもしれないんです。そういう部分というのはどういうふうにお考えですか。そういう説明をするという解釈でいいんですか。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）現実そのような形にはなっています。1年後の日程の予約に来られた方に別の先約者が前日に2日間連続で予約を入れている、後から来られた方が申し込む日がその方の2日目に当たっている場合は、ネットで消し込みをしたものを閲覧しない限り、窓口に来られるまでは分かりません。その現実はありますので、大変申し訳ないんですけど、別の方が前日に押さえられているということを窓口で伝えるという状況になっています。

以上です。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）それって実は現実起こっていますよね、今もそういったことは。だから、ちゃんとやろうねと言っています。

これ分かりにくいかもしれないんですけれども、例えば来年の12月3日に私がその施設を借りたいとしましょう。でも、今日の段階で2日3日とまとめて借りたら2日間借りられるんです。例えば、部長ごめん、名前出して。部長があした、「12月3日借りたい」となったら、そこで連絡したらもう押さえられないんですよね、今のルールでは。

そんな中で、例えば私が、不作為か作為的かは別にして、やっぱり2日はもう要らんわ、3日だけでええわとなった場合に、現状のルール、規則ではキャンセルできます。キャンセルした上でキャンセル料はかかるない、結果的にはかからないです。これが366日ルールの盲点やということで、ここは早めに改正したほうがいいですよとお伝えしています。

さらに、もしかして、部長の名前出して申し訳ないんやけど、部長が仮に12月3日借りたいと思っていた団体も借りられないというのが今現状起こっているんです。

ほんまに、今、答弁では再申請ができる、キャンセルした団体は再申請できるという答弁があったかと思うんですけども、ほんまにそれでええんかどうかというのは、ええんですか。ここはちゃんと考えていいかないと、これは明文化しておかないと、ほかの団体にも迷惑がかかることになるんですけども、いかがですか。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）答弁では現状の旨ということで現状を答弁としてさせてもらったんですけど、今おっしゃられたことが課題、あるいはちょっと盲点となっているところがあるって、作為的にという形の例を挙げられましたけど、そういうやり方をすれば、自分の1年後の366日ルールを適用して、お金を、料金を納めずに確保できるというか、正直できてしまします。

ですが、これをこの議会を見られた方が知られて同じようなことをされてしまったら、当然、適正な窓口使用ができませんので、そういうことを踏まえて、課題として、さきにご指摘いただいたことはあったんですけども、今後認識して考えていくべきかなと思っています。

以上です。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）今、部長はこの議会を見られてと言ったけど、だから事前に担当課に行って話して、議会で質問せえへんとえようというふうにやっているのに、それを放置してきたのは教育委員会です。そこは分かってください。今この場でやらざるを得なかつた。それはもう今年だけじゃないよねという。

去年はもうちょっと違う方向やったけれども、ただ、やっぱり担当者も異動等で変わっているので、一定、全てが全て伝えられないことはあるかと思ったので、今年9月に改めて伝えた。でも、一般質問するというまでは全くのリアクションがなかったのが現実です。だから、本来であればここでするべきものではないというのは私も分かっています。

あと、事前レクでも何度も話をやったんですけども、要は指定管理者と協議、協議と言うんですけども、協議は必要なんですよ。ただ、その協議というのは本来運用のほう、実際に現場を回していく上での協議というのは必要なんですけども、大本となる条例であったり施行規則という主導権は橋本市が持つておかないとならない。

この後、文教厚生建設委員会でも出てくるんでしょうけども、指定管理先は規則とか条例を十分に確認した上で指定管理にエンタリーして、教育委員会のほうでヒアリング、そして指定管理先のプレゼンテーションを受

けた後に候補者を決定して議会へ持ってきますよね。だから、予約方法とかやっぱりキャンセル方法というのは全てにおいて教育委員会がもう主導権を持って理解しとかなかん、そんな問題やと私は思います。

ですから、協議、協議とおっしゃいますけれども、必要な協議なのか必要でない協議なのかというのも教育委員会のほうできっちりと精査しなければならない。というのは、もし、協議、協議、ずっと協議していって、その都度、指定管理先が変わるたびにルールが変わっていったら、そんなの貸館としては本末転倒ですよね。絶対譲られへん部分というのはあるかと思います。

あんまり協議、協議言うとしたら何か指定管理先に全て丸投げしとるように聞こえるんです。でも、指定管理先はあくまで指定管理であって、本体は橋本市ということは理解しておいてください。もしほんま、先ほど総務部長にも聞いたけれども、もし将来責任が問われる事案が発生した場合は橋本市が責められます。指定管理先ではありません。

提案してきて、放置と言つていいか悪いか分からんけど、ずっとそのままにされてきた規則の明文化についてなんですけれども、利用者に伝えるべきところは伝える、予約前に分かるようにする、抽せんや支払い方法、キャンセル時の対応など、運用規則の見える化、明文化というのはどない進めるのか。進めるのならいつからやるのか、そこについて問います。

○副議長（南出昌彦君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、利用される方の平等性を確保するために、現状の橋本市産業文化会館貸館マニュアルにうたっている運用ルールの見直しを検討したいと考えます。

施設の利用に際して、不明瞭なところは分

かりやすくお示しできるよう、予約の方法、同時に重なった場合の抽せん、支払いの方法、キャンセルの取扱いを明文化できるよう、実情に沿ったマニュアルの見直しを行いまして、ウェブサイト等でも周知を行っていきたいと思います。時期につきましては可能な限り早く取り組んでいきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ほんまにやってくださいね。これだけは。これ今日は産業文化会館だけの話をやっていますけど、もしかして見直したら違うところもあるかもしれない、その辺りについても、貸館を持っている担当課があるかと思いますので、一度チェックしてみてください。ほんまに、簡単な思い込みで運用してたら実は規則にも何も載っていなかつたという可能性があります。実際、産業文化会館がそうなので、ここだけは十分に注意してほしいと思います。

もう一個言いたいのは、もう質問しません、もうあと結びだけ言いますけど、やっぱり一般質問になったら動き出すというのはおかしい。多分、様々なほかの議員もいろんなこと提案を持っていっていると思うんです。そんな中で、教育委員会だけちゃいますけれども、返ってきてない答えってもしかしたら皆さんもあるかもしれない。

私はあります。何回も聞くことがあります。いつの間にかされていることもあります。そういうのがあるので、何というんでしょう、せめて、せめて提案した、私たちが持っていた内容、私たちだけちゃう、市民の方からも区長らも持っていくかもしれんけど、そこだけは答えを返せるような橋本市になってほしいなど。

こんな子どもみたいなことを言うのはおかしいんですけども、やはりなっていな

ともありますので、そうなってほしいという期待をして、この一般質問を終わります。

○副議長（南出昌彦君）8番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、午後2時30分まで休憩いたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）皆さん、こんにちは。傍聴席は誰もいらっしゃらないので、これが本来の私の姿やと思うんですけども、みんなやっぱり傍聴席に人おられたら緊張して、当局側もやっぱり傍聴席の方が見に来られるとやっぱり緊張すると思うんです。

おってもおらなくても同じ答弁で同じ思いと同じ熱量で仕事してくれているとは思うんですけど、やっぱりその団体とかそういう一般質問の趣旨に対してのバックアップが来たら、議員というのはやっぱり張り切るものであって、やっぱりちょっと羨ましいなと思いながら、僕もそういう人が来てくれるような日が来るのを信じて頑張ってまいりたいと思います。

ちょっと中途半端な順番でございますけども、少しお付き合いのほどよろしくお願ひします。

12月になりましたので、もうあと少しになります。今年の流行語大賞は総理総裁の「働いて働いて働いて働いて」という言葉やったと思うんですけど、これはやっぱり労働基準法というのがあると思うんですけど、政治家とか会社役員というのは労働基準法が当てはまらない。だから我々は、職員の皆さんは当

てはまるんですけど、市長、副市長、教育長、あと我々は、当たるのかな、当たらないのかな、多分当たらないと思うんです。

やっぱり本市発展のために働きまくる、総理総裁が頑張るんやったら私たち方も頑張ろやないかと。お隣、奈良ですから、奈良と大阪とタッグ組んとするようなイメージあるんですけど、和歌山もまだまだ頑張れるでということを。ちょうど奈良と大阪の引っついた玄関口が橋本市ですから、和歌山で一番活性化してにぎやかなまち橋本、こういうふうにめざしてまいりたいと思いますので、ご指導ご鞭撻よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、壇上から四つの項目を述べさせていただきます。

一つ目、本市所管のエレベーター保守点検について。

毎年、予算書等でエレベーター保守点検委託料というのが計上されています。年に一度の安全を保証するための大切な検査であると認識しています。

私、初めて予算委員会のときに、当時、前市長のときの理事というか企画部長やったんかな、そんなイメージがますますあるんですけど、一括管理できないんかと勇気出して質問したとき、ルーキーでした。答えはちょっと厳しい、不可能というような答えやったと記憶しています。

そのときはそれでよかったですけど、やっぱり時がたって、あらゆる角度からもう一度考えてみると、保守点検は、やっぱり建築されてから、どの会社がどのようにして検査の権利を得ているのか、耐用年数などはないのかというのをすごく思いました。そのことを伺います。

二つ目、本市の下水道の状況と浄化槽維持管理について、2回目、パート2でございます。

前回質問時より、下水道接続と単独・合併浄化槽管理について、老朽化対策と現状設置の単独・合併浄化槽の点検・清掃はきちんとされているかの把握の進捗状況を伺います。

三つ目、隠れ谷池の土砂についてです。

令和6年6月2日、ちなみに6月2日は橋本市でいうとオムレツの日になるんですけども、水害で大きな被害がありました。その被害から今日まで完全復旧していない隠れ谷池ですが、今後どうなるかを伺います。調査の予算は昨年、計上から可決させていただいていますので、その報告もお願いいたします。

四つ目、橋本駅前開発について。

最近、駅前開発についてよく耳にします。数年前には本市は開発を中止して、かなりの尽力で区域を整理して今日に至っていると認識しております。

2年前ぐらいでしょうか、建設部まちづくり課に係というか担当部署というか担当の人がいたような、いないような、いるんですけども、そういうふうな形ができたと私は認識しています。再度、駅前開発の準備的な担当が存在し、本年はさらに人が増え、専門的な仕事をしてくれているのかどうか私は分からぬ状態だと思っております。

橋本駅前について市民の皆さんから質問を受けても、きちんとした答えを即答できない自分がいております。本市はこの案件をどのような位置づけで進めていくのか、この2年余りの仕事の内容はどのようなものかをお伺いいたします。

壇上からは以上です。明確なご答弁をどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君の質問項目1、本市所有のエレベーター保守点検に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）本市所有のエレベーター保守点検についてお答えします。

エレベーターの毎日の安全・快適な運行のためには適切な管理、保守点検が不可欠であり、本市においても業務委託により適切な状態の維持に努めています。

議員おただしの一括管理についてですが、本庁舎エレベーターの保守点検については、庁舎の清掃業務、警備業務や電話交換業務、教育文化会館の清掃業務などと一括して総合管理業務として委託することで、全体的な委託料の削減を図ってきました。

令和3年度からは保健福祉センター総合管理業務を追加し、さらに令和6年度からは窓口アウトソーシング業務と合わせた一括委託などにより、スケールメリットによるコスト削減に努めてきたところです。

本庁舎及び保健福祉センター以外のエレベーターはそれぞれ担当部署において安心安全な運行に留意しつつ、業務を委託しています。

エレベーターの耐用年数については、税法上の法定耐用年数が17年、メーカーが公表している耐用年数は20年から25年程度とされています。本市所有のエレベーターも老朽化が進んできていますが、定期的に保守点検を実施し、その結果を踏まえ修繕を行うなど、性能の維持、安全の確保に努めるとともに、更新の時期も検討していきたいと考えます。

物価や人件費が高騰する中、今後もエレベーター保守点検業務の一括管理について検討を行い、安心安全を確保した上で、コスト削減に努めています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。打てば響くで、いろいろやってみるもんやなというのを思います。

ちょっと1個抜けたんですけども、令和2年9月のこの議場の議案審議だったと思うんですけども、当時の総務部長がちょっと答えてくれていて、検討します的な話があったのかなと思って、そこからエレベーターの保守点検をちょっと考えててくれたのと、さっきの教育委員会、議長の話じゃないんですけど、検討してくれてたの、協議してくれてたのと言ったかったところなんんですけど、今の答弁を聞いていると、エレベーター保守点検とか清掃とか全てを一つにすることでコストカットを図ってきたと。何かしらのいろいろコストカットをやってくれている、手を抜かんとやってくれてるというのが伝わったので、この質問してよかったです。

片や財政課でもいろいろデジタルを使って少しでも軽減、コストカットを図って、サービスを低下することなくという前向きな裏方という、総務って前へ出て仕事するタイプではないけど、橋本市の中枢を支えとる総務、財政ならではのやっぱりすばらしいことやなと思います。敬意を表したいと思います。

そこで、提案型なので話もうこれ以上することないんですけど、もうちょっと踏み込んだら教育委員会だけじゃなく福祉だけじゃなくいろいろなところ。まちづくり課が持っている地域優良賃貸住宅のエレベーターだけは別やと思うんです、9階10階建てなので。あれはちょっと別格になるので今回の話からは外すんですけど、それ以外がそれぞれ所管しとるところを近所隣り合わせで一括管理して。

市民病院も別ですね、あれ5階建てなので。それなりに一括管理することでちょっと、東西南北エリアでちょっと垣根を越えてやっていっていただきたいという、そういうふうな、司令塔として総務部長が各部にちょっと投げていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）先ほど答弁しましたように、委託もいろいろ含めていってスケールメリットを出すことで安くなっていく、逆にというか物価とか人件費が上がっていく中でその上昇率が抑えられているという現状があります。

エレベーターにつきましても、庁舎であるとか保健福祉センター以外にも、先ほど議員おっしゃられたようなところで様々ございますので、同じような業務をまとめることでやはりコスト削減につながるというはあるかと思います。ですので、この考え方と同じ設備を持っているところに広げて、安くなるようであればそういう形で実施したいというふうに思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）私の一般質問にしてはスムーズ過ぎて面白くないんですけども、その結果、検証した結果、また、前向きなので、その結果報告というのを義務づけるわけではないんですけども、真摯な答弁なので、やっぱり真摯な対応を最後までしていただきたいと思います。

付け加えるんですけども、エレベーター保守点検委託料という予算書、決算書以外でも、委託料の中に眠つるということも当然あるかと思います。先ほどの部長の答弁でしたら、ほかの仕事一括で安くなるという考え方も確かに一理あると。でも、エレベーター保守点検というのは本来、エレベーター単体同士が、こっちのエリア、こっちのエリアと部同士が垣根を越えて一括すること、相見積りをちゃんと取るということ、これをちょっと心がけていただきたい。

最終的に真摯な対応をしてもらっても、そんなこと聞いとったんと違うんでというボタ

ンの掛け違いにだけならないように、今回は慎重に、もうこれを、提案を検討してくれるというお答えを頂いた上で、一つ目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君） 次に、質問項目2、本市の下水道の状況と浄化槽維持管理について、ナンバー2に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君） 本市の下水道の状況と浄化槽維持管理についてお答えします。

公共下水道の老朽化対策は現在、より精度の高いストックマネジメント計画の策定業務を発注しており、これまでの点検・調査結果も踏まえ、修繕・改築が必要と判明した箇所について順次対策を進めています。

次に、公共下水道の接続促進について、供用開始区域内で未接続の方々に接続を促すため、広報やホームページによる周知に加え、選定したエリアを戸別訪問し、接続促進の啓発を行っています。その結果、令和7年3月末時点の公共下水道の供用区域内における接続率は86.6%で、令和6年3月末時点の86.1%から僅かですが増加しています。

続きまして、浄化槽の点検清掃について、広報やホームページによる周知に加え、本来であれば浄化槽台帳を基に、より的確に個々の管理者へ啓発したいところですが、現在、台帳は修正作業中であり、完成に時間を要します。こうした状況の中でも適切な維持管理を確保するため、浄化槽清掃許可業者からの情報を基に、長期間清掃が行われていない浄化槽の管理者を戸別訪問し、適正な清掃の実施を働きかけています。

その結果、令和7年3月末時点での浄化槽清掃率は71.9%となっており、令和6年3月末時点の71.6%から、こちらも僅かですが増

加しています。

本市としては、公共下水道の未接続や清掃未実施の浄化槽が依然として一定数存在していることを課題として認識しているところであります。引き続き戸別訪問など取組みを強化し、粘り強く接続率、清掃率の向上に努めてまいります。

○議長（田中博晃君） 9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） 力強いというか本気度の高い答弁であると、いつも認識して尊敬しております。どうしてもやっぱり100%を目標にするんですけど、100%というのは、私の口から言うてはいけないんですけども、100%というのは不可能に近いという現実があります。その上でこの1年で右肩を、下がることはないんですけども、上げていっとるという汗の量は本当に理解しております。

簡単に、ちょっとはちょっと聞くんですけども、下水はもうほとんど維持管理のほうとか老朽管のパイプの配管の話のほうがどっちかというと重いので、今回は再質問からは外させていただきます。

今回特に聞きたいのは、やっぱり言葉で言う台帳、その辺のことなんんですけども、浄化槽台帳の整理進捗というか完了の見込みというか、いつまでにどれぐらいをというのはやっぱり、ある程度そのタイムスケジュール、部長もずっと部長であるわけちゃいますから、あなたが部長の間にどこまで行くかという話をちょっと答弁ください。

○議長（田中博晃君） 上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君） ありがとうございます。浄化槽台帳、確かに件数が非常に多くて、なかなかそこら辺が課題となっております。担当課にも話をしとるんですけども、いきなり完璧なものをとなると相当時間を要

しますので、一旦の整理の目標として来年度末、前回の議会でもお約束させていただいたと思うんですけども、来年度末をめどに一旦作り上げたいなというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）分かりました。そうしたら、私も来年度末、来年のこの12月議会にパート3をまた聞かせていただきますので、そこまでしっかり作って、訪問して、頑張っていただきたいと思います。これ以上聞くことはないです。

あと、ちょっと悪質なという言い方をあえてするんですけども、年に1回の規定というか、水質保全センターの人とかもたまに会うたらざくばらんに話するんですけど、やっぱり市がどれだけ頑張っても限界ある、ほんで我々も限界あると。

やっぱりその台帳がキーポイントになってくるんだと思うんですけど、やっぱり、知っているところで年1回促す、お願いに行く、勧告する、これはあると思うんですけど、これに対してもやっぱり応じないところ、言うたら、真水にして外へ出すというか、やっぱり浄化槽は下水と違って、下水は上水の料金が5,000円やったら概ね0.8掛けでお金が、排水料金というのが発生して、平等性の観点からいうと、浄化槽を年に1回掃除しない人というのはすごくちょっと、悪質というふうに表現させていただきます。そこについての罰則規定とかは検討いただけないんでしょうか。いかがですか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）浄化槽の不適切な管理について、市独自の罰則規定を設ける条例を制定することは、すみません、困難です。

今回この質問がありまして、我々、弁護士先生のところへ行って、そういうものをつく

りたいという話もさせていただいたんですけども、結果として「それは難しいよ」という答えでした。

それは何でかというと、現行法である浄化槽法に既に罰則規定があって、法自体は地域によってさらに厳しい条件を課すものではない趣旨であると考えられるということでした。

市議は我々の啓発をもっと容易にやりやすいようにという思いでこういうお話を頂戴したのかなというふうに思うんですけども、なかなかできやんというところが現実でございますので、市としては、長期間浄化槽の清掃を行っていないものを、清掃業者などから情報提供を活用しつつ、粘り強く現場に足を運んで、啓発や指導に重点を置いて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）大変難しいと思います。理解しました。

それ理解した上で、次は何を頼るかというと、やっぱり上位法になってくると思うんです。やっぱり上の法律を超えることはできないという解釈であると思うので、気持ちは分かってくれた上で苦渋の答弁やと理解しましたので、県や国に要望の材料として、やっぱりこれは我々の排水路、最終的には紀の川、この保全を守っていくという観点もやっぱりついてくると思うので、要望ではなくお願いということで結構でございますので、また、その辺もまた検討ください。

最後です。今回ちょっと一番言いたかったのが、営利目的、事務所とか飲食とかのところ、下水のつながってないところの浄化槽の入っている、例えば飲食とか事務所とか、そういうのがあると思うんですけど、ここはやっぱりちょっと一般家庭とは違うので、同じ条件の浄化槽になってくると思うんですけど、

住んでない、住民票ないから補助金あるないの定義もあるうかと思うんですけど、ここはちょっと悪質というか、これはかなり、上下水道を所管する部長はかなり熱い思いで戦ってほしいと僕は思うんですけど、ここについてはいかがですか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）確かに飲食店とかいわゆる事業所につきましては、使用している人数が多いとかそういうところがあつて、なかなか一旦清掃せえんだら周りに与える影響というのが大きいというふうには認識しております。

ただ、当然、一般的な家庭でもそういうことを引き起こすことがございますので、飲食店のみならず清掃を怠っている浄化槽管理者には、我々としては公共用水域を悪化させるとということをまずは認識していただいて、その上で速やかに清掃を行っていただく必要があるというふうに考えております。

そして、啓発に足しげく通って、ちゃんと清掃してもらえるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番(堀内和久君)ありがとうございます。

もう気持ちは分かってくれとるので非常に質問しにくいんですけど、やっぱり、例えば税金の係とか償却資産税と一昔前によく聞いたんですけど、航空写真で太陽光パネル1個あつたりとかしたら5年前に遡って回収に行くんです、本市は。だから、こういう排水とかも、やっぱり橋本市の環境悪化になる材料とか、一般家庭とは営利目的のところは違うと思うんですけど、油の量とか排水の質が。

これはかなりちょっと、どないかやっぱり部長に、部長が今部長でおる間に頑張ってほしいんです。これやっぱりなかなか、いろんなところから聞くんです。ただ排水を取って

くれたらええだけじゃないですか。

下水道がつながってるところで商売しとるんやつたら別に問題ないと思うんです。これ別に商売人を僕は敵に回すつもりじゃないんですけど、やっぱりきれいな水を飲みたかつたら、最低限度きれいな水にして返そうよという定義はやっぱり市とのやっぱり教育というか、お願いのレベルじゃないと思うんですけど、指導というのを行っていただきたいと思いますが、どうですか。この答弁を頂いて、この質問は終わりにします。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）先ほども申し上げましたけども、なかなか難しい問題であつて、我々、水戸黄門の印籠のようなものが後ろ盾にあつたら、なかなか、言うこと聞いていただけることもあるうかとは思うんですけども、浄化槽法に基づいて、やっぱり悪質なところに関してはいわゆる助言・指導・勧告のところに加えて改善措置命令なんかも出していきながらというところになってこようかなと思います。

それでなかなか言うことを聞いてもらえれば、いや、それでもやっぱり我々としては、理解していただけるように足しげく通っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、隠れ谷池の土砂に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）隠れ谷池の土砂についてお答えします。

清水区内にある隠れ谷池は、令和3年から令和4年に発生したグリラ豪雨や令和5年6月2日に発生した線状降水帯及び台風2号による大雨で崩れた土砂が、池の取水口より流れ込み、堆積した状態です。

以前からも建設部農林整備課には隠れ谷池への土砂流入に関する相談がありましたが、地元水利組合が紀州製竿組合に貸与しており、農業用水として利用されていないことから、災害復旧事業の対象要件である「受益戸数が2戸以上の農業用施設」に該当しないため、災害復旧事業の申請には至りませんでした。

その後、令和6年4月に経済推進部産業振興課へ、地場産業振興の観点から改めて隠れ谷池の土砂に関する相談を頂き、紀州製竿組合などと工法の選定や工事によって池のヘラブナなどに影響が出ないかなどの協議を経て、令和7年度当初予算に測量等手数料として321万1,000円を計上しました。

その後、測量及び設計が完了し、10月に隠れ谷池に隣接する農地の所有者に工事への協力のお願いをし、了承が得られましたので、今後、工事費の予算を上程させていただく予定となっています。

なお、工事はヘラブナに影響が出にくい冬季に池の水位を下げて実施する必要があることから、令和9年3月末の完成予定となりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

僕は実家が隠れ谷池の下なので、小さい頃からよく遊んだところなので、別にとやかく言うつもりはないんです。安心安全が守れたら別に誰が使おうが構わないんですけど、やっぱり令和6年の話ですよね。令和5年やったかな。その前の年、令和4年やったかな、今回は6年やったのかな。そうですね、令和6年の6月2日のオムレツの日なので、同じ前の年の6月2日、オムレツの日にも水害が来てるんですよね。

そのときは割と迅速に年内に、部長言われ

た農業の関係が2軒以上あれば補助金が当たる当たらないという定義になるんですけど、これは隠れ谷池の上の上流の隠れ谷川の土でもありますし、その上は農業していますし、前は迅速に数か月、半年ぐらいで直ったと記憶しています、実際。早かったと思います。

全く同じ状況ではないとは思うんですけども、設計予算を議決しとるんで早く直してあげてねということで別にいいんですけど、ちょっと災害起きてから遅過ぎれへんかなと思うのは私だけでしょうか。その辺いかがですか。何でこんな時間かかってんですかという話。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、時系列でちょっとお答えしますと、令和5年6月2日に線状降水帯と台風2号による大雨がありました。これは5年の6月2日です。この年、建設部のほうでまず応急処置、倒木の処理とか土砂の排除とかというのを行っております。この年、令和5年の夏頃に、もうこれ災害復旧の事業ではちょっと国のほうへ要望できへんなということで断念したというのが令和5年の夏頃になっています。

そういう決定した後、少し時間をおいて、令和6年4月5日なんですが、ただ今、堀内議員のほうから土砂の撤去の要望というんですか、産業振興課のほうに産業振興の観点からどうやということでご相談いただきました。そこがスタートというふうに考えております。

まず、4月5日に頂いて4月10日に組合のほうに相談に行きました。協議のほう、土砂の撤去という話。組合のほうも恐らく池のほうに土砂がたまって水深が浅くなってきたるのを懸念しとるというお話があったので、そこからもうできるだけ早く対応しようと思って対応しておりました。

そこでまず問題になったのが、土砂を撤去するときに水質の汚れによって魚に影響を与えるのかということがございましたので、6月11日頃に環境関係の事業者にも相談しまして、7月3日頃に環境調査は不要となったんですが、その1か月間で組合と交渉もしながら、そういう魚に影響しないかという協議を行つておりました。

その後、できるだけ大阪に影響を与えない工法を選択した上で工事を行っていこうということで、工事を決定したのが令和6年9月頃、その頃に決定して、当初予算に上げていこうということで設計予算を上げたということになっております。

その後、設計できたらすぐに工事費を上げようよということで進んでおったんですけども、ちょっと地権者の都合の問題で、結果的に、先ほど答弁で申し上げたように10月頃、ようやく地権者の了解を得られたということで、確かに1年半かかってしまったんですけども、さらにここからまた冬の工事になるので、また時間を頂くことになるんですけども、ようやく工事にこぎつけるような状況になつたというところ、これが時系列でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）それぞれのお立場があるので仕方のないことであると思いますが、やっぱり僕はフナとか竿の関係のない人間、一議員として自分の生まれ育ったところにそういう伝統的なことがあるという位置づけだけの立場なので、素人として見たら申し訳ない、おわびするんですけど、やっぱりちょっと遅いなと思つてしましました。

地権者あっての話やということなので僕が半分反省すべき点もあろうかと思うんですけども、そこはもうお互い、観光の資源でもありますし、それはよく分かりました。

さつきフナへの影響とおっしゃつたんですけど、これ土砂がたまつたがゆえに、うろこにダニとかこういう病気とかで結構死んで、下流のほうに流れてきたというのは僕は黙認しとるんです。それは当時、一個前の産業振興課の課長にも大分相談に、今、教育委員会に行かれたんですよね。大分相談を行つたんやけど、やっぱりこれもどうしようもしてくれん。ちょっと薬入れてくれへんかとか大分頼んだんですけど、これも。

魚も隠れ谷池もいろんなところで未来の人の育成であったりとか公金を入れてますよね、隠れ谷には。だから、そういう観点からやっぱり1匹たりとも死なせてはならないというか、やっぱりそういうところはもうちょっと真摯に受け取ってほしかったなど。たかだか数万円の金すら出してもらえれへんのやなというのはすごく残念でした。

これはやっぱりちょっとまた答え合わせしておいてください。間違いなく答えがあるので。もう過去のことなので、もう答弁は要らないです。

もうここまで来たんやつたら、もうほんたら待ちますわという話になると思うんですけども、そうしたら、設計予算が決まって、次の予算要求で、どこまでのどんな工事しようと思つるんか、端的にお願いします。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）工事の内容についてお答えさせていただきます。

工事の内容としましては、今後、隠れ谷池に土砂が流入するのを低減するために、上流の沢にかご枠を使用した小堰堤を設けます。加えまして流速の抑制、あと洗掘防止のために水路内に袋詰めの玉石を敷設いたします。

沢の水が池に流入する付近に土砂が堆積しておりますけれども、それを一部撤去して、撤去した土砂は池の敷地内に敷きならすとい

うことにしております。その敷きならした土砂が再び池に流出するのを抑制するために、かご枠で護岸を整備するという計画で今進めております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）技術的なことは僕はもうど素人で、建設部長が代わって答弁するということは間違いないものであると思います。

中途半端な工事はもうやめときましょうということを申し上げておきたい。だから、もう市単でいくんやつたら、それが橋本市民の税金なのかふるさと納税基金なのか、それは分からないですけど、生きた金の使い方は絶対してほしい。これだけはお約束してほしいんです。

もう絆創膏を貼るような、ちょっとした工事だけここまでしといて、またかというのんだけは本当にやめてほしい。そこは約束してほしいと思うんですけど、建設部長、いかがですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）予算につきましては、枠が決まっていてそれでできるだけのことをやるという意味ではなくて、きちんと地元とお話をした上で、こういう形で整備しようと決まった内容について国が定める積算基準に基づいて積算をしておりますので、基本的には大丈夫。

災害ですので、どういったことが今後起こってくるか分かりません。これで未来永劫絶対大丈夫とはさすがに言えないんですが、基本的には基準どおりの構造物を造るというふうに考えていただいて結構かと思います。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）一番欲しい答弁を頂きました。感無量でございます。

最後に、経済推進部長、これを機に、きちんと池の維持管理、農業用水ではないですか

ど、魚の餌とかがいっぱいいたまつて底が、やっぱり調査したら要らんことも見えてきたと思うんです。これはやっぱり税金を投入しとる一丁目一番地のやっぱり経済推進部が、もうちょっと維持管理きれいにしてくださいねとか。

周りはきれいにしてくれとるイベントもたくさんやってもらうて、製竿組合には敬意を表するものなんんですけど、池の中って僕が幼少の頃は結構、何年かに1回まめに抜いたりとか掃除したりタニシ取りに行ったりとか、隠れ谷池の魚がちょっと一時的にどこかへ寄ってたというときも、僕もう30年、40年前の記憶なんんですけど、それほど製竿組合には馬力のあるおいちゃんたちがいて、その辺へ行ったらいっぱい竹を干してあったという時代のときに僕は生まれていますので、そこまでせいとは言いませんけど、やっぱり池の維持管理というのは下で住んでる人たちの安心安全もあると思うので、その辺はちょっと経済推進部長から、これからは二人三脚でやっていきたいと答弁ください。終わります。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

池の存続というのは当然今後の紀州へら竿の振興にも影響することですので、組合としっかり協議をして、今後の維持管理についても努めていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくします。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目4、橋本駅前開発に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（石井隆博君）登壇〕

○建設部長（石井隆博君）橋本駅前開発についてお答えします。

本市では立地適正化計画と市街地再整備推進の担当として、令和6年度には1名、令和

7年度には2名の専門職員を配置し、駅前整備事業の計画の推進に努めています。

令和6年度においては駅前の状況調査及びデータ整理を実施し、今後の事業展開に向けた判断材料を収集いたしました。その結果を基に現在は、駅前整備の方向性について図書館整備を含めた可能性を検討しながら、まず実現可能な部分から段階的に進める方針です。

交流人口の増加を通じて周辺地域への経済的波及効果をめざし、民間活力を活用した手法の検討についても進めています。また、他自治体の先進事例や成功事例の調査を行ながら、具体的な事業展開につなげられる手法を模索しています。

橋本駅前をよりよい形に整備するためには、まず立地適正化計画を策定することが不可欠です。このため、国土交通省に対しても立地適正化計画策定に関する助言や橋本駅前整備事業への助言及び財政的支援を要請しているところです。

国の支援制度を最大限に活用すべく、関係機関との連携を積極的に進め、事業の実現性を高めてまいります。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）難しそうで、僕もちょっとあんまり技術屋のことは分からぬんですけど、ただ、イメージするのは、立地適正化計画をするのに専門職を1人、でも、途中でやめましたよね。ほんとまた何か月かたつてそこそこの、ぶっちゃけ元建設部長ですね、あんなやっぱりエース的な人をそこへ入れるというのはやっぱり本気度があると思ったんですけど、実際、僕は技術屋じゃないので失礼なことを言うちゃうんですけど、何をやっとんかよう分かれへんのです。

何でかというのは、実際、まちづくり課の

中でどうやって一枚岩になっとんか、そこは独立しとんかどうかも分からへん。だから、立地適正化計画にほんなら2年を要しとる、ほんならゴール地点はいつなのかという話になるんですけど。

そうしたら部長に伺うんですけど、部長は橋本駅を、今の立地適正化計画の情報、今現在の収集して、可能な限り国にと言いますけど、部長はどんな橋本駅を描いてるんですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）私が思っております橋本駅前整備について少しお話をさせていただきます。

橋本市、特に駅前周辺といいますのは、交通の要衝とか、あと和歌山の東の玄関口というような言い方を我々、枕言葉的によく使います。ただ、現状としましては道は狭隘ですし建物は老朽化が進んでおります。商店もかなり衰退してしまっているというのが現状というのは、もう皆さんご存じのことかと思います。何十年も前のようなにぎわいを短期間で取り戻すというのは現実的には困難であるというふうには思います。

ただ、今のままでよいとは決して思っておりません。一方で、本市はあの地域で事業をしている中で、過去に苦い経験をしているというのも事実でございます。同じことを繰り返すことはできないというふうに思っております。

したがって、あまり大きく風呂敷を広げるのではなくて、エリアを絞って段階的に整備をしていくこと、要はその整備の効果が早期に発現するようなやり方といったことは考えないといけないというふうに考えております。

それがきっかけとなって、将来にわたって波及効果を及ぼして全体が発展していく、そういう持続可能な整備につなげていくべきだというふうに感じております。

ちょっと抽象的な言い方になってしまっていますけれども、私のほうで言えるのはそういったところになろうかと思います。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）言いにくいことを言わせてすみません。やっぱり建設部長の所感というのはそこじゃないと思うので、今言った答弁というのは、僕は橋本市役所は総合政策部じゃないのと思うんです。

長期総合計画に基づいて、選挙人、市の社長、市長がどういうビジョンを描いとるかとか、それを受け副市長や総合政策がどういうふうに各部の人にレクチャーできてるかというのがまちづくりの理念であると私は思うんです。これを建設部長が答えらなあかんということ自体が僕はもう、聞いたのは僕なんですけど、でも、やっぱり限界があるんです。

国費がとかそういう話になるんですけど、今、民間という言葉が出たと思うんです。うわさでも民間と飛んでると思うんです。別に総合政策部長がお答えいただいてもいいんですよ。経済推進部長でも、建設部長に限らずフリートークでお願いします、それぞれのことです。

駅前と言うたら、まずJAビルがありますよね。JAビルがどうなっていくのというのは、そういうのはどなたが答えてくれるんですか。この数年後、JAビルがどうなるかと、端的に誰か答えれますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）駅前の在り方というのは、先ほど建設部長がご答弁させていただいたとおり、昨年度においても橋本駅前事業化検討委託を出しまして、一定の方向性というのを出しております。その中で、今、民間の方での地域に何とか参入したいという方もいらっしゃるところから、JAビルも含めまして、どのようなやり方が一番市とし

て最適なのかというのを、建設部局、総合政策部も合わせまして検討中というところでございます。ご理解ください。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ご理解できないから質問しとんでございます。

だから、JAビルが数年前から、どこかがホテルを建ててくれるとかうわさは飛んでたと思うんです。それも頓挫したということの報告も議会は受けてないし、何がどないなつとんのか分からへん状態で係をつくって立地計画のために予算を費やしとんと、何やつとんかというので、やっぱり文教厚生建設委員会になるのか、それとも総務経済委員会になるのか、全員協議会になるのか。

病院ばっかり責めとらんと、そっちは1回報告いただきたいなというのは思います。要望でもお願いでもない、別に好きにしたいと思います。でも、僕は議員なので、市民に答えるので質問を続けます。

そうしたらあの周辺は、コンパクトに段階的にと言いますけど、例えば橋本駅で一番人が乗るのといったら、来てくれる観光客、いや、それよりも仕事に行くお父さんお母さん、いや、橋本高校に下りる人。こない考えたときに、例えば橋本高校も老朽化してますよね。いずれ建て替えるときに場所を移転せえへんとか約束も取ってあるんかな、県の教育委員会と。

まちづくりする上で、高校が場所変わったら乗車人数も変わるし、みんな賢い人やから智辯か橋本高校を出とる人が多いと思うんやけど、僕の高校はなくなっちゃったんですけど、でも、橋本高校って一つの財産ですよね。そこら、ちゃんとできてんのと、これ思うんです。

これタイムスケジュールも分からないと。一番大事なのは、民間主体で進めていくみた

いな方向で言っていますけど、その人の理念と本市の思う理念と、ちゃんと両輪として回転数は合っているんですか。

政策になるの。誰になるの。建設部長が答えてええの、こんなこと。いかがですか。どっちでもいいですけど。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）私もその民間の事業者とお話をさせていただいておりますので、答弁させていただきます。

現在、ご質問のとおり、民間事業者の方から駅前整備に関する提案というのを受けているという事実はございます。まちづくりの事業といいますのは、官民連携というのは非常に有効な手段の一つというふうには考えておりますので、ご提案があれば計画の内容については説明を受けるというスタンスは取っております。

ただ、現時点では民間主導というようなことが決まっているという事実はございません。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そうしたら、まだ形づくりの骨格づくりの素案の素案の時点で、官民連携のスタートラインに立つとるわけでしょう。ほんならまだ調査段階で、ほんなら立地適正化計画のタイムスケジュールを教えてください。何年を目標にやつとるんですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）立地適正化計画の策定にかかる前に今いろんな事前の調査を行っておりますが、本格的な委託業務として策定をいたしますが、それは令和8年度から作成を始めまして、現在、2年で作成を予定しております。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ほんなら、ざっくり言うと令和10年で、となったら次、建設とか地元協議とか、だからある程度、段階を経て開

発していくと言うけど、第1段階の完成はいつになるんですか。概ねで結構です。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）立地適正化計画は令和8年、9年で作成いたしますが、今、障壁となっておりますのは、やっぱり地域との合意形成という部分と、ほかに大きな事業もいろいろ抱えている中で財政的な面でも、条件でもクリアしていかないといけないと思いますので、整備の期間、スケジュールについては今ご答弁させていただくことはできません。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ほんたら、終わりのないゴールでやっていくという、夢とビジョンを語るのは政治家の仕事なのでそれはいいと思うんですけど、ほんたらその民間と連携していくって、今、令和7年かな、7年、8年、9年で、それだけ気持ちの持続可能できるのという話。ここにおる答弁者はいないですね。今、政策企画課長とか財政課長あたりがその辺に座つとるのが5年後6年後やと仮定したときに、この思いの理念というのはずっと継続していくの。

今、人口6万人を維持しようというて切りました。あと10年たつたらというのんで、このポテンシャルが維持できる状態でいけるのという話なんです。だから、計画の理念が甘過ぎるのではないかなど。

ちょっと市長にもお伺いするんですけど、別に否定しとるわけじゃないんです。駅前ようなつたらええなと。私は旧橋本橋を渡った賢堂、向副のほうに住んでるから玄関口で、僕はもう紀伊清水が最寄り駅と言いますけど、電車に乗るとき橋本駅まで歩いていきます。僕の最寄り駅は橋本駅です。そやから、北口玄関もあつたらええし、いろんなことあつたらええなという。

ほんで、政治家として一旦苦渋の決断で中止にしたというのは、僕は評価します、そこは。終わりのないことにやってもしゃあないから、どこかで整理して次の段階また何かしらの手を入れたいんやろなと思ってそれを見てたんですけど、でも、市長はどういうふうに駅前を、市長の任期と言ったら僕らと一緒に4年じゃないですか。

ほんなら、そのビジョンで次の、今あと数か月で次の4年に向けて橋本駅をどんなふうに持っていくいかんかというのは、やっぱり、副市長、教育長もそう、総合政策部長も、田中角栄じゃないですけど自分の側近を呼んで直接レクチャーして、こうするんだよというのはないんですか。そういうふうにいくと、もっとこの人らの答弁って変わってくるのかなと僕は思うんですけど、いかがですか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）私はこうやるということを常に言っています。ただ、ちょっと民間との意見が合わんところがあって、毎回意見が変わってくるので、私の姿勢としては、もう話がつかんのやったら市単独でやるよというふうに思っています。

やっぱり玄関を出たJAビルの辺りを中心に、子育てをする世帯の図書館とその遊び場的なものを造っていきたいなど。海南市のノビノスほどのものは無理なんんですけど、やっぱり土地があんまりないので、そこに人をやっぱり集客するようなところを造っていきたいなというふうに思っていますし、その中に、例えばこれから銀行の土地も必要かなと思っている、例えばその中に銀行も入れて、その代わりその土地を協力してもらうというふうなことで、ひょっとしたら道路の付け替えも必要になるか分かりませんし。

そういうふうに、もう今、国交省からも言われているんですけど、高層階はあかんよと。

建設コストがいくらでも上がっていく中で、例えばそんなとこをもし造ってしまって、例えばホテルができたけど誰も来えへんだと。

前のところも実は計画は進んでいたんですけど、最終的に運営会社が見つかれへんだ。ここでは採算取られへんという運営会社の話があってちょっと頓挫してしまったところもありますので、JAビルについても橋本市には協力をしていただけるということで、今、これから交渉に入れます。できたら解体して売ってくれよというふうな話もJAとちょっと個人的にはしているんですけども、そういうふうに、やっぱり駅を出た正面をちょっとにぎわいのあるところに変えていく。

ちょっと西側はやっぱり土地がないので、やっぱり道路が狭いし、もう住んでる人も非常に少ない、高齢化しているというところで、こっち側はちょっと難しいなということで、ここへ人が集まることによって、ひょっとしたら民間の人の開発というのも描けるのではないかなということで、まず駅から出た正面のところを開発していきたい。

集客できる、いろんな人が来てくれるような、そういうまちづくりをできたら進めていきたいというふうな話はちょっとずつしているんですけど、なかなかそこまで行ってくれないところもあって、今、期限を切ってやれと言っているので、もう8年度から立地適正化計画を進めていきますので、その中でやっぱりそこの駅前の姿が分からんと立地適正化計画もつくれないので、そこははっきりやって、できたら5年以内にはそこが橋本市の集客できる、駅前人が集客できるような施設にしていきたいなというふうに思っています。

若い世代が来てくれたら駅前も活気ができますし、逆に、ひょっとしたら杉村公園みたいに河内長野市の人人が来てくれるような絵も

描けると思いますので、これからはまたＪＲとも、あの駅前の前の土地ありますよね。あの有効活用についてもＪＲと話をしていくたいというふうに思っています。8年度からスタートできるような形でしっかりと取り組んでいけるように、国土交通省にも、市街地整備課長にも先日の陳情で改めてお願ひしてきて、全面的に協力するよとは言ってくれているので、やっぱり国の予算も頂かんと市単独の力ではやっぱりなかなか難しい部分もありますので、うまく補助金を活用しながらやつていけたらなというふうに思っています。

ただ、土地が狭いという一定の条件がありますので、そこをうまく駅前の土地を活用できるように、市の財政のあんまり大きな負担にならんようにも考えながら進めていけたらなというふうに思っています。

○議長（田中博晃君）9番　堀内君。

○9番（堀内和久君）ビジョンというか、あるんじゃないですか、失礼ながら。それを、言ってあるんやけどと言われても、伝わっているようには僕思わないんですよ、すみませんけど。それは、何というのかな、市長以下の職員の責任ですよ。

問うたことを答えてもらえへんし、市民から聞かれたら、「いや、駅前開発しようと思ふみたいやで」しか言えれへんし、どのようにするとかも答えられへんし、これは別に、僕は職員の人がちゃんとやっぱり的確してくれないと、僕が言うことでハラスメントになったり士気が下がるんやつたらおわびしますけど、事実として、市長が述べられたことが「そんな話、聞いてないよ」と言うんやつたら、今、手挙げてくださいよ。でしよう。

どっちみち挙げられへんと思うけど、まちづくり課に関して職員を2人も配置して、片一方はもう建設部長いうたらすごい方が座っているわけでもありますから、適正化計画と

いうのはほんほんとやっぱりある程度行って。

地元協議とかで苦労するというのは分かります。限られた土地のスペースで計画が立てられない。でも、やっぱり国土交通省の市長の人脈で協力するよというお言葉を本当に頂いとるんであれば、やっぱり計画とある程度の図面を持っていて、見積り、具体的な金額、じゃ、何ぼぐらい要るんよというのを示しておかないと前へ進めれへんのと違うんかなというのは私は思うんです。

実際そうじゃないですか。自分が購入するのに、銀行でお金貸してもらえますと。自分のまあ言うたら源泉徴収、ほんで見積り、市が耐えるかと。これと一緒に思うんですけども、その辺は建設部長、まちづくり課を所管する建設部長はそういう概算見積りとかやっぱりビジョンとか、できるだけ安くと、それは当たり前の話であって、そういう協議は、元部長と言うたら、ごめんなさい、担当課と、市長がいつも言うと、教育委員会にも出しどる宿題ってやつですよね。この宿題の答えというのはちゃんと市の中核にお示しいただいとるんでしょうか。いかがですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）検討業務、令和6年度で行いました、その中で事業費というのは算出しております。ただ、そこで出している事業費というのは一つに絞ったものではなくて、いろんなパターンで出しているというところで、それについては報告のほうはさせてもらっていますが、まだ例えば国に行って、こういう形で整備したいんだ、いくらかかるんだというようなところまで地元との合意形成も含めてできていないので、なかなか国に対しては具体的な要望というのはできていないんですが、やりたいという気持ちは国の方にもお伝えしているというところです。

○議長（田中博晃君）9番　堀内君。

○9番（堀内和久君）よく分かりました。

そうしたら、ちょっと水差すようなことを言うんですけど、この民間主体、民間の方が頑張って土地の協議とか、民間の人の描いているビジョンというのんと整合性は取れているんですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）取れていらない部分がございます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そうしたら、未来の図面を描くのに、その人が汗かいてきた量、提案してきた量というのはどうなるんやろうと。うまいこと帳尻合うような形でワイン・ワインの形で駅がよくなつてほしいという、最初の、市から声かけたのか向こうから声かけたのか分かりませんけど、私はあんまり近しくないので分からぬいけども、そもそも論、こういった議論というのは、技術的なこと、教育委員会でもありますやんか。教育でやって分からへんとこは技術屋に問うていって、こういうふうに進めていくんだというのは当たり前の話です。早い遅いとか報告あるは別にして。

でも、本来、政策が駅前の橋本市の大きなプロジェクト、橋本市の顔になる部分ですよ。長期総合計画でも、何というの、まちの部分の色で丸してあるど真ん中が駅と市役所じやないですか。ほんなら建設部とか、建設部にいくら優秀な職員がおるからというても、これリーダーになっていかなあかんのは総合政策部じやないんですか。

なぜ部長が前に出て、市長の理念を一番横で筆頭部長が聞いて、皆にレクチャーして答えないんですかと。この矛盾が僕、隅々まで毛細血管まで本気度が伝わってないという表現になるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほど市長がご答弁させていただきましたとおり、最終的なビジョンというのは市長がご答弁させていただいたとおりであります。そこで、昨年度において橋本駅前の事業化検討委託業務を発注いたしました、その手法、それから時期、それらを建設部のほうで一旦まとめました。

そのまとめた内容と民間の方が実際にやりたいと言うとる内容に若干、先ほど議員にもご答弁させていただいたとおり、差異がございました。その差異を調整しているというのが今の状況であります。その中でどういうやり方をするのが一番いいのかというのを今検討させてもらつておると、そういうところであります。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）失礼ながら、その検討という言葉はお互いワイン・ワインの形で落としどころが検討やと思うんです。でも、そこが両サイドの意見が食い違うとしたら、ここで確執1ミリあつたら、この計画は3年後5年後、1メートル2メートル開きますよ。ここはやっぱり総合政策部が中心になってすべき案件であると僕は申し上げておきたい。

やっぱり技術屋は技術屋で専門性が高いので、やっぱり市街地開発がもっと人数おったときとかとまた違うので、教育委員会が、先輩議員の一般質問でもあったように、学童とかであったように、教育委員会がオーバーワークで人が足れへんと同じぐらい、今どこも、経済も皆、人手不足です、事業が多過ぎるので。地味にまちづくり課とか都市整備課も人少ないんです。

やっぱり政策がやらなあかんのと違うのというのが僕の意見です。というか、政策がすべき形がやっぱり橋本市のビジョンの、市長の描いたビジョンの側近であるのはやっぱり総合政策部長でしょう。だから、それ1回考

えて、ここまで建設部、ここからはわしらやるさかいというふうに、ちゃんと1回言うていただけますか。そうしたら僕も質問した意味あるので、あかんのやつたらあかんで、もう別に僕は協力もしませんし好きにしたらええわと思いますけど、いかがですか。もうこの質問を終わります。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）やはり総合政策部も建設部局としっかり連携した上で方針を決めていかなければいけないというのは十分認識しております。

実際、一旦、建設部局の案は昨年度末に出ておりますので、そこを基にして、どういった形で地元の方々と連携していくのか、また、議会にもどのような形で報告するのか、その辺は総合政策部も中心となって進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君の一般質問は終わりました。

この際、3時40分まで休憩いたします。

（午後3時30分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、1番 森下君。

〔1番（森下伸吾君）登壇〕

○1番（森下伸吾君）皆さん、こんにちは。2日目、一般質問、最終になろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

私の一般質問1項目め、高野口の「大正ロマン薫る街づくり」について質問をいたします。

本市は高野口町を大正ロマン薫る観光拠点のまちにするというビジョンがあります。かつてパイル織物の町として栄え、町並みにも昭和・大正の面影が残る大変魅力的な地域である高野口ですが、その核となり得る貴重な文化財が葛城館です。総ガラスの木造3階建ての建物は、2024年にはカフェとして再生され、市内外から多くの人が訪れています。

しかしながら、葛城館だけでは大正ロマン観光拠点としての魅力形成には不十分あります。中心市街地では空き家や空き地が増え、商店街はシャッター化が進行しています。観光拠点としてのポテンシャルがありながら、放置すれば地域の価値が低下し、衰退のスピードを加速させかねません。

この現状を直視しつつ、どのように大正ロマン観光拠点として磨き上げていくのか、具体策をお伺いいたします。

1. 葛城館の周辺には空き家や未利用のままの木造建築が多く残っています。葛城館を中心に重点整備ゾーンとして再生する戦略が必要と考えますが、市の方針を伺います。

2. 短期で実行できる施策について、具体策はあるでしょうか。例えば、旗や街灯、のれん、フォトスポットなど、大正ロマンの世界観を短期的に演出できる装飾や空間演出の導入はどうでしょうか。

3. 中長期の取組みについて市の方針を伺います。例えば小規模ホテル、ゲストハウス、アトリエ、和カフェなどの民間事業者との連携による観光滞在拠点の検討などについて。

4. 市として統一した高野口ブランド発信の計画はあるでしょうか。例えばロゴやキャラクターコピー、統一ビジュアルなど、どうでしょうか。

次に、2項目めになります。区・自治会における若者の参加促進や課題についてお伺いいたします。

町内会の担い手不足は深刻ですが、若い世代からは、「情報はスマホで見るのが当たり前。紙の回覧板や電話連絡は時代に合わず、参加のハードルが高い」という声を聞きます。若者の参加を促すには、彼らのライフスタイルに合った運営へと変わら必要があります。

現状の若者不在の要因を市はどう分析し、今後、デジタルの力を借りて、どう打開していくのか、具体的な対応策について見解を伺います。

3項目めになります。デジタル地域通貨「ハシモ」のカード普及について。

本市が進めているデジタル地域通貨「ハシモ」については、キャッシュレス促進や地域経済の活性化に寄与する非常に有望な取組みであると認識しています。

一方で市民の中には、スマートフォンに慣れておらず使いこなせない、アプリの操作に不安があるといった、高齢者を中心としたデジタル弱者の方々が少なからず存在します。

このような市民の不安を軽減し、より多くの方に「ハシモ」を安心して利用していただくためには、スマホアプリ型だけでなく、現金をチャージして使えるカード式ハシモの普及を市として積極的に進めるべきではないかと考えます。

電子通貨に苦手意識を持つ方々が安心して使える環境づくりのため、カード型ハシモの普及促進、そして利用支援体制の強化について、市としてどのように取り組んでいくのか見解をお伺いいたしまして、私の壇上からの質問といたします。

○議長（田中博晃君）1番 森下君の質問項目1、高野口の「大正ロマン薫る街づくり」に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）高野口の「大

正ロマン薫る街づくり」についてお答えします。

高野口駅前は明治時代後期から大正時代に高野詣の起点として繁栄した歴史があり、その繁栄を今日に伝えているのが駅前の葛城館と高野口駅舎であると言われています。

また、駅の近隣には旧大和街道や国の重要文化財の高野口小学校、小田頭首工などの歴史的構築物や昭和期に隆盛を誇った高野口パイルの工場が今も現役で稼働しています。

地理的に見ても、紀の川に向かって平地部分が比較的広く、徒歩での散策が可能な地域となっています。

こういった中、議員のおただしにもあったとおり、葛城館が2024年にカフェとして営業を開始し、また、近隣には地域の古民家を再生させた高野口乃湯がオープンするなど、民間の活力による地域活性化の機運が高まっています。

一方で、高野口駅舎について所有者であるJR西日本の方針により駅のシンプル化に関する提案があったことや、高野山のオーバーツーリズム問題などに鑑み、市として交流人口を増加させる好機と捉え、高野口駅周辺の観光地化について検討することになりました。

しかしながら、観光地化には地元住民や商工事業者のご理解とご協力が不可欠であることから、令和6年10月24日にわがまち高野口魅力再生協議会を設立し、官民共同での協議を開始したところです。

さて、一点目の、葛城間を中心に重点整備ゾーンとして再生する戦略の策定に対する市の方針についてですが、高野口駅前における観光地化のための取組みは、現在、協議会を設立し、高野口駅を含めた地域資源を活用した事業の構築や各地域団体から提案のあった事業の整合性の確保についての協議を行っており、議員おただしの空き家や空き店舗など

についても重要な地域資源として捉えていませんが、現在のところ具体的に活用する議論にまで至っていません。

しかしながら、今後議論が成熟しその必要が生じた際は、市としても検討する必要があると考えています。

次に、二点目の、短期で実行できる施策についてですが、高野口駅舎の所有者であるJR西日本の方針もあり、歴史的価値のある高野口駅舎の改修及びその利活用を最優先に進めているところです。

また、一方で、地域の機運を醸成する活動として、高野口町商工会が会員用に提灯やステッカーの作成を行ったり、紀州繊維工業協同組合が地場産品を市内向けにPRするイベントを行うなど、活動が活発化しています。

今後も協議会においてコンセプトの整合を図りつつ、地域の創意工夫を最大限に尊重するとともに、情報の発信や制度の活用など行政として行える支援については継続的に実施したいと考えています。

次に、三点目の、中長期の取組みについてですが、現在のところ、様々な意向はあるものの事業者間において調整が取れていないものがほとんどで、今後の協議において決定し、事業者の協力の下、実施していくことになります。

一方、地域での滞在時間の延長を図るため、民間の宿泊事業者が設立した民泊・宿泊事業者連絡会により民間事業者間での連携体制が構築されており、今後連携した取組みが必要となると考えています。

最後に四点目の、高野口ブランド発信の計画についてですが、前述したとおりの協議進捗状況であるため、現時点で具体的な計画はありません。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番(森下伸吾君)ありがとうございます。それでは、ご答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、駅舎改修を最優先に進めるというふうにありました。この駅舎については令和6年9月議会で議長が一般質問を行っております。そのときの答弁では、令和5年6月、つまり2年前にJRの担当者が来庁し、駅舎の活用について本市の考え方の確認に来たということがありました。

その後、令和6年6月にJRの担当者から再度、高野口駅の活用について説明を受けたということあります。その間の令和5年から令和6年の1年間は何もその間は協議しなかったということになると思います。

さらに、議長が質問した昨年から現在まで、もう既に1年もたっております。その間、具体的なことははっきりと決まってないんじゃないかなというふうにも思います。

いつまでもJRが高野口駅舎に対して待ってくれるとは限らないと思います。ですので、JR側もあの駅舎をどうするのかということで思案しているところやと思います。JR側も高野口駅舎の建物の譲渡については、市などの自治体で受けてもらえば譲渡してもいいということも言っておるということありますし、そこから民間の指定管理などで活用することも可能だというふうにも聞いております。

ただ、やはり市としてこの駅舎を残すかどうか、その方向性がはっきり決まらなければ何も決まらないということであると思いますので、令和5年からもう今2年もたっていますから、あまりにも時間がかかり過ぎているというふうには思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答

えします。

令和5年から令和6年の動きというのは、確かに令和5年に高野口駅をシンプル化するという方針でJRのほうから提案いただいたというところでした。そこから令和6年までの間というのは確かに具体的な協議というのを至っておりませんで、昨年度、議長のほうからもご質問を頂きまして、令和6年10月24日に協議会を立ち上げておるというような状況になっております。

協議会といいますのは具体的に言いますと、高野口商工会、それから紀州繊維工業協同組合、高野口の区長会、橋本市と、あと高野山麓ツーリズムビューロー、この五つで協議しているような状況になっておりまして、現在の進捗なんですけども、先ほども壇上の答弁で申し上げたとおり、駅の改修の方針というところを重点的に進めようということで、協議の内容なんですけども、実は大きな協議会の中ではかなりいろんな物事が、いろんな意見が上がってきまして收拾できない状況というのが、昨年10月24日に最初立ち上げまして2回目の会議が1月28日、令和7年に入って5月15日、3回いろんな協議をさせていただいたんですけども、まとまらないというところで、新たに若者でつくった部会を設置しました。

その部会におきまして5回、毎月、5月、6月、7月はちょっと飛んだんですが、8月、9月、10月の5回協議をしております。そういった中で概ねの高野口駅の利用方針というのが部会のほうで固まってまいりまして、一定の方針が出ております。

これを12月末の協議会に諮るという状況に現在なっておりますので、恐らく市が方針を出してからJRに伝えて、そこから恐らく2年から2年半ほどかかるというふうに聞いていますが、その状況に持っていくために、今、

協議を進めておるというような、そういう状況になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）今、協議会が立ち上がっておりまして、その協議会の議論を尊重するということはもちろん大事やと思いますし、市としてはやはり、どちらかというとその協議会をしっかりとサポートしていく、後ろから支えていくというところやと思いますが、ただ、やはり任せきりであれば何も決まらない。

先ほどからのお話にもあったように、やっぱり議論がかみ合わないとか、いろんな意見が出てまとまらないということもあると思いますので、そこはやっぱり協議会がスムーズに協議を進めるためにも、市の担当がしっかりとそこは下準備をしていかないといけないんじゃないかなというふうにも思います。いろいろなところではやっぱり事務局的な立場で市の担当が入るということもありますが、その点のお考えはいかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

基本的には事務局で市の経済推進部のほうは入っております。ただ、協議会の委員としては、私がもう現場に入らせていただきまして、その会議を総括させていただいているような状況になっております。

やっぱり、高野口駅の改修につきましては、市が譲渡を受けて、建物は譲渡するけど実は土地は譲渡できへんという話でちょっと変わっておるんですけど、そういうちょっと方針があるんですが、まず市が音頭を取って高野口駅の改修方針というのをしっかりと立てていこうかなというところで動いております。

ただ、地元を観光地化するにあたって、地

元が例えば飲食店を日曜日に開けやんなあかんやないかとか、空き店舗を利用して取り組まなあかんやないかというところにつきましては、これは市はどっちかというと後ろ盾、補助金を申請したり後ろ盾で頑張っていかなあかん部分かと思いますので、その辺、明確に区分しながら進めていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）その辺り、しっかりとスムーズに協議が進んでいくためには、やっぱりしっかりと下準備といいますか、そういう素案的なことも提案していかなあかんのじやないかなと思います。

やはり、先ほどもお話があったように、今、高野口乃湯もできていますし、あとは大野地区でスイーツの店も小民家を改良して作ってくれています。ですから、今そういった空き店舗とか空き家とかいうのがどんだけあるんかというのを現状把握をして、それを提案していくということもやはり必要じゃないかなとも思います。

そういうた、いわゆる空き家や空き店舗の現状調査とか、いわゆるそういう空き家を持っている方の所有者の意向調査であるとか、現在活動しているそういう事業者の課題を把握するとか先進事例の収集とか、そういうた、いわゆる協議会が質良く協議を進めるためにも、素材づくりというかそういうのも市として先行的にやっていかなあかんのじやないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、空き家の調査につきましては、全般的な調査は行っていないんですが、当然、空き家対策の一環で建設部と連携しながらその

辺はやっていかなあかんとは思っております。そこはちょっと、実際そこまでは連携、今まできていない状況なんですが。

そんな中で、建設部の建築住宅課におきましては、新たな空き家対策として、これはまた、12月、後日、文教厚生建設委員会でも具体的な内容を説明するということなんですけども、そういう地域の体験施設とか滞在施設とか交流施設に空き家を使う場合の補助制度というのも構築されるというところですし、あと、市の産業振興課におきましては新たな、新しく店舗を造る際には創業補助金なんかも使えますし、その辺の情報もしっかりと伝えながらやっていきたいのと、あと高野口町商工会におきましては、空き店舗情報というのをより具体的にするのに、実際まだなかなか情報が集まらないということで聞いておるんですが、ちょっと今掘り下げて、近隣の方に空き家情報、空き店舗情報というのを伺つておるような動きは見せておりますので、その辺も支援しながら、僕らも主体的にというか伴走しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そこはしっかりと進めていってもらいたいなというふうにも思います。

併せて、協議会、もちろん主体でやっていただくのは大事だと思いますが、併せて、高野口、先ほど答弁でもありましたように、各商工会の会員の軒先に今、提灯が飾られています。ああいった取組みもすごくいいなと思うんです。

ですので、ああいった取組み、いわゆる短期的にまちを盛り上げていくような取組みも並行して市としても考えていかなあかんのじやないか、みんなお任せだったらあかんのじ

やないかなとは思うんですが、例えば、さつきもありましたように、街灯のバナーであつたりのぼり旗であつたりとか、あとはフォトスポットを作つてみたりとか、そういうつた、高野口の世界観を形づくる上で、短期間でできるようなことも並行して検討していかなあかんのじやないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

まず、昨年なんですけども、これ議長からの去年の質問の中でもお答えさせていただいたように、サイクリングスポット、デジタルサイクリングマップなんかを作りまして、どこに店があつて、どういうふうな周遊をすれば回れるよというようなものもできております。

あと、ただ今、提灯につきましても大正というコンセプトでまとめようよというところで、私のほうは直接、高野口町商工会のまちづくり委員会へも行かせていただいて説明させていただいて、ステッカーもできておるという状況になっております。

これは当然、経費は高野口町商工会の経費なので、当然、功績は高野口町商工会というふうになってくるんですけど、そういう物事をまとめる役というのは担わせていただいておりますのと、市としても、ちょっとフォトスポットとかいろいろ意見は頂いております。例えば、小田頭首工のところでもっと利用できたら、すごくいい施設やのに活用してほしいという個々の意見はたくさん頂いておるんですけども、どのようにまとめていこうかというところはちょっとまだまとまっておりませんので、ちょっと明言はできないんですが、そういうような資源を集めまして、何とか高野口の観光化というところで一つのものがで

きないかというところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君） 1番 森下君。

○1番（森下伸吾君） 今月、12月、協議会が開かれるということで、そこでまた提案をされて、はつきりと駅舎の方向性もまたそこで議論されるということですから、そこでしっかりと決まって、また高野口のまちづくりというのを、協議会の皆さん方の知恵と市の実務的な後押しがあって前に進めていってもらいたいなというふうにも思います。

その上でやはり市としては、準備できること、先ほどから言ったように準備できること、後押しできることは今のうちから積極的にやっていくべきじやないかなというふうにも思います。

先ほどから橋本駅前の開発の質問もありましたが、橋本駅前というのはどちらかというとやっぱりスクラップ・アンド・ビルドしないといけないところも多いと思います。ただ、やっぱり高野口駅前というのは、やっぱり今までのあつたよき素材をよりブラッシュアップして活用していくことが大事じやないかなというふうに思いますし、今、現にやっている高野口乃湯やさつき言ったスイーツであるとか、あとは高野口小学校もそうですし前田邸もそうですし、いろんな実は観光資源が、我々は分からないですけど、外から見たらすごく貴重な観光資源が眠っているというふうにも思いますので、その辺りをしっかりとブラッシュアップしてもらいたいなと思います。

皆さん方、ご覧になった方もいると思いますが、今、映画で「国宝」という映画があります。興行収入が173億円を突破して、日本映画、邦画の実写作品の歴代最高興行収入を22年ぶりに更新したということあります。

見られた方もおると思いますが、私もあれ

見たんですが、今、和歌山でも有名になっているのが岩出市の某ホテルであります。あのホテル、私もよく行ったりはしていたんですが、すごく昭和チックで、もう建て替えなどのかなと思うような形で思ったこともあるんですが、逆にああいった昭和的な古い建物やから映画の舞台に選ばれたということもあります。

ですから、古いからいけないんだということはもちろんないとは思います。いかにある資源をよりブラッシュアップできるかということもこれから大事になってくると思います。ですので、その辺り、しっかりとよき素材をしっかりとブラッシュアップしていただければなというふうにも思います。

高野口には、さっきも言ったように、葛城館をはじめ、歴史、文化、景観、産業というほかにない魅力がそろっております。市と地域が同じ方向を向いて、少しずつでも前に進めていけば、必ずや「大正ロマン薫る街」として輝きを取り戻すことができると信じております。

今後も協議会とともに、また、地域住民の方々とともに力を合わせて高野口の魅力発信をしっかりと取り組んでいってもらえるようにお願いを申し上げまして、一つ目は終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、区・自治会における若者の参加促進や課題に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）区・自治会における若者の参加促進や課題についてお答えします。

現状の若者不在の要因については、共働き世帯の増加により家庭と仕事の両立に追われる状況などライフスタイルが変化しているこ

とや、地域コミュニティへの関心の低下や個人主義の広がりなど価値観が多様化していること、また、区・自治会活動の負担感への懸念など様々な要因が考えられます。

これらのことから、区・自治会に対する関心が低くなっていることは、地域コミュニティの希薄化や災害時の共助機能の低下といった様々な社会問題につながる可能性があります。

議員ご指摘のデジタル技術を活用した対応策として、令和6年度から区・自治会の事務改善やデジタル化事業を推進する場合、SDGs交付金に5万円を上乗せして支援しています。具体的な事例として、デジタル回覧板や自治会費の口座振替、役員引継ぎ事項や会計帳簿のデジタル化、ホームページの運営、メールやLINEを活用した連絡システムへの移行支援が挙げられます。

これらの区・自治会の取組みを支援することで、若い世代を含む幅広い世代が参加しやすい環境を整え、地域コミュニティの活性化をめざしてまいります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

ご答弁では若者不在の要因として、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、自治会活動の負担感などが挙げられていました。まさにそのとおりだというふうにも感じます。

現状では、自治会のデジタル化推進はどうしても自治会の側の意欲に依存しているような面もあると考えます。例えば、先ほども答弁がありましたように、LINEとかでの連絡網への移行であるとか、あとはデジタル回覧板の導入であるとか会計業務のデジタル化であるとかなどは、進めたいと思っても、区

で誰が一体担当するのか、あとは操作が分からぬといふ理由でなかなか踏み出せない地域もあると思います。

そこで、市としてデジタル化を推進するモデル自治会を、そのモデルになるような区をもっと増やすべきではないかなというふうにも思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）議員おっしゃいますように、やはり自治会の高齢化というのは目覚ましいものがありまして、本市ではSDGs交付金のプラス5を実施してから、自治会としたら、積極的に取り組んでくださっている自治会、それから取り組みみたいんだけれどもどうやっていいか分からぬといふ自治会、高齢化しているのでという、もう最初から諦めている自治会、こういった自治会の、意欲的なといふか、意欲で言いますとそういうふうに分類できると思います。

特に、取り組みたいんだけれどもどうやって取り組んでいいか分からぬといふ自治会に対して効果的だと今のお話は思えますので、実際にもう今取り組んでくださっている自治会も数団体ございます。それらをしっかりとパートナ化して、担当課において伴走支援ができるような、モデル地区となってそのモデル地区を各地域に展開できるような仕組みをつくりていきたいといふには考えますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そこは取り組んでいただけるということで、やはりこうなりますと、やっぱり地域だけでは、地域の人材だけではそこは取り組めないと思いますので、しっかりと担当課としての支援、強化をお願いしたいなと思います。

そういう面で担当課が積極的にその地域に入って進めていくといふことも考え

ていらっしゃるということでよろしかったでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）担当課はもちろんのこと、各地域には地域担当職員というのもございますので、その職員も含めて進められればなといふうに考えております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

そこを含めて進めていただければと思います。

ただ一方で、参加が進まない若者世代には、一体、区・自治会といふのはどんな活動をしているのか見えないとか、あとは役割や負担が大変そうといふ不安を持っておって、自治会が魅力的に映ってないのではないかなどといふうにも思います。

そこでお伺いしたいと思うんですが、若者が参加したくなる理由づくり、魅力づくりを市として戦略的に進めるべきではないかななどといふうに思うんです。

例えば、若者が主体となってその地域でイベントをするときにそれを支援するとか、あとはSNSで広報の強化をするとか、あとは、スポットで短期間にその地区、地域のイベントに参加してもらえるような、こういった取組みを後押しするというようなことで、若者がよりその地域に入り込んでいきやすいような取組みをもっと市としても進めていくべきじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今、議員がおっしゃったようなイベント等を市が主体的に実施していくとなりますと、やっぱり区・自治会の数といふのがかなり多いところではございますので、市が主体となってそういうイベントを実施するといふのは考えておりませんが、例えば、区・自治会がそういう若者

を対象として何かイベントを実施したいというのを、SDGs交付金等を使って実施される、そういうような状況が発生した場合には市のほうからも何らかのサポートができるよう、区・自治会がどんな活動しているのかというのをしっかり知ってもらえるように、一緒になってPRしていくというのはやっていきたいと思います。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）もちろん主体は自治会やと思いますので、そこはもう担当課としてはサポートしていただくという面では変わりないというふうに思います。

さらに答弁の中では、災害時のときに共助機能にも影響するというご指摘がありました。まさに若者不在のままであれば地域防災力の低下は避けられないというふうにも思います。

そう言われると、最近そういう地域での防災訓練というのもなかなか行われていないんじゃないかなというふうに思います。そういう点では最近どうでしょう、地域の防災訓練なんかというのは行われている状態でしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

現在、橋本市におきましては、自主防災組織が出来上がって、もう115組織が出来上がっております。本市といたしまして、この自主防災組織の活動を支援するために活動補助金というものをお出ししまして、訓練の実施であったり活動に必要な資機材の購入であったりというものを支給しているわけでございますが、今年度、12月2日現在におきまして訓練の実施状況は、この活動補助金を使って訓練していただいているところは20件と承知しております。

当初予算を取っておりました金額を既に上

回っております、流用対応して足らずの分を補完しているような状況ですので、年々増えてきているという状況になっております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）20件実施していただいて、それが広がっていくということはすごくいいことだと思いますし、やはり身近で、例えば簡単に焼き出しを地域でやって練習しましょうよという形でやつたら、やっぱり地域の人がみんな集ってきて、若い人たちも集ってきて焼き出しをやって、それをやつた後、子どもたちに振る舞うとかでも、それも実際の、まあ言えば地域交流にもつながっていくと思いますし防災力の向上にもつながると思いますので、そういう面ではどんどん進めていってもらえたならというふうにも思います。

防災の視点から、そういうふうな形で若い方にもどんどん入り込んで参画してもらえるような取組みをさらにお願いしたいなというふうにも思います。

先ほどからもありましたように、若者が自治会の活動になかなか参加しない理由としては、やっぱり自治会活動の仕事がやはり煩雑で大変だと思われている方も多いと思います。自治会の仕事をさらに簡素化するとかスリム化するとかということも大事ではないかなと思うんですが、その点、今お考えとかあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）自治会の仕事を簡素化するのは、やっぱり一番大事なのは議員がおっしゃっているとおりのデジタル化だと思っていますので、一番最初に答弁させていただきましたとおり、まずはやる気のある自治会、やる気のある区長のところでデジタル化が進められないかというのをしっかりと把握しまして、伴走して進めていけるよう

にというふうには考えております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

今回の質問で、区・自治会における若者参加が進まない理由にはいろいろあるというふうなことが分かってまいりました。再認識いたしました。

同時に、市としてもデジタル回覧板や連絡システムの改善、あとは事務作業の軽減化など、若者を含む幅広い世代が参加しやすい環境づくりを進めていただけるということで、さらに前向きな答弁も頂きました。

地域の未来を支える若者と経験豊かなベテラン世代が自然に交わって、世代を超えて支え合えるコミュニティを築いていってこそ安心安全なまちづくりにつながるのではないかというふうにも思いますので、今後ともそういうことでいろいろ知恵を出しながら、より切磋琢磨しながら安心な地域に取り組んでいただけますことを期待いたしまして、二つ目は終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、デジタル地域通貨「ハシモ」のカード普及に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）デジタル地域通貨「ハシモ」のカード普及についてお答えいたします。

ハシモカードの普及促進の一環として、本年4月及び5月に地区公民館にて出張登録を実施し、スマートフォンによるアプリ登録のサポートを24名の方に行い、また、スマートフォンをお持ちでない方や操作が苦手な方15名に対して、ハシモカードの発行を行うとともにポイント利用方法の説明を行いました。

令和7年4月時点ではハシモカードの発行者数は333名でしたが、11月時点で675名へと

倍増している状況です。今後も参画ポイントや推進ポイントのさらなる普及をめざし、出張登録の継続やイベントでの啓発活動によりハシモカードの普及促進に努め、ポイントの利用方法についても丁寧な説明を心がけてまいります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）それでは、再質問をさせていただきます。

ハシモのカード普及としておりますが、デジタル化を進めるのであれば、専用のアプリをスマートフォンにインストールして使用するのが基本であるとは思いますが、しかし、スマートフォンをお持ちでない方、アプリ利用が難しい方は専用のカードを作成することができるようになつております。

昨日の一般質問でもありましたように、国から重点支援地方交付金もまたあるというふうにも予想されまつし、また、再びプレミアムつき商品券も発行されるかも分かりませんし、その点では、やっぱりハシモというのはこれからどんどん普及していくかといけないんじゃないかなというふうにも思います。

先ほどのご答弁では、今年4月と5月に公民館で出張登録を実施して、24名のアプリ登録サポートがあつたり15名の方にカード発行を行つて、カードの発行者数も倍増したというようなことも答弁でありました。これは大変すばらしいことやと思います。

やっぱり、やればそういった結果が出るんじゃないかなと思いますが、しかしながら、出張登録の機会がこうやって限られているために、行きたくても行けなかつたとか、あとは知らないうちに終わつとつたというような声もあるかもしれません。

そこで伺いたいのが、自治会とかあと老人

クラブのそういった集会、地域の定例行事に合わせて市の担当者が出向いて、申請から、申込みからチャージまでワンストップで支援するような出前の登録体制をさらに拡充していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

4月と5月に出前の出張登録させていただきまして、答弁させてもらったとおり、登録者も、発行者も、数、実績はございます。今後なんですけども、引き続き、プレミアムの事業はちょっとどうなるか分かりませんけども、出張の登録については実施を考えております。

ただ、チャージにつきましては制度がちょっと複雑になりますので、今後検討したいとは思いますが、今後も自治会、また、団体等へのこちらから出向いての対応というのは続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そういった出張の出前講座みたいな形で回数を増やしていただくことで利用者の裾野が広がっていくと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

また、先ほどのご答弁では今後もイベントでの啓発や推進ポイント等の普及を進めるということでありました。ただ、カードを持っていてもどこで使えるか分からぬとかいうような不安が、やっぱり利用を阻む原因になっているんじゃないかなと思います。

そこで、利用できるそういった店舗などの拡大をこれからどんどん進めるべきじゃないかなと思いますが、まだまだ少ないんじゃないかなと思いますが、その点の拡大に関して

の取組みはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

ハシモカードの利用店舗なんですけど、現在131店舗になっております。ハシモ全体の、スマホを含めての全体の利用店舗が380店舗ありますので、だいたい3分の1がカード利用可能というふうになっております。

まだまだ少ない状況なので、今後も年間に1回の説明会のときにはその辺の普及というか啓発は行っておるんですが、まだまだいろんな事情があって導入できないという店舗もございますので、その辺、事情をしっかり整理しまして啓発に努めたい、今後も啓発に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）カード普及率だけじゃなくて、やっぱり利用率の向上こそが普及の本質だと思いますので、ぜひともそこも取組みをよろしくお願いしたいと思います。

市としては誰ひとり取り残さないデジタル化を進めていると思います。しかしながら、カードの活用が十分に進まなければ、結果としてデジタルに弱い高齢者ほど損をするというような逆転現象が起きかねません。

そこで、デジタルに苦手意識を持つ高齢者を積極的に支援して、使えるようになるまで寄り添う仕組み、いわゆる伴走型のそういったサポートをどうやっていくかというような考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

伴走型ということで、現在もカードの発行につきましては、高齢者以外の方もそうなんですけども、政策企画課の窓口にはなります

が、対面でハシモカードの説明と発行の手続きを行っております。

高齢者等について、今後は、最初にも答弁させていただきましたが、各地での出前登録などでも対面式で丁寧な説明を心がけて普及に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ぜひともそこも、誰ひとり取り残さないデジタル化に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

現在、ハシモのポイントは有効期限があります。有効期限を過ぎると失効、なくなってしまうんですね。ですので、先日、総務経済委員会で御殿場市に視察に行ってまいりました。そのときに御殿場市では同じようにデジタル地域通貨「富士山Gコイン」というのを導入しております、それについて勉強させてもらったんですが、富士山Gコインは有効期限がありませんでした。さらには、いつでもチャージができますし、どこでも、その店舗ではいつでも使用できるということでありました。

橋本市もこのハシモを普及させたいのであれば、有効期限をなくして、いつでもチャージできるようにすべきではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

まず、チャージの件ですが、現在チャージについてはプレミアムつきのデジタル地域通貨に限定して行っております。予算面や制度設計について検討すべき事項はありますが、日常的にハシモを利用した買物などが実現できるかどうか、調査研究を進めていきたいと考えております。

また、最初の利用期限ですけども、現在、

プレミアムつきの部分は、交付金等の関係もございますので期限のほうは設定しておりますが、今後また検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

本市が進めるデジタル地域通貨ハシモは地域経済を元気にさせる取組みであるというふうにも思います。しかし、その恩恵を市民全體が受けられなければ、本来の目的は果たせないというふうに思います。

今回、出前の登録会場の回数をさらに増やしてもらえる、さらには利用できるお店も拡大してもらえる、高齢者も使えるようにさらに寄り添っていただける、さらに、チャージできるような場所、有効期限も検討するというふうな答弁を頂きました。

行政と地域、そして私たち議会が連携して、誰ひとり取り残さないデジタル化、「人かがやき あたたかさ湧き出る みんなで創造する元気なまち 橋本」へと引き続き進化させていくことが大事だと思います。市民にとってより利用しやすいハシモとなるように私どもも協力してまいりますので、当局のさらなる取組みを要望いたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明12月3日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

(午後4時30分 延会)

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 田中博晃

副議長 南出昌彦

1番議員 森下伸吾

10番議員 垣内憲一